

平成 20 年 度

市川市じゅんかん白書

—資源循環型都市づくり—



余熱利用施設
オープニングセレモニー



市民まつりへの参加
(じゅんかんパートナー)

市 川 市

目 次

第Ⅰ部 資源循環型の都市^{まち}いちかわに向けた施策とその検証・進行管理

第1章 資源循環型の都市^{まち}いちかわを目指して

第1節	資源循環型社会の形成	3
1.	資源循環型社会の基本原則	3
2.	市川市の課題	3
第2節	“いちかわじゅんかんプラン21”の策定と取り組み	4
1.	市民による資源循環型のまちを目指した廃棄物処理計画の策定	4
2.	目指すべき将来像と基本方針	5
3.	5つの数値目標と具体的施策	6
第3節	5つの数値目標の達成状況と今後の課題	9
1.	1人1日当たりの排出量の削減	9
2.	資源化率の向上	11
3.	焼却処理量の削減	13
4.	最終処分量の削減	14
5.	生活排水処理率の向上	15

第Ⅱ部 平成19年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節	普及啓発事業の推移	19
第2節	市民・事業者・行政による取り組み	20
1.	集団資源回収	20
2.	レジ袋削減に向けた取り組み	24
3.	廃棄物減量等推進審議会	27
4.	循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）	28
5.	廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）	29
6.	清掃行政協力者表彰	30
7.	コンポスト容器・電気式生ごみ処理機購入費補助制度	31
8.	生ごみ・剪定枝葉の資源化	33
9.	生ごみ資源化モデル事業	35
10.	市川市リサイクルプラザの設置	36
第3節	行政からの情報発信	37
1.	「ごみ分別ガイドブック」の配布	37
2.	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	37
3.	ホームページ・広報誌による情報発信	37
第4節	環境学習	38
1.	環境学習用副読本の配布	38
2.	出前説明会	38
3.	施設見学	39

第2章 ごみの収集・処理・処分体制

第1節	ごみの収集・処理・処分事業の推移	43
第2節	ごみの排出量・処理量	44
1.	ごみの排出量	45
2.	ごみの中間処理量	46
3.	ごみの最終処分量	46
4.	資源化量と資源化率	47
第3節	ごみ収集事業	48
1.	ごみの12分別収集	48
2.	ごみ集積所の設置とごみの収集	53
3.	家庭系ごみの指定袋制	56
4.	大型ごみの有料収集	57
5.	有害ごみの収集	58
第4節	ごみ処理・処分事業	59
1.	ごみの中間処理	59
2.	資源物の資源化	67
3.	燃やすごみの組成	68
4.	燃やさないごみの組成	70
5.	ごみの最終処分	72
第5節	事業系一般廃棄物対策	74
1.	事業系一般廃棄物の適正処理	74
2.	事業用建築物に関する適正処理への取組み	77
第6節	不法投棄の防止	79
第7節	動物（犬・猫等）の死体処理	80

第3章 予算・決算・原価計算

第1節	廃棄物処理事業に係る平成19年度予算及び決算	83
1.	歳入	83
2.	歳出	84
第2節	平成19年度 ごみ処理原価計算	87
1.	経費	87
2.	単位当たり原価	89
第3節	平成19年度 し尿等処理原価計算	94
1.	し尿処理原価	94
2.	環境衛生部門その他の経費等	94

第4章 生活排水処理事業

第1節	生活排水処理事業の推移	99
第2節	生活排水処理事業の概要	100
第3節	し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬	102
1.	浄化槽汚泥収集運搬	102
2.	し尿収集運搬	102
第4節	し尿・浄化槽汚泥処理施設	103
1.	衛生処理場施設概要	103
2.	処理方法	103
第5節	浄化槽の清掃	105

第5章 環境美化事業

第1節	概要	109
第2節	駅前清掃	109
第3節	雑草除去	109
第4節	害虫駆除等	110
第5節	土砂等の埋立て等に関する規制	110
第6節	江戸川クリーン作戦	111

<参考資料>

◆平成20年度一般廃棄物処理実施計画	115
◆市勢と廃棄物事業のあゆみ	136
◆環境清掃部組織	144

第Ⅰ部 資源循環型の都市^{まち}いちかわに向けた施策とその検証・進行管理

第1章 資源循環型の都市^{まち}いちかわを 目指して

第1節	資源循環型社会の形成	3
1.	資源循環型社会の基本原則	3
2.	市川市の課題	3
第2節	“いちかわじゅんかんプラン 21”の策定と取り組み	4
1.	市民による資源循環型のまちを目指した廃棄物処理計画の策定	4
2.	目指すべき将来像と基本方針	5
3.	5つの数値目標と具体的施策	6
第3節	5つの数値目標の達成状況と今後の課題	9
1.	1人1日当たりの排出量の削減	9
2.	資源化率の向上	11
3.	焼却処理量の削減	13
4.	最終処分量の削減	14
5.	生活排水処理率の向上	15

第1章 資源循環型の都市^{まち}いichかわを目指して

第1節 資源循環型社会の形成

1. 資源循環型社会の基本原則

廃棄物行政には、生活環境の保全や公衆衛生の向上といったこれまでの大きな目的に加えて、循環型社会の形成という役割が求められています。平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理の優先順位が明確化されました。第一に廃棄物の発生を抑制し、第二に再使用、再生利用を進め、第三に適正処理を行うという施策を充実・展開させていくことが必要となっています。

資源循環型社会：天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会で、ごみ処理の基本原則があります。

＜三つの基本原則＞

- ①「廃棄物の発生抑制」＝何よりもまず「ごみを出さない」
- ②「循環的な利用」＝出たごみは「できるだけ資源として使う」
- ③「環境負荷の低減」＝どうしても循環利用できないごみは「適正に処分する」

2. 市川市の課題

これまでの本市のごみ処理行政は、人口の増加に伴って増大するごみの迅速かつ適正な処理への対応は、処理施設の建設や収集体制の整備など、出された後の処理が中心であり、現在のごみ処理基本計画を策定した平成13年度当時には次に掲げる深刻な課題がありました。

本市の課題（平成13年当時）：

- ①市内にごみの最終処分場がなく、他市の民間最終処分場にごみの最終処分を依存している。
- ②生活スタイルの変化や人口の増加等により、市民一人当たりのごみの排出量が年々増加している。
- ③資源化率が全国平均より低い

それらを解決するため、市民と行政が一体となった取組みによる**資源循環型の都市いichかわの実現に向けた取り組みが始まりました。**

第2節 “いちかわじゅんかんプラン21”の策定と取り組み

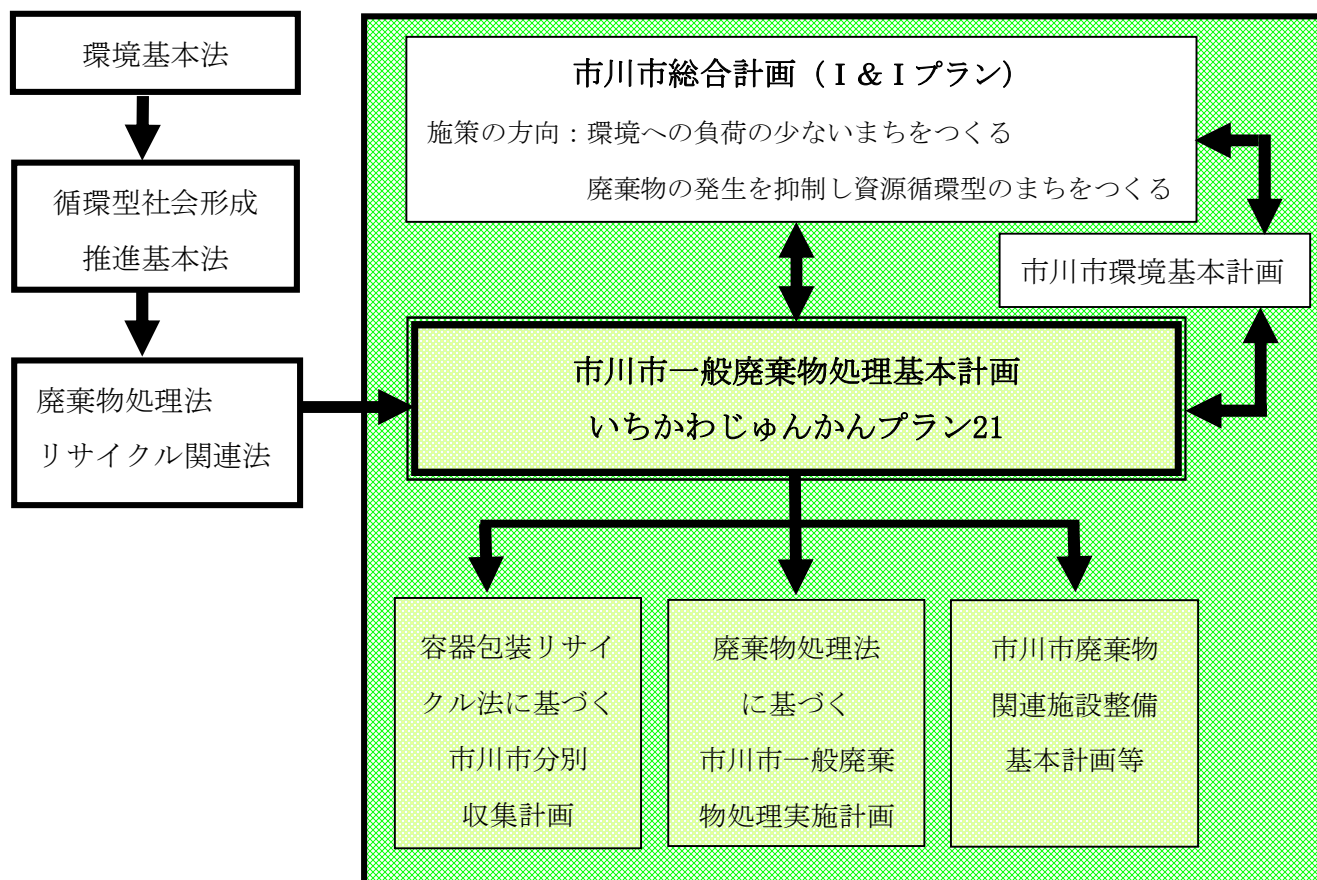
1. 市民による資源循環型のまちを目指した廃棄物処理計画の策定

本市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に規定された長期計画として、また、市の総合計画を推進するための個別計画として、**平成14年3月、市川市一般廃棄物処理基本計画“いちかわじゅんかんプラン21”**（以下「じゅんかんプラン21」）を策定しました。

「じゅんかんプラン21」は、資源の循環を基調とした21世紀初頭の廃棄物行政を進める上での基本的方向性を示した計画であり、ごみや生活排水の処理に関する施策を総合的・計画的に推進していくために定めたものです。

策定に際しては、市川市廃棄物減量等推進審議会の答申や、市民と事業者、専門家で構成する「循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）」の提案、市民アンケートなどを参考にし、検討を進め、平成6年度に策定された従前の基本計画を全面的に見直しました。

本市は、「じゅんかんプラン21」に基づき、市民、事業者と連携して“資源循環型都市いちかわ”を目指した様々な取り組みを推進しています。



2. 目指すべき将来像と基本方針

(1) 目指すべき将来像

「じゅんかんプラン21」は、平成14年度から23年度の10年間を計画期間としています。

■目標年度：平成23年度

■目指すべき将来像

資源循環型都市いちかわ

- ・廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用・再資源化（リサイクル）の優先順位に基づいた施策
- ・「脱焼却」「脱埋立」を念頭においた施策
- ・環境への負荷を低減した廃棄物の適正な処理に基づいた施策

(2) 基本方針

① 持続可能な循環型社会の構築

将来的に適正なコストによる持続可能な循環型社会の構築を目指します。

② 高品質な再生資源の確保

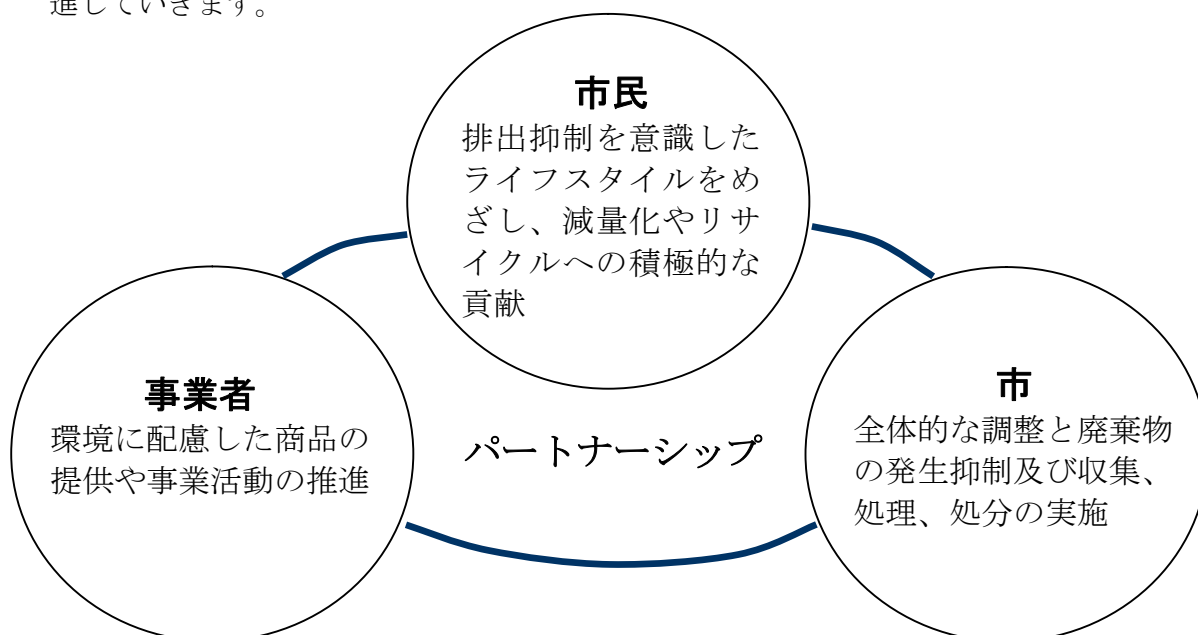
資源化量の増加を目指しつつも分別の精度を高め、質の高い資源の循環を目指します。

③ ともに作り上げる循環型社会

本計画は、市民、事業者、行政の協働により実施していきます。

(3) 計画推進のための市民・事業者・市の役割と協働

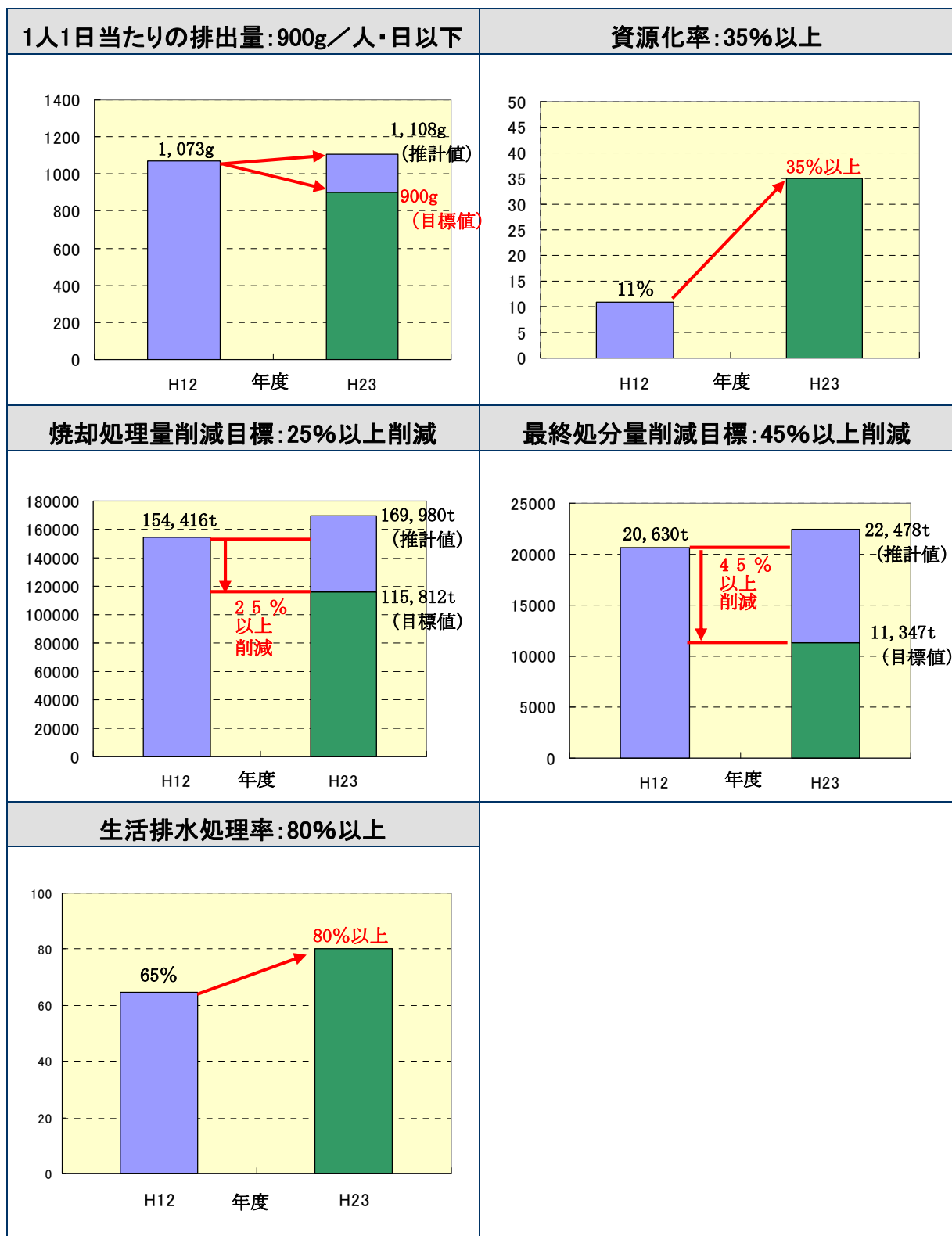
市民、事業者、市が自らの果たすべき役割意識を一層高め、より強力で連携して計画を推進していきます。



3. 5つの数値目標と具体的施策

(1) 5つの数値目標

じゅんかんプラン21では、発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を計画的に達成していくために平成23年度を目標年度とする5つの数値目標を設定しています。



(2) 具体的施策

じゅんかんプラン21では、次の5つのプランに基づき、市のごみ処理を進めています。

- ①「市民参加・情報公開プラン」
- ②「発生抑制・排出抑制プラン」
- ③「収集運搬プラン」
- ④「循環的利用プラン」
- ⑤「適正処分プラン」

①市民参加・情報公開プラン	
ごみの問題は、市民が取り組みの中心となるため、市が廃棄物やリサイクルに係わる施策を行う際は、市民に計画策定の段階から参加を求めています。 また、地域コミュニティ単位での資源循環型社会を実現するために、本市はそのための施策の推進を市民と協働で行っていきます。	
②発生抑制・排出抑制プラン	③収集運搬プラン
ごみの排出者である市民や事業者に、ごみ問題に関心をもってもらえるよう広く啓発を行っていくとともに、事業者への簡易包装等の促進や長寿命商品の購入の促進などを行っていきます。	平成11年10月から実施した家庭系ごみの指定袋制と、循環型社会構築のための第一歩として平成14年10月から実施した資源物とごみの12分別を継続して実施していきます。
④循環的利用プラン	⑤適正処分プラン
12分別収集により、資源化量の増加を目指しつつも分別の精度を高め、質の高い再生資源の循環を目指します。 また、学校や市役所などの公共施設から出る生ごみの資源化を今後も実施するとともに、飲食店から出る生ごみの資源化も促進していきます。 その他、ごみの出し方についての十分な説明を行うとともに、紙パック、トレイ等の販売店回収の促進も行っていきます。	ダイオキシン類等有害物質のより一層の発生抑制に取り組むとともに、最終処分量のさらなる削減を図っていきます。 また、災害などの緊急時でも対応できるよう、他市との連携を強化していきます。

(3) 平成19年度の主な事業内容

じゅんかんプラン21で定めた各プランについて、平成19年度は主に以下の事業について実施しました。

い ち か わ じ ゅ ん か ん プ ラ 21	基本方針	プラン	主な事業内容	該当ページ
	優先順位に基づいた施策	市民参加・情報公開プラン	・じゅんかんプロジェクトの実施	28ページ
			・じゅんかんパートナー制度の充実	29ページ
	「脱焼却」「脱埋立」を念頭に置いた施策	発生抑制・排出抑制プラン	・じゅんかん白書の発行	37ページ
			・広報いちかわへの情報掲載	37ページ
			・ホームページによる情報発信	37ページ
			・出前説明会の実施	38ページ
			・小中学生用副読本の配布	38ページ
	持続可能な循環型社会の構築	収集運搬プラン	・ごみ、リサイクル施設見学会の実施	39ページ
			・マイバッグ運動の実施	24～27ページ
	高品質な資源の確保	循環的利用プラン	・コンポスト容器、電気式生ごみ処理機購入費補助金制度の実施	31, 32ページ
			・市川市リサイクルプラザの設置・運営	36ページ
	ともに作り上げる循環型社会	適正処分プラン	・清掃行政協力者表彰の実施	30ページ
			・資源物とごみの12分別収集の実施	48～52ページ
			・家庭系ごみ指定袋制の実施	56ページ
			・生ごみ堆肥化の実施	33, 34ページ
			・事業系一般廃棄物の適正処理等の推進	74～78ページ
			・集団資源回収登録団体への奨励金の交付	20～23ページ
			・余熱利用施設の整備（9月1日オープン）	66ページ
			・適正な中間処理、最終処分の実施	59～67ページ
			・適正な最終処分の実施及び最終処分量の削減	72, 73ページ
			・有害物質の発生抑制	62～64ページ

第3節 5つの数値目標の達成状況と今後の課題

じゅんかんプラン21では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用・再資源化（リサイクル）、適正処理を計画的に達成していくために平成23年度を目標年度とした5つの数値目標を設定しています。

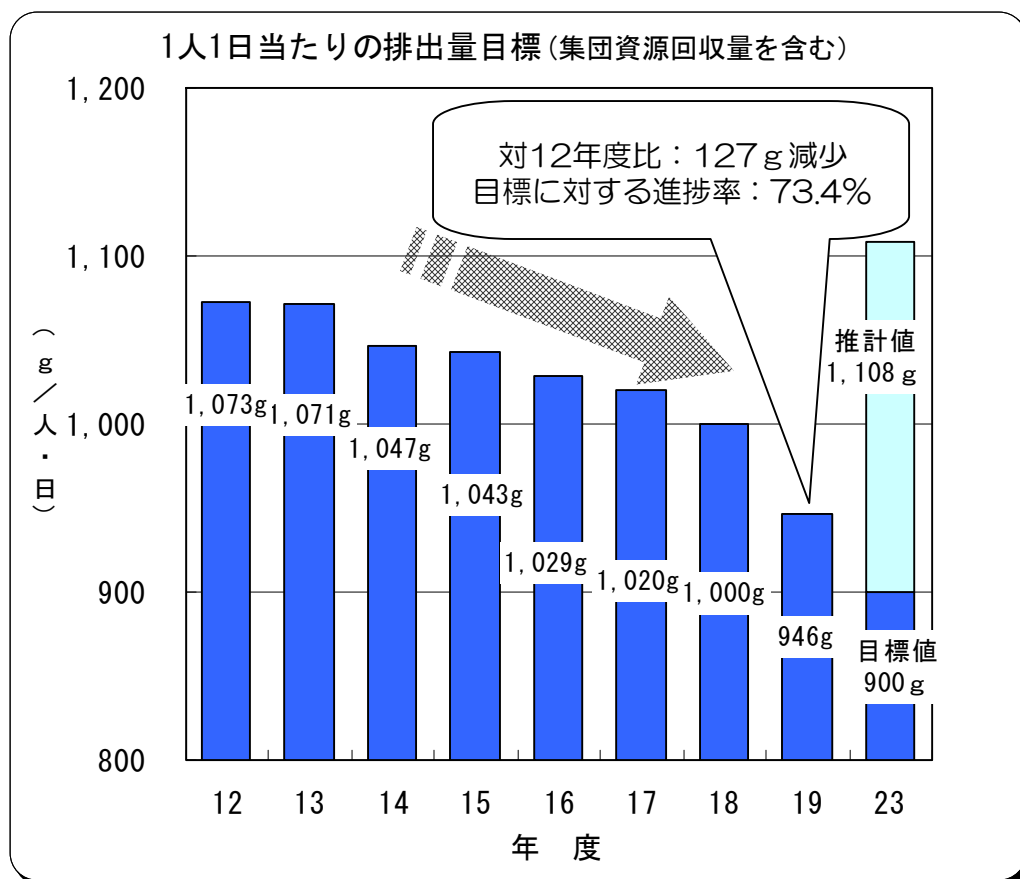
1. 1人1日当たりの排出量の削減

$$\text{1人1日当たりの排出量} = \frac{\text{年間収集量} + \text{年間持込量} + \text{年間集団資源回収量}}{\text{行政人口(各年10月1日現在)} \times 365 \text{日}}$$

(1) 達成状況

市民1人1日当たりの排出量は、12年度の1,073gをピークにして、18年度まではゆるやかな減少傾向にあり19年度は前年度より大幅に減少しましたが、目標達成のためにはさらに46gの削減が必要です。

なお、資源物とごみの12分別収集による燃やすごみと資源物の分別排出は、排出量全体の削減に直接つながるものではありませんが、ごみ問題に関する市民意識が向上し、排出量の削減にも好影響を与えていると考えられます。



※「推計値1,108g」は、平成12年度の施策のままで推移していった場合の試算値。

(2) 今後の課題

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中で最も優先されるべき取り組みは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。

特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題であるため、さらなるごみ削減に向けた施策を強力に進めていく必要があります。

① ごみを出さない生活様式や事業活動への転換の促進

ごみの発生抑制のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式や事業活動を、可能な限りごみを排出しないものへと変革していくことが課題です。

そのためには、市民・事業者・行政が協働して三者が一体となって、マイバッグ運動やごみ減量化・資源化協力店制度を活用したレジ袋の削減・容器包装の簡素化、使い捨て容器の削減などの取り組みを進め、ごみを出さない生活様式への転換していく必要があります。

② 実効性のある啓発、広報活動の展開

ごみの発生抑制への市民の取り組みを向上させるためには、市民の立場に立ってごみ処理に関する情報を分かりやすく伝え、ごみ削減の必要性や方法を理解してもらい、市民の具体的な行動につなげていく必要があります。

今後は、じゅんかんパートナーとの連携を強化しながら、出前説明会やイベントの開催、ホームページや広報紙の活用などの様々な手法によって、地域特性や市民の多様なライフスタイルに対応した啓発、広報活動を展開し、その実効性を高めていくことが課題です。

③ 家庭ごみ有料化制度の導入の検討

ごみ処理経費に関する情報を明確に示して、今までごみ問題に無関心な市民にも関心を持ってもらえるようにすること、また、ごみの減量に経済的なインセンティブが働く仕組みをつくることでごみ処理に係る負担の公平化と排出抑制につなげていくことが課題です。

今後は市民との意見交換を十分に行いながら、家庭ごみ有料化制度の導入を検討していく必要があります。

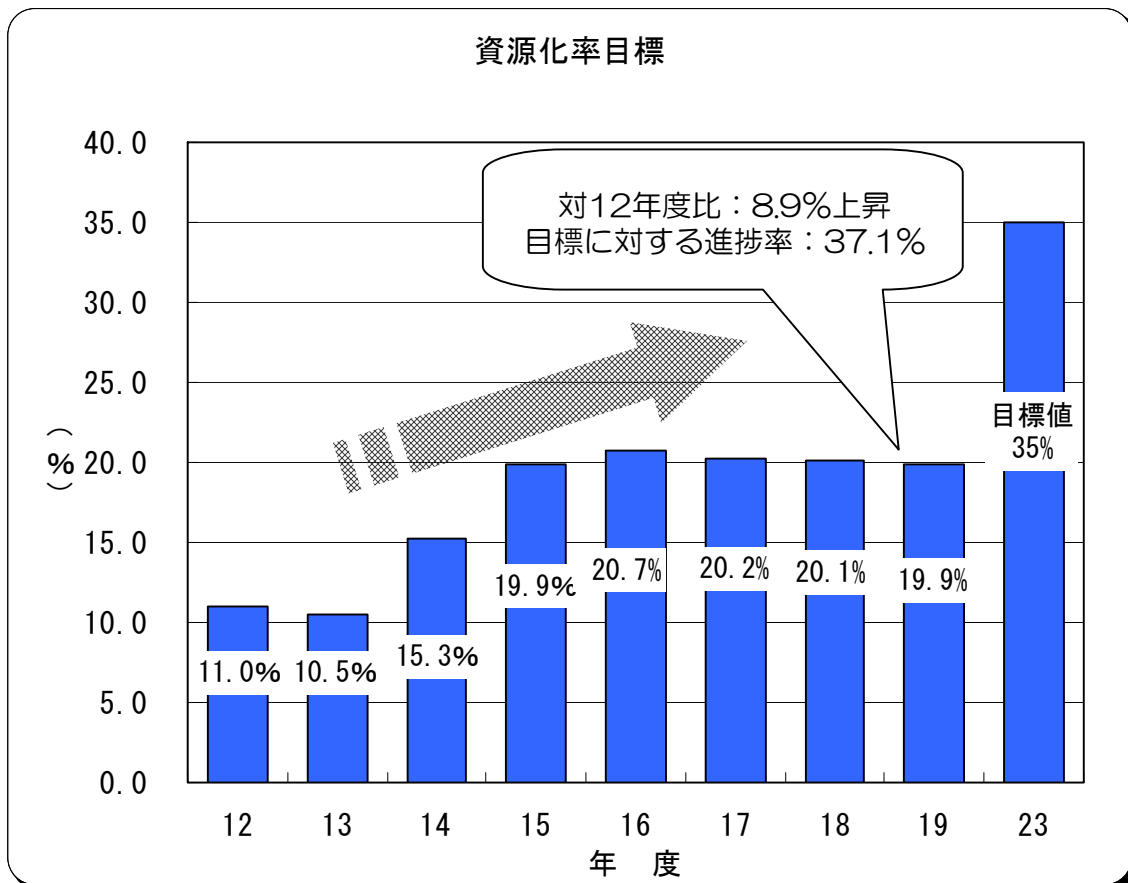
2. 資源化率の向上

$$\text{資源化率} = \frac{\text{年間資源収集量} + \text{年間施設資源化量} + \text{年間集団資源回収量}}{\text{年間収集量} + \text{年間持込量} + \text{年間集団資源回収量}}$$

(1) 達成状況

資源化率は、平成12年度は11%でしたが、平成15年度以降は20%前後に上昇しました。これは、平成14年10月からの家庭ごみの12分別の実施により、燃やすごみの中から資源物として紙類、布類、プラスチック製容器包装類を分別収集した効果が大きく影響しています。

しかし、数値目標との開きは大きく、平成23年度における数値目標の達成が困難な状況にあります。



(2) 今後の課題

12分別収集により資源物の回収が増えた結果、実施前と比較して資源化率が約2倍に上昇しましたが、平成15年度以降は資源化率が低迷し、近年は数値の退行現象も見られることから、12分別の効果が失われつつあると考えられます。

今後は、12分別の徹底を図るとともに、資源化を進めるための新たな取り組みを進める必要があります。

① 資源物とごみの12分別の徹底

12分別収集は市民の協力によって、資源化率の向上に大きな成果をあげていますが、まだ、資源物が「燃やすごみ」などとして排出されているケースが見受けられます。

そのため、資源物とごみの分別が徹底されるように市民への12分別の周知徹底を更に図っていく必要があります。

② 紙類の資源化

家庭から出る紙類も12分別収集によって、新聞・雑誌・ダンボール・紙パックは資源化される仕組みとなりましたが、燃やすごみの約30%はまだ紙類が占めています。

このことから、新聞・雑誌・ダンボール・紙パックの分別排出を徹底するほか、紙箱、紙袋、包装紙、パンフレットなど、資源化が可能である紙類を「雑がみ」として新たに資源物として回収する方策や、事業所から排出されるオフィスペーパー古紙の資源化の推進を検討する必要があります。

③ 生ごみの資源化

家庭から出る生ごみは、燃やすごみに排出される割合のうち約30～40%を占めていますが、その減量・資源化は家庭から排出されるごみの中で最も遅れている部分です。

そのため、家庭から排出される時点での生ごみの減量につながるコンポスト容器・電気式生ごみ処理機の購入補助制度を積極的にPRするなど、その普及を促進することが必要です。

また、生ごみの資源化の手法には、飼料化・堆肥化による方法や炭化・エタノール化・メタンガス化などバイオマスエネルギーとして利用する方法がありますが、それぞれに分別収集の方法や、リサイクルでできた製品の需要先の確保、採算性などの点で課題があります。

今後は、生ごみの資源化の手法について調査・研究を進め、資源化の実施に向けた取り組みを進めていく必要があります。

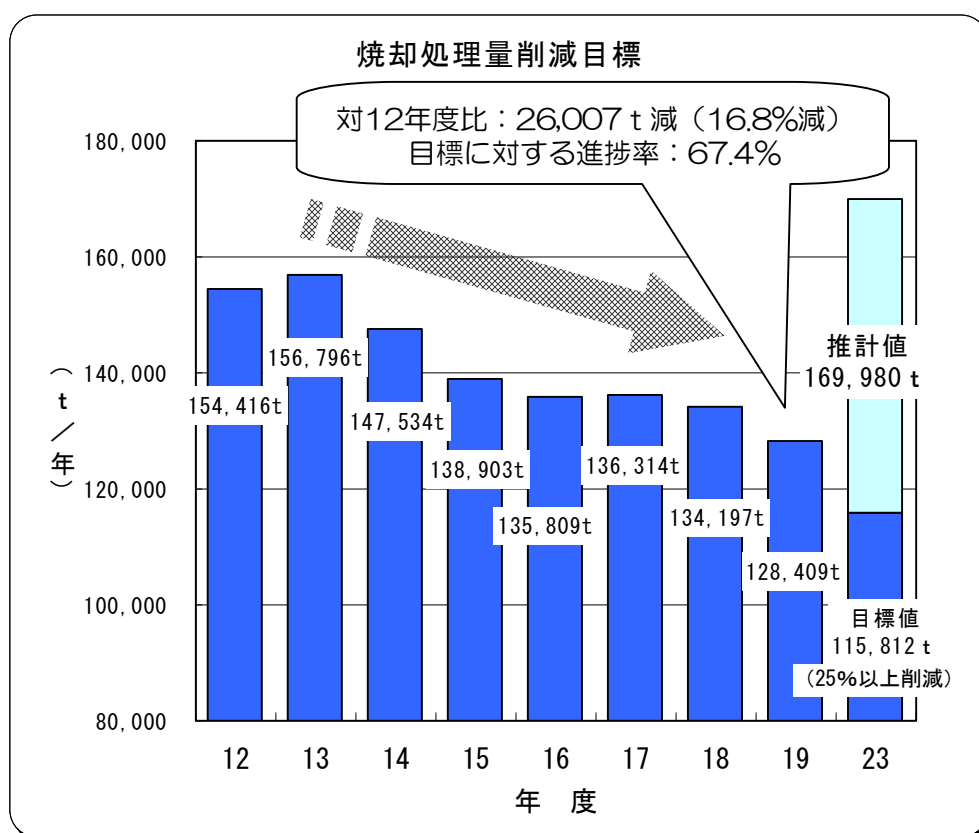
3. 焼却処理量の削減

$$\text{焼却処理量削減率} = \frac{\text{平成12年度焼却処理量} - \text{年間焼却処理量}}{\text{平成12年度焼却処理量}}$$

(1) 達成状況

平成19年度の焼却処理量は、燃やすごみと破碎後可燃物が減少したことにより、平成12年度と比較すると16.8%減少しました。

焼却処理量が削減できた最大の理由は、平成14年10月から実施した家庭ごみの12分別収集によってプラスチック製容器包装類・新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・布類を資源物として収集し、燃やすごみの量を削減した成果によるものです。



※「推計値169,980 t」は、平成12年度の施策のままで推移していった場合の試算値。

(2) 今後の課題

12分別収集を実施したことにより、14年度・15年度で大きく焼却処理量が減ったものの、16年度以降はその減少割合が鈍化しています。

このことから、焼却するごみの減量につながるごみの発生抑制やごみと資源の分別の徹底を一層進めていかなければなりません。また、新たな焼却施設を建設するには多額の建設費用がかかる面から、現存するクリーンセンターの施設をなるべく延命化するためにも、焼却処理量を削減していく必要があります。

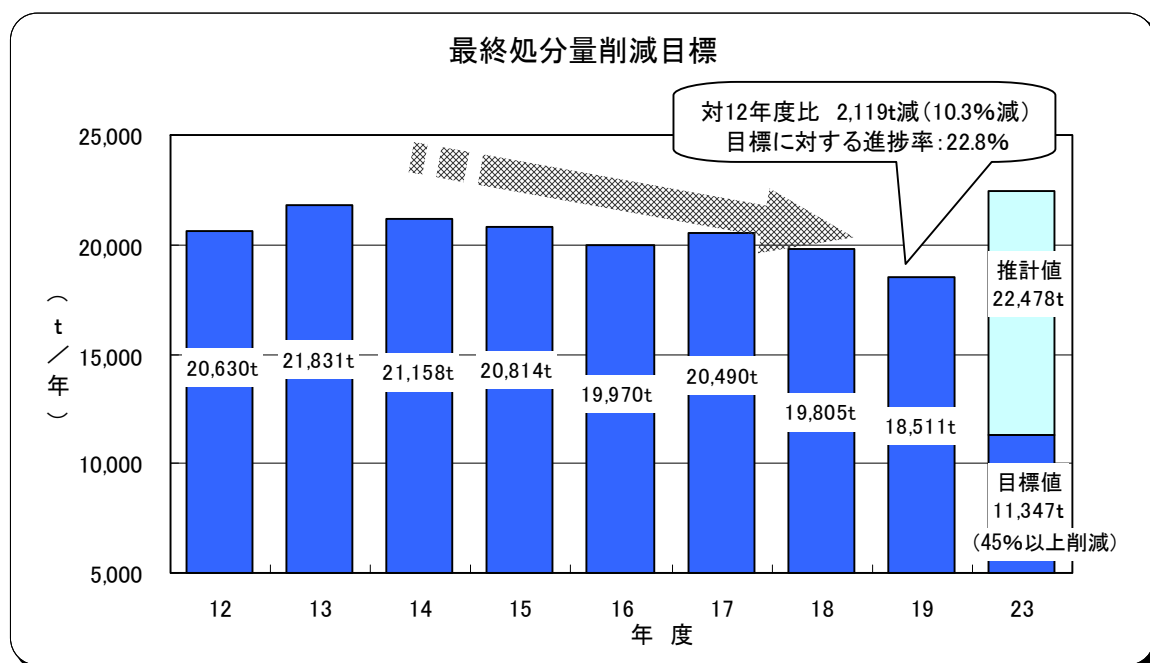
4. 最終処分量の削減

$$\text{最終処分量削減率} = \frac{\text{平成12年度最終処分量} - \text{年間最終処分量}}{\text{平成12年度最終処分量}}$$

(1) 達成状況

埋立するごみは、焼却灰、大型ごみと燃やさないごみの破碎後に残る残渣からなります。本市は、市内に最終処分場を持たないため、それらを市外にある民間の最終処分場に委託して埋立処分せざるを得ない状況です。

平成12年度と19年度の埋立量を比較すると、焼却灰（持込灰を含む）が1,827トン減少（10.0%減少）、不燃物の破碎残渣が292トン減少（12.7%減少）したにとどまり、目標に対する進捗率が低くなっています。



※「推計値22,478 t」は、平成12年度の施策のままで推移していった場合の試算値

(2) 今後の課題

本市は、他市にある民間の最終処分場に依存していることから、最終処分量の削減に迫られています。しかし、最終処分量を削減するために平成14年10月から実施した12分別収集は、燃やすごみの削減に大きな効果はあったものの、最終処分量の大きな削減に結びついていないことが大きな課題となっています。

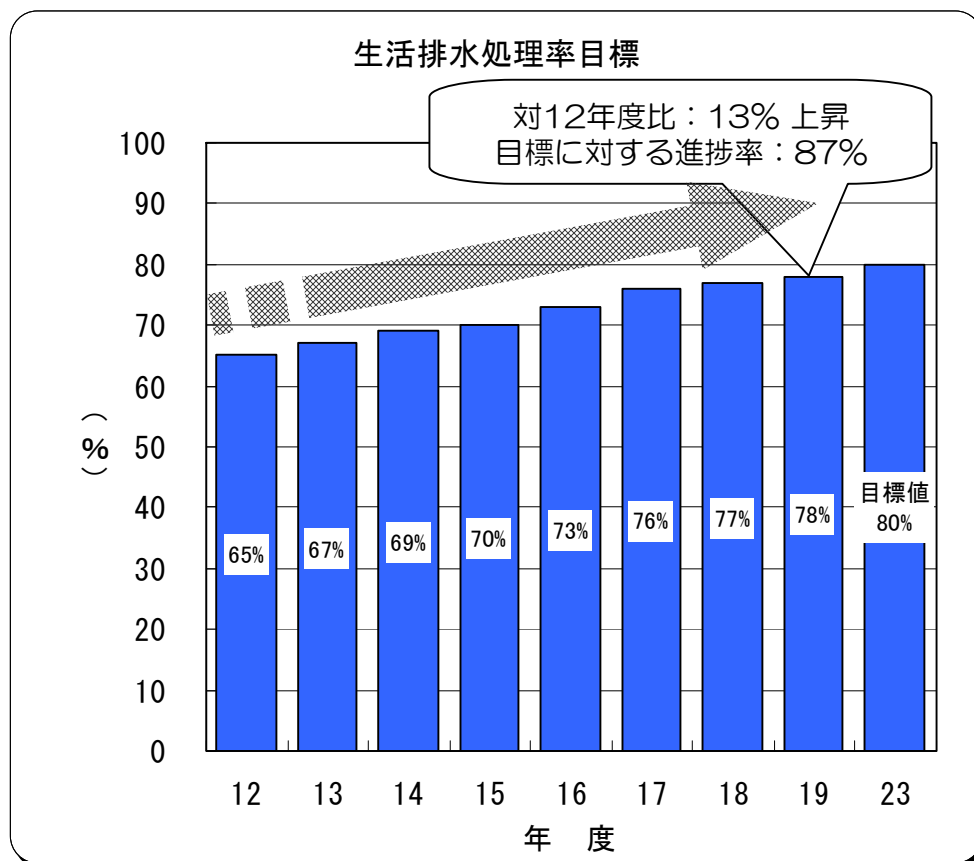
最終処分量を削減するには、家庭や事業所から出るごみそのものの発生量を抑制するほか、ごみと資源の分別収集を進めるとともに、焼却灰のセメント原料化、スラグ化など、施設処理段階において最終処分量を減らす方策を検討する必要があります。

5. 生活排水処理率の向上

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{下水道接続人口} + \text{合併処理浄化槽人口}}{\text{行政人口（各年度末現在）}}$$

（1）達成状況

下水道整備地域の拡大や合併処理浄化槽の拡大普及により、平成19年度の生活排水処理率は78%と、平成12年度と比較して13%上昇しました。



（2）今後の課題

し尿処理世帯や単独処理浄化槽の世帯から出される生活排水（家庭雑排水）は、未処理のまま放流され、河川環境に大きな負荷を与えています。

生活排水処理率は毎年上昇していますが、現状では東京都や浦安市と比較するとまだまだ低水準となっています。

そこで、下水道整備を着実に進めるとともに、下水道整備が当分の間見込めない地区においては合併処理浄化槽への転換を呼びかけ、河川の水質向上に向けた一層の努力を進めていく必要があります。

第Ⅱ部 平成19年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 資源循環型都市形成に 向けての普及啓発

第1節	普及啓発事業の推移	19
第2節	市民・事業者・行政による取り組み	20
1.	集団資源回収	20
2.	レジ袋削減に向けた取り組み	24
3.	廃棄物減量等推進審議会	27
4.	循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）	28
5.	廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）	29
6.	清掃行政協力者表彰	30
7.	コンポスト容器・電気式生ごみ処理機購入費補助制度	31
8.	生ごみ・剪定枝葉の資源化	33
9.	生ごみ資源化モデル事業	35
10.	市川市リサイクルプラザの設置	36
第3節	行政からの情報発信	37
1.	「ごみ分別ガイドブック」の配布	37
2.	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	37
3.	ホームページ・広報誌による情報発信	37
第4節	環境学習	38
1.	環境学習用副読本の配布	38
2.	出前説明会	38
3.	施設見学	39

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節 普及啓発事業の推移

大量生産・大量消費という経済システムは豊かな社会と利便性をもたらしましたが、生活様式は大量消費・大量廃棄（使い捨て）型に変化しました。このため廃棄物の量が増大し質も多様化したことから、行政のみでは対処しきれないほどの問題となりました。このため、市民・事業者との協働の下、ごみの発生抑制、減量、資源化を基本とする資源循環型都市形成に向けての普及啓発活動を推進する以下の事業を実施してきました。

- 昭和52年 ・一部の自治（町）会や子ども会などで新聞・雑誌・ダンボール等の自発的な資源回収を開始。
- 昭和56年 ・小学4年生用副読本を配布。
- 昭和56年 ・一部地域で集積所でのビン回収を開始。（8月）
- 昭和57年 ・集団資源回収が全市的な運動として開始。（7月）
- 平成元年 ・「シェイプアップ市川」“ごみを減らして”をキャンペーンタイトルに開始。（4月）
- 平成 2年 ・集団資源回収参加団体に対し、回収した量に応じた奨励金の交付を開始。（4月）
・市内の7割の集積所で、ビンのほかにカン回収を開始。（4月）
・紙パック（牛乳パック）の拠点回収を開始。（10月）
公民館、小中学校を中心として平成20年4月1日現在98ヶ所で実施。
- 平成 3年 ・ビン、カンの集積所回収を市内全域で実施。（4月）
- 平成 7年 ・中学3年生を対象とした副読本を配布。
- 平成 7年 ・「市川市リサイクルプラザ」を開設。（6月）
- 平成 9年 ・紙パックの集団資源回収を廃止。（4月）
・ペットボトルの拠点回収を公民館等拠点87ヶ所にて実施。（4月）
平成20年4月1日現在では105ヶ所で実施。
- 平成12年 ・電気式生ごみ処理機の購入費補助制度を導入。（5月）
- 平成14年 ・（財）市川市清掃公社が「じゅんかん堆肥」（1袋40リットル）を販売。（8月）
- 平成15年 ・市民と市の協働により、ごみの出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市内全戸に配布。（11月）
- 平成16年 ・消費者代表・事業者・代表・市で構成する「マイバッグ運動推進会」を発足し、市内全域でマイバッグ運動を展開。（7月）
・「じゅんかん堆肥」（1袋15リットル）を販売。（10月）
- 平成17年 ・従来の小・中学生用の副読本を循環型社会の構築という視点から内容を大幅に見直して作成し、市内公立、私立小・中学校に配布。（3月）
- 平成18年 ・リサイクルプラザに3R相談窓口を設置
・じゅんかんパートナーを150名から300名体制へ拡充強化
- 平成19年 ・じゅんかんプロジェクトと協働作業で清掃ホームページをリニューアル

第2節 市民・事業者・行政による取り組み

廃棄物問題は私たちの毎日の生活と密接なつながりがあることから、市民・事業者・行政がしっかりと連携して減量やリサイクルなどの対策に取り組んでいく必要があります。

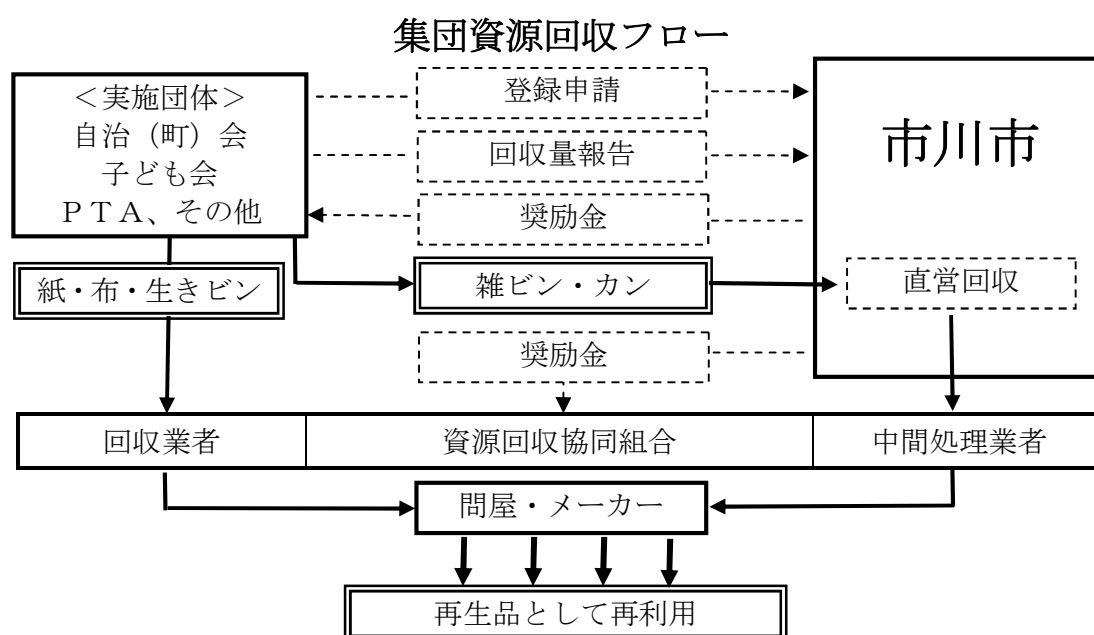
そこで、計画や施策の方向性の提示及びチェック・改善等を審議する廃棄物減量等推進審議会、計画や施策の検討段階からの市民参加システムである“じゅんかんプロジェクト”、事業の実施に対しての市民参加システムである“じゅんかんパートナー”など、様々な段階で市民と協働で取り組む制度を設け、資源循環型の都市づくりに向けた取り組みを推進しています。

1. 集団資源回収

市民の自主的な資源回収活動として、集団資源回収が自治（町）会・子ども会等多くの団体で広く行われており、市はこれらの団体に対して、回収業者等についての情報提供・回収ボックスの提供・奨励金の交付等により、その活動を支援しています。

回収品目は紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）、布類、生きビン（リターナブルビン）、雑ビン、カンの8品目で、回収は各団体の市への登録申請に基づき、市・各団体・業者で協議の上実施しています。（団体ごとに回収日や回収品目が異なります）

登録申請を行った各団体は、紙類・布類・生きビン（リターナブルビン）・雑ビン・カンの区分ごとに設置した回収ボックスに資源物を排出し、紙類、布類、生きビン（リターナルビン）を回収業者が、雑ビン・カン^{まち}を市がそれぞれ回収します。



集団資源回収登録団体への奨励金単価の推移

年度	紙類	布類	生きビン・雑ビン	カン
平成 2年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg
平成 4年度	3円/kg	3円/kg	8円/kg	8円/kg
平成 5年度	5円/kg	5円/kg	8円/kg	8円/kg
平成11年度	5円/kg	5円/kg	5円/kg	5円/kg
平成15年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg

市川市資源回収協同組合への奨励金単価の推移

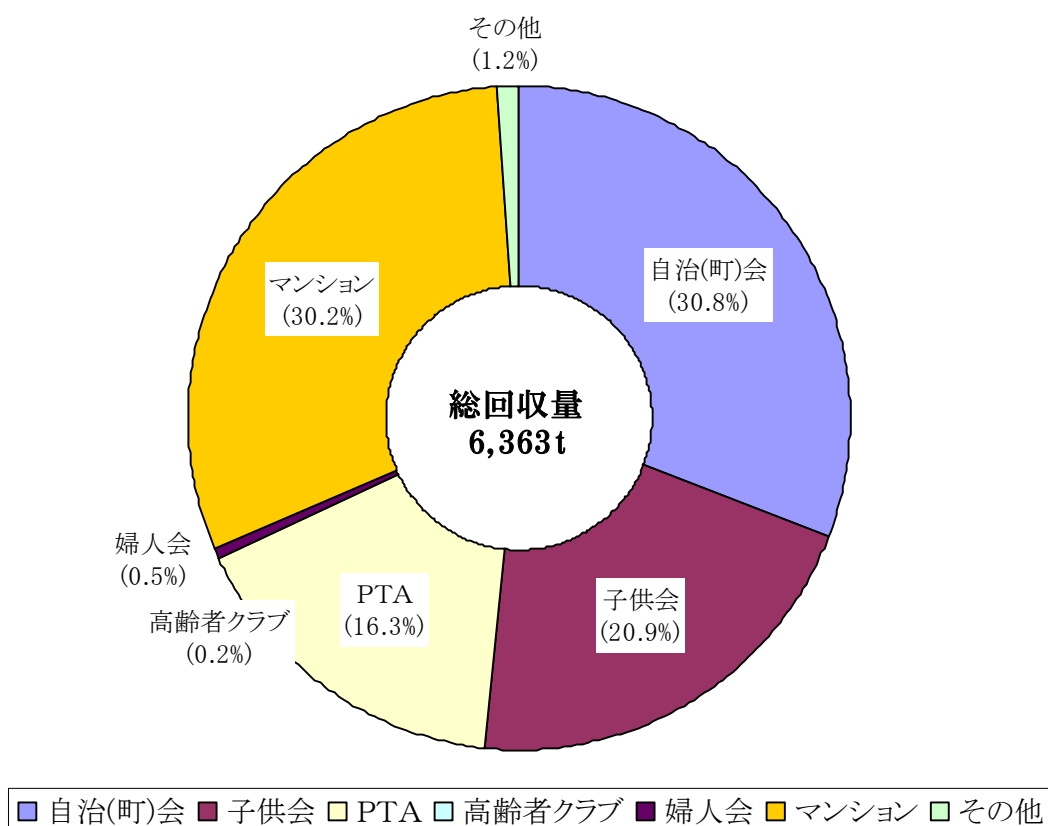
年度		紙類	布類	生きビン	雑ビン	カン
業務内容		回収及び 再生処理	回収及び 再生処理	回収及び 再生処理	再生処理	再生処理
奨励金 単価	平成 7年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	—	—
	平成 9年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg
	平成18年度	3円/kg	3円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg

集団資源回収 実施団体構成（平成19年度）

実施団体	実施団体数				回収量 (t)	奨励金 (千円)
	ビン・カン 紙類・布類 の4種類を 回収	ビン・カン の2種類を 回収	紙類・布類 の2種類を 回収	計		
自治(町)会	33	21	18	72	1,957	5,871
子供会	24	11	21	56	1,328	3,983
P T A	11	2	15	28	1,038	3,114
高齢者クラブ	—	1	1	2	12	36
婦人会	1	—	—	1	33	101
マンション	16	—	77	93	1,920	5,761
その他	1	1	5	7	75	224
計	86	36	137	259	6,363	19,089

※回収量は団体でトン未満を四捨五入、奨励金は団体で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

集団資源回収 団体別回収量（平成19年度）

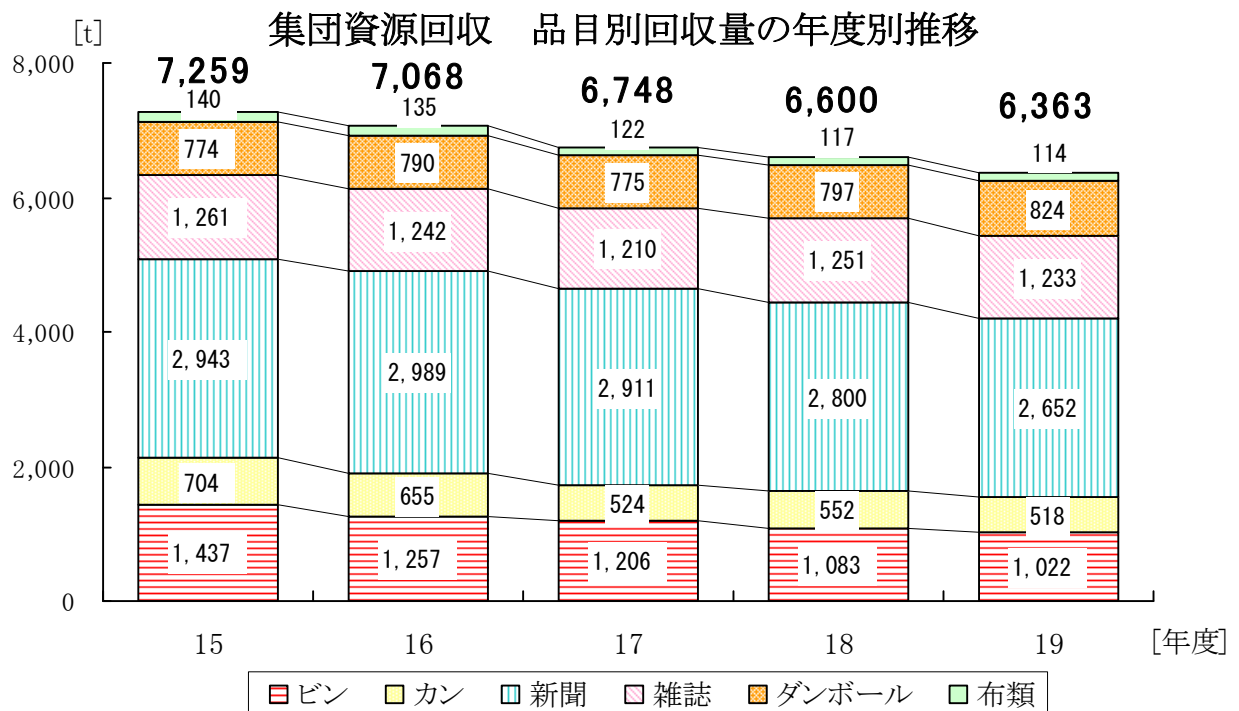
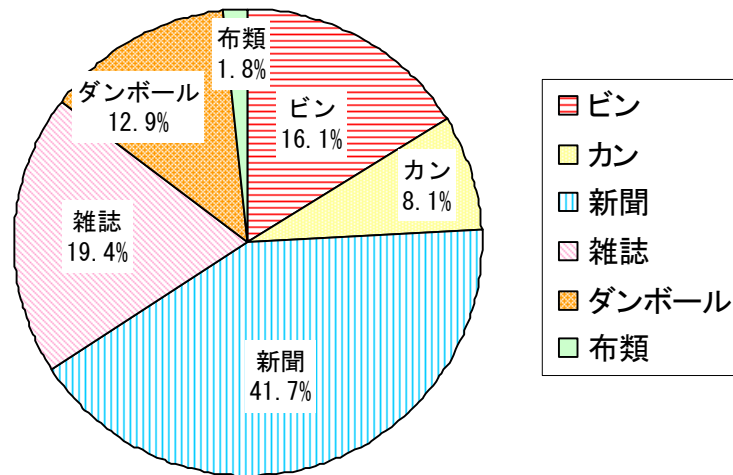


集団資源回収 品目別回収量・奨励金の年度別推移

集団回収 品目	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		18→19 重量 の増減
	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	
生ビン	75	224	67	202	57	172	49	148	45	134	▲ 4
雑ビン	1,362	4,087	1,190	3,569	1,149	3,447	1,034	3,102	977	2,930	▲ 57
カン	704	2,113	655	1,966	524	1,573	552	1,655	518	1,553	▲ 34
新聞	2,943	8,828	2,989	8,966	2,911	8,731	2,800	8,401	2,652	7,958	▲ 148
雑誌	1,261	3,783	1,242	3,727	1,210	3,630	1,251	3,752	1,233	3,698	▲ 18
ダンボール	774	2,323	790	2,369	775	2,324	797	2,390	824	2,474	27
布類	140	420	135	404	122	365	117	350	114	342	▲ 3
合計	7,259	21,778	7,068	21,203	6,748	20,242	6,600	19,798	6,363	19,089	▲ 237

※奨励金は品目ごとに千円未満を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

集団資源回収 品目別回収割合（平成19年度）



2. レジ袋削減に向けた取り組み

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中で最も重要なことは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも、最重要課題であり、市では市民や事業者がごみの発生抑制に取り組むきっかけとなるよう、ごみ減量化・資源化協力店制度やマイバッグ運動を実施しています。

これら本市の取り組みが継続される中、一部スーパー等ではレジ袋有料化が実施されるなど、社会全体もごみの発生抑制に向けて変わりつつあります。

市は今後も市民・事業者と共にレジ袋をはじめとするごみの発生抑制に取り組んでいきます。

（1）ごみ減量化・資源化協力店制度

消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接な関わりを持つ販売店を対象として、**ごみの減量及び資源化を推進するため、市民・販売店・市の三者が一体となったごみ減量化・資源化協力店制度を実施し**、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い減少、マイバッグ運動など様々な工夫を行っています。

平成3年10月1日から実施 : 653店舗（平成19年度末現在）



ごみ減量化・資源化協力店
認定ステッカー

ごみ減量化・資源化協力店が取り組む内容は以下のとおりで、次の項目のうち1つ以上を実施している販売店を対象に認定しています。

- ・ 不要な包装の削減に努めていること。
- ・ マイバッグ持参の奨励・啓発を行なっていること。
- ・ 使い捨て容器の削減に努めていること。
- ・ 再生品、環境に配慮した製品などの販売を促進していること。
- ・ 牛乳パック、トレイなど資源化物の回収に努めていること。
- ・ 消費者にごみ減量・資源保護を呼びかけていること。
- ・ 従業員に対して、環境教育を行い、意識の啓発を図っていること。
- ・ 国県等の環境施策を実施していること。
- ・ 以上に掲げるほか、創意工夫によるごみ減量化・資源化を進めていること。

(2) マイバッグ運動

マイバッグ運動は、リデュース（ごみの発生抑制）の啓発事業として始まり、平成13年度から平成15年度の3カ年は、市主導の買い物袋持参運動モデル事業として実施しました。平成16年度からは、“マイバッグ運動推進会”（消費者・事業者・行政の代表による民間主体の組織）が主体となり、実施しています。

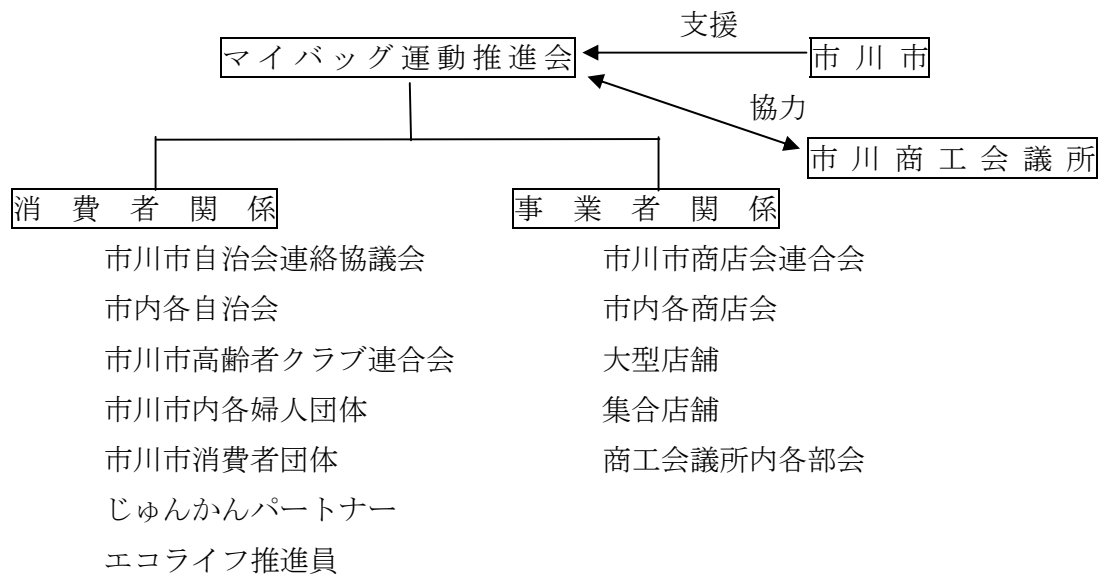


参加協力店の様子

① マイバッグ運動推進会

市川市自治会連合協議会・消費者団体などから消費者の代表、市川市商店会連合会・商工会議所などから事業者の代表、そして行政を加えた15名の委員で「マイバッグ運動推進会」を構成し、運動を進めています。

組 織 体 系



マイバッグ運動推進会

※マイバッグ運動推進会は平成20年5月をもって解散しており、現在は新たな組織づくりに向けた取り組みを進めています。

② 運動の実施方法

マイバッグ運動参加店で買い物をしてレジ袋を断った場合、「エコカード」（スタンプカード）に買い物1回につきスタンプが1個押されます。このスタンプが15個になると、市の指定ごみ袋と交換できます。参加店には卓上のぼり旗とエコカードを配布しました。また、マイバッグ運動を市民・事業者に広く知らせるため、市の庁舎に右の写真のような、懸垂幕を掲出しました。

※平成18年度より、エコカードのポイントを地域ポイント（エコポポイント）に交換する制度も開始しました。このエコポカードは、市の指定するボランティア活動やエコロジー活動などに参加したり、市のeモニター制度でモニターになってアンケートに回答するとポイントがもらえ、そのポイントで市の施設（動植物園、東山魁夷記念館、市民プール）に入場することができます。また、1%支援制度の支援対象団体にポイントを寄付することもできます。

※エコカードを使ったマイバッグ運動は平成20年4月をもって終了しました。



本庁舎に掲出した懸垂幕

③ 推移

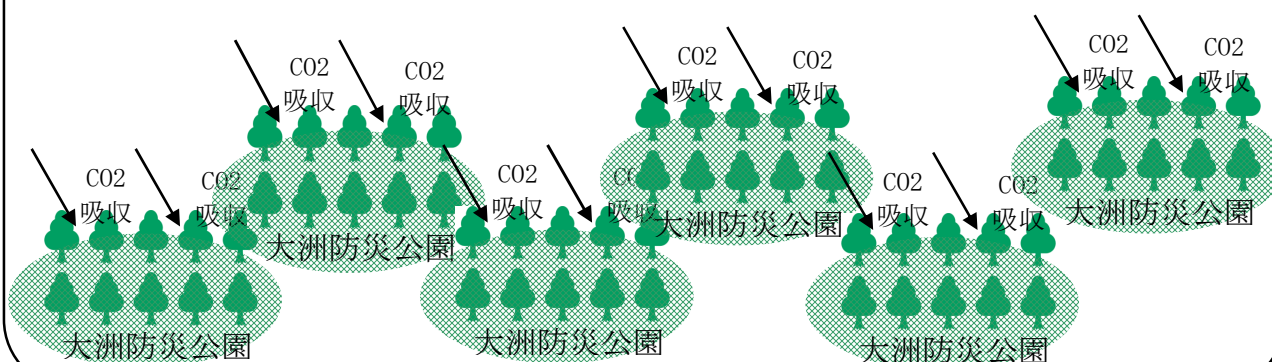
マイバッグ運動の年度別推移

年度	地区名	参加店舗数	レジ袋削減枚数
13	市川大野駅周辺地区・妙典駅周辺地区	43店	17,660枚
14	本八幡駅周辺及び大和田・大洲地区・行徳駅前地区	306店	43,160枚
15	市川駅周辺及び真間・国府台地区・南行徳駅周辺及び新井地区・その他市内全域	465店	78,860枚
16	市内全域	559店	173,300枚
17	市内全域	566店	520,000枚
18	市内全域	613店	1,250,000枚
19	市内全域	647店	1,740,000枚

平成19年度 マイバッグ運動の実施による地球温暖化防止効果

平成19年度のマイバッグ運動では、約174万枚のレジ袋が削減でき、その製造・処分時に排出される二酸化炭素（CO₂）の量約106トン削減することができました。

この削減量は、大洲防災公園（約2.8ヘクタール）の約6箇所分の面積の育成林が一年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。（参考：第1回地球環境保全と森林に関する懇談会資料）



⑤ 今後

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）の改正に伴うスーパーなど大型店のレジ袋有料化の動向をみながら、従来とは異なった方法を模索し、マイバッグ運動の推進を継続していきます。

3. 廃棄物減量等推進審議会

(1) 目的

一般廃棄物の減量、資源化や適正処理等に関する施策などの審議機関として、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第8条に基づき、「市川市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

(2) 組織

審議会は、市議会議員、学識経験者、自治(町)会などからの市民の代表者、市内の生産・販売関係者、廃棄物処理業者などの15名の委員で構成。任期は2年。（再任を妨げない）

※平成19年度廃棄物減量等推進審議会構成（女性委員比率20%）

内訳(うち、女性委員数) 市議会議員2名(0)、学識経験者5名(0)、市民の代表4名(3)、生産・販売関係者2名(0)、廃棄物処理業者2名(0)

(3) 活動(答申)

審議会は、下記の事項について、市長からの諮問を受けて審議会を開催し、答申をしました。

平成13年度：循環型社会における市川市の一般廃棄物処理のあり方について

平成14年度：「循環型都市いちかわ」の実現に向けた発生抑制のあり方について

平成15年度：「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正に向けた基本的方向性について

平成16年度：市川市一般廃棄物処理基本計画に掲げた目標達成に向けて市の廃棄物行政が取り組むべき施策の方向性について

平成17, 18年度：市川市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を踏まえた、市民・事業者・行政の新たな方策について

平成19, 20年度：市川市一般廃棄物処理基本計画（じゅんかんプラン21）の改訂に向けた新たな施策と基本的方向性について

(4) 今後

「資源循環型都市」の実現に向けて、各委員からの幅広い視点による意見を求めながら、市民・事業者とのパートナーシップの下で、活動を推進していきます。

4. 循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）

（1） 目的

廃棄物問題は、市民生活に直結した課題であることから、市の定める廃棄物処理に係る処理計画の策定当初から市民が参加できる組織を設置し、市の施策に市民意見を反映させることを目的に、このじゅんかんプロジェクトを設置しています。

（2） 組織

公募市民をベースに市民団体推薦、事業者、専門家、行政等20名以内の懇談会員で組織しています。

（3） 活動

プロジェクト1（平成13年度）：一般廃棄物処理基本計画策定に向けた提案

プロジェクト2（平成14年度）：家庭で取り組む発生抑制策（行動計画）を提案

プロジェクト3（平成15年度）：「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市民に配布

プロジェクト4（平成16年度）：「資源物とごみの12分別」と「いちかわじゅんかんプラン21の進行管理」についての検証、提案

プロジェクト5（平成17年度）：「生ごみ堆肥化モデル事業」の実施・検証、報告

プロジェクト6（平成18年度）：環境清掃部清掃ホームページ「ごみとりサイクル」について、より市民へわかりやすい内容に改めるための議論、検証

プロジェクト7（平成19,20年度）：一般廃棄物処理基本計画策定に向けた提案

（4） 今後

今後も、市民との協働による循環型社会づくりを進めるために、懇談会メンバーの幅広い発想や能力を活かして、市の廃棄物処理施策について有益な提案などをしていただきます。



じゅんかんプロジェクトの懇談会

5. 廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）

（1）目的

平成5年7月1日に施行された「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」第11条に基づき設置され、市（行政）及び事業者と協働で“資源循環型都市いちかわ”の実現を目指し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）という3Rの推進に三者が一体となり取り組んでいくことを目的に設置しています。

（2）組織

市内を14地区に分けて、公募市民をベースに、自治会推薦者等を加えた市民317名（平成19年度末現在）で構成しています。

（3）活動

- ・ 日常生活において、3Rの推進に自ら積極的に取り組む。
- ・ 市民や地域に対し、3Rの普及活動を積極的に行う。
- ・ ごみ集積所における分別、管理の状況や不法投棄の状況を確認する。
- ・ 各種研修会やシンポジウムに参加し、ごみに対する知識を得る。
- ・ 以上の活動実績を市に報告する。

（4）今後

パートナーシップにより循環型社会を目指す地域の核として活動してもらうため、研修会等を充実していきます。



じゅんかんパートナー リーダー会議

6. 清掃行政協力者表彰

昭和54年度から、毎年資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量化や地域の環境美化に貢献された自治(町)会、子ども会、小学校PTA等の団体及び個人に対し清掃行政への協力者として表彰しています。平成19年度末までの累計表彰件数（個人、団体）は、387件です。

平成19年度 清掃行政協力者表彰

区分	受賞団体名	活動内容
学校	第七中学校陸上部	平成17年から花火大会後の河川敷のごみ拾いや学校周辺のお祭り前後のごみ拾いも実施している。 また、平成19年10月から陸上部の休養日に、地域の公園や道路上的ごみ拾いを行い、地域の環境美化に貢献している。
	第八中学校	平成16年から年1回、江戸川の花火大会の翌日に江戸川河川敷の清掃活動を行い、地域の環境美化に貢献している。
自治会及びボランティアグループ	市川を きれいにし隊	平成16年から毎月1回鬼越駅付近から市川税務署、真間側土手側道に至る道のりを10名ほどでごみ拾い活動を実施し、地域の環境美化に貢献している。
	Re-いちかわ	平成15年から、河川の水の浄化実験や家庭から出る生ごみの堆肥化実験を行っており、活動内容を市川市の環境フェア、市役所本庁舎での活動内容の展示を行うなど、自分たちで実践し、市民に普及することにより地球環境の負荷低減や循環型社会の構築に積極的に取り組んでいる。
	緑の ボランティア会	平成18年に発足、会としての活動は2年だが、会員個人としての活動は5年から20年間になり、毎月1回新井小学校の周辺全域の清掃、新井小学校の池の清掃、樹木の剪定等を行い、新井小学校やPTAと連携し、地域の子供達の環境作りに貢献している。
	京葉瓦斯株式会社	昭和61年に「小さな親切の会」を発足、地域清掃を中心に多岐に渡る活動を実践。本社においては、月1回第2木曜日午前8時から30分ほど社員100名体制で会社周辺からJR市川駅までの清掃活動を実施している。また、江戸川の花火大会の翌日にも清掃活動を実施し、地域の環境美化に貢献している。
	医療法人 社団平静会 大村病院	平成16年から「医療機関として社会貢献運動」を展開し、毎月2回(1日, 15日) 午後30分ほど清掃活動を行う。歩道上にある花壇の手入れや植え込みの草むしりも実施し、地域の環境美化に貢献している。
個人	個人3組	3年ほど前から子供達の通学時間帯に合わせて、自宅から富美浜小学校までの通学路を、地域の子供達が安全に通学できるよう見守りを兼ねながら清掃活動を行い、地域に大変貢献している。
		30年ほど前に、自宅前のごみ集積所の清掃活動を行ったのをきっかけに毎日ごみ集積所及び周辺道路の清掃活動を行い、地域の環境美化に貢献している。
		20年ほど前から新田5丁目にある春日神社の清掃を実施、10年ほど前から、雨の日を除き、毎朝自宅前の国道14号線から、JR市川駅まで出ることができる路地を含む道路を1時間30分かけて清掃活動を実施し、地域の環境美化に貢献している。

7. コンポスト容器・電気式生ごみ処理機購入費補助制度

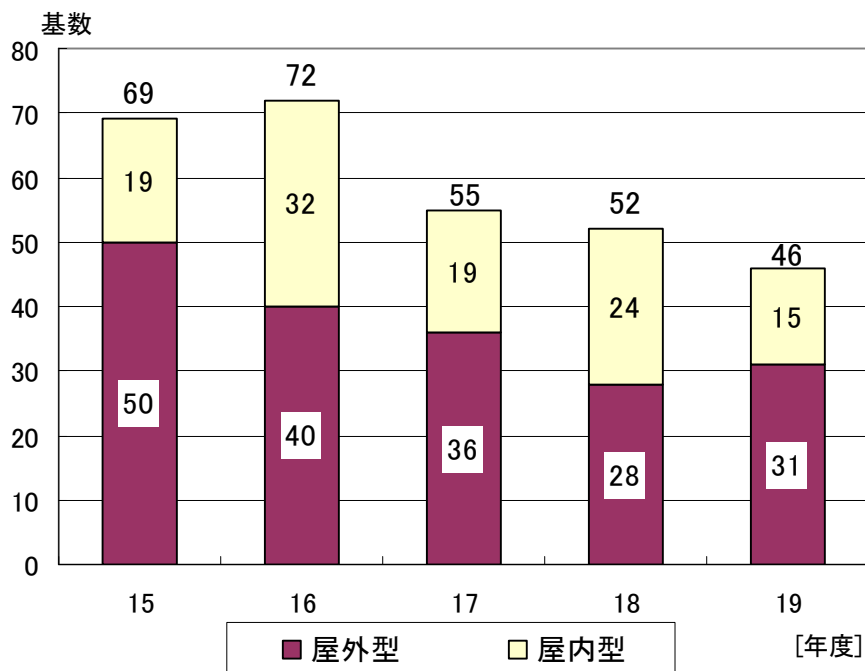
ごみの発生抑制の一環として、**家庭から出る燃やすごみの約35%を占める生ごみの有効活用による燃やすごみの減量**を図るため、市ではコンポスト容器（生ごみ堆肥化容器）・電気式生ごみ処理機購入費補助制度を行ない、家庭で出来るごみ減量・資源化の普及、意識の醸成を図っています。

（1）コンポスト容器

① 補助内容等

	補助開始時期	補助内容	交付基数 (平成19年度)
屋外型	平成3年6月	購入費の半額 (100円未満切り捨て、 上限3,000円、1世帯2基まで)	31基
屋内型 (密閉型)	平成8年1月		15基

コンポスト容器補助実績の年度別推移

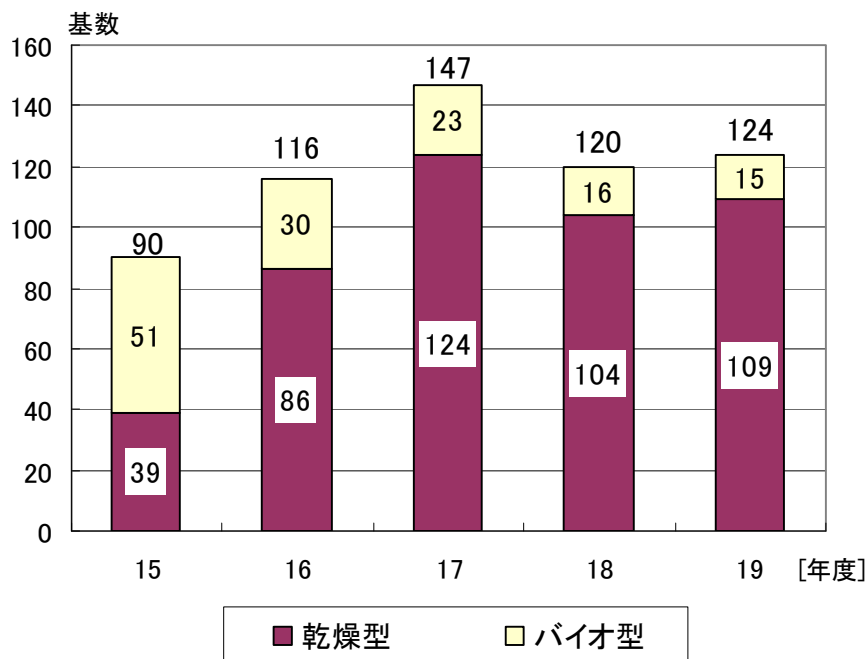


(2) 電気式生ごみ処理機

① 補助内容等

	補助開始時期	補助内容	交付基数 (平成19年度)
バイオ型	平成12年5月	購入費の3分の1 (100円未満切り捨て、上限20,000円)	15基
乾燥型			109基

電気式生ごみ処理機補助実績の年度別推移



② 購入者のアンケート結果

電気式生ごみ処理機購入費の補助を行った市民を対象にアンケートを実施した結果、以下の様な意見が出ました。

- ・ ごみの軽減や残飯を少なくする様に子供達にも考えさせる事が出来て良い。
- ・ 生ごみが使用前に比べ約10%程になった。
- ・ 生ごみがほとんど出なくなった。
- ・ 燃やすごみの量が減ったため、市は各家庭への導入を促進すべきである。
- ・ 普及させる為に市の負担額の増を検討して欲しい。

8. 生ごみ・剪定枝葉の資源化

市では、生ごみをリサイクルするため、平成11年度に庁内関係課と市内農家・農協と連携し、生ごみの資源化事業に向けた協議会を設置しました。市は、公共施設への「生ごみ処理装置」の設置により生ごみを資源化し、それにクリーンセンターに搬入される樹木の剪定枝葉をチップ化したものを混合して堆肥を製造しました。

平成12年度からは、試験的に製造を始めた堆肥の品質を実証するため、農家での使用試験を行なったところ好評を得たので、**平成14年8月1日から「じゅんかん堆肥（木質系土壌改良材）」として製造・販売を開始しました。**これにより、市は、市川市クリーンセンターの焼却量の削減と資源循環の推進を図っています。

（1）生ごみの資源化

平成11年度より下表のとおり、市内小中学校・保育園・市営住宅・市役所本庁舎に生ごみ処理装置を設置しています。この生ごみ処理装置によって生成される発酵物（一次生成物）は、次ページの「じゅんかん堆肥」の製造に有効活用されています。

① 処理能力：15～100Kg／日

② 設置年度・設置場所・設置基数（平成19年度末現在）

年度	設置場所	設置基数	累計 設置基数
平成11年度	南新浜小学校、市川第二中学校、市役所本庁舎	3基	3基
13年度	大町第3団地市営住宅	1基	4基
14年度	北方小学校、百合台小学校、本北方保育園	3基	7基
15年度	中山小学校、菅野小学校、信篤小学校	3基	10基
16年度	曾谷小学校、若宮小学校、南行徳小学校	3基	13基
17年度	塩焼小学校、国分小学校、稲越小学校	3基	16基
18年度	稲荷木小学校、富美浜小学校、塩浜小学校	3基	19基
19年度	柏井小学校	1基	20基

③ 生ごみ資源化量の推移

②の生ごみ処理装置の使用により、平成19年度は約43トンの生ごみを資源化し、燃やすごみを約43トン減量することができました。

生ごみ処理装置による生ごみ資源化の推移（単位：トン）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
生ごみ投入量 (a)	26.7	27.0	35.6	50.0	42.7
一次生成物量 (b)	5.1	4.8	8.1	8.0	9.1

(2) 剪定枝葉の資源化

本市では、市内公園等からクリーンセンターに搬入された剪定枝葉の、粉砕機でのチップ化による資源化を平成11年度より行なっています。

剪定枝葉のチップ化により、平成19年度は634tの剪定枝葉の資源化を行なうことができました。

(3) じゅんかん堆肥の製造・販売

- ① 企画 : 市川市環境清掃部
- ② 製造・販売元 : 財団法人市川市清掃公社
- ③ 販売店 : 財団法人市川市清掃公社、J A市川市ほか
- ④ 店頭渡し価格 : 40ℓ／20kg 1袋473円(税込)
15ℓ／7.5kg 1袋347円(税込)

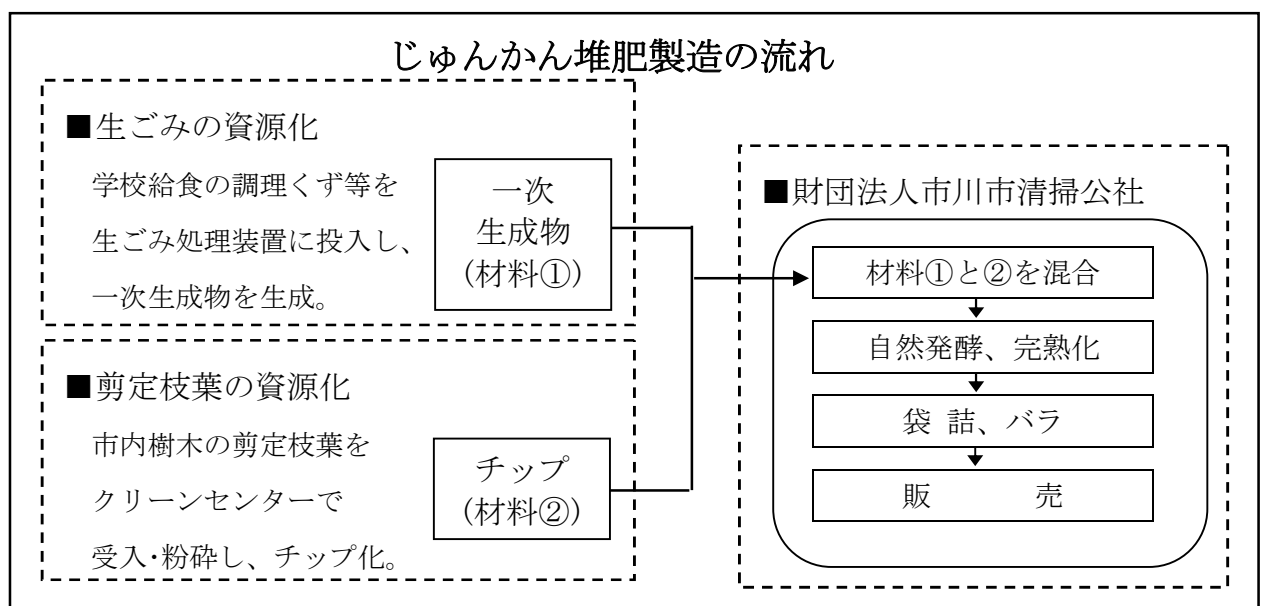


じゅんかん堆肥

⑤ 製造・販売実績

生ごみ・剪定枝葉チップ化、じゅんかん堆肥製造・販売の年度別推移

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
生ごみ 資源化	生ごみ投入量	26.7t	27.0t	50.0t	35.6t	42.7t
	一次生成物量 (材料①)	5.1t	4.8t	8.0t	8.1t	9.1t
剪定枝葉 資源化	剪定枝チップ量 (材料②)	965t	790t	519t	733t	634t
じゅんか ん堆肥	じゅんかん堆肥 製造量	463t	632t	403t	586t	507t
	じゅんかん堆肥 販売量	504t	529t	416t	459t	479t



9. 生ごみ資源化モデル事業

市では、クリーンセンターで焼却処分している生ごみをリサイクルするため、平成19年度に行徳地区の小中学校、保育園から発生する給食残渣をバイオマス発電施設に搬入する、生ごみ資源化モデル事業を実施しました。

(1) 実施期間

平成19年4月1日～平成20年3月31日

(2) 実施施設

行徳地区の小、中学校（13校）、保育園（6園）

(3) 搬入施設

バイオエナジー株式会社（東京都大田区城南島）

（食品廃棄物をメタン発酵させ、発生したバイオガスを燃料として発電し、バイオマス発電として売電）

(4) 実績

①生ごみの収集量

148 t

②リサイクル量（バイオエナジー株式会社のリサイクル報告書より）

電力：35,300kWh

熱：122,800MJ

③二酸化炭素削減量（バイオエナジー株式会社のリサイクル報告書より）

21,300kg

10. 市川市リサイクルプラザの設置

家庭で不用となった家具やベビー用品などの引き取りと展示販売とあわせて、家電製品などのリユース（再利用）に関する情報提供やリサイクル講座などを開催して、リサイクルの推進とごみ問題全般に関する情報を市民に提供するため、**平成7年6月1日に市川市リサイクルプラザを開館しました。**

このリサイクルプラザは、開館以来毎年多くの市民に利用されており、ここで開催されるフリーマーケットやリサイクル講座は、市民の「物を大切にする心」を育て、資源循環型社会形成を担う役割を果たしています。



市川市リサイクルプラザ

ホームページで展示品の一例や、フリーマーケット・リサイクル講座の開催日を見ることができます。（※市川市リサイクルプラザと入力して検索すれば、すぐに表示されます。）

【施設の概要】

所在地：市川市鬼越2丁目18番17号（JR総武線高架下：ニッケコトンプラザ北側）

施設規模：敷地面積 1,768.0 m²（高架柱部分を除く）

建築面積 798.5 m²（鉄骨平屋建てへーベル張り）

事業内容：① 家庭から出る不用品の引き取り・修理・展示販売

② リサイクル情報の提供

③ 研修室、リサイクル広場の貸し出し

④ リサイクル及び廃棄物に関する図書・資料の貸し出し

⑤ リサイクル及び廃棄物関連講習会等の開催

リサイクルプラザの利用状況等

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
開館日数	294日	293日	288日	296日	295日
来館者数	42,829人	36,953人	32,250人	28,416人	27,155人
販売点数（譲渡点数）	4,802点	5,317点	4,947点	4,753点	5,641点
フリーマーケット開催回数	27回	25回	21回	23回	22回
リサイクル講座開催数	22回	10回	9回	13回	13回

第3節 行政からの情報発信

1. 「ごみ分別ガイドブック」の配布

平成15年度循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）にて、市民と市の協働によりごみの分け方・出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた詳細版「ごみ分別ガイドブック」（A4判）を平成15年11月に作成し、市内全戸に配布を実施しました。その後も転入者を中心に引き続き配布を実施しています。



「ごみ分別ガイドブック」

2. 「資源物とごみの分け方・出し方」の配布

「ごみ分別ガイドブック」の簡易版として「資源物とごみの分け方・出し方」（A3判リーフレット）を配布しています。また、「資源物とごみの分け方・出し方」については外国語版を翻訳ボランティアの方々の協力により作成しており、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語の6ヶ国語があります。



「資源物とごみの分け方・出し方」

3. ホームページ・広報誌等による情報発信

資源物とごみの分別方法や、市の様々な取り組み、イベント等の情報を、「市川市じゅんかん白書」（年に1回発行）や市のホームページ、環境清掃部清掃広報誌「じゅんかんニュース」（年に数回発行）、広報いちかわ等を通じて市民に発信しています。



じゅんかんニュース



広報いちかわの特集

第4節 環境学習

1. 環境学習用副読本の配布

こどもの頃から循環型社会への理解を深めるため、本市の取り組みや、日々の生活で心掛けること等をわかりやすくまとめたものを小・中学生用の副読本として配布しています。

小学生向けは、市内公立・私立の小学4年生全員を対象に配布し、中学生向けは、市内公立・私立中学校の図書室閲覧用として各校50冊ずつ配布しています。



小学生用



中学生用

2. 出前説明会

本市の「資源循環型都市いちかわ」に向けた取り組みを進めるため、ごみ12分別等本市の清掃行政についての出前説明会を随時受け付けており、市内各学校や自治（町）会・各地域のイベントなどに出向き、行なっています。

出前説明会実施実績

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実施回数	14回	17回	20回	17回
参加人数	624名	663名	742名	856名



出前説明会の様子

3. 施設見学

市民の皆さんがごみの減量に取り組むきっかけになるよう、クリーンセンターと衛生処理場では施設見학을随時受け付けており、小学生（主に3・4年生）、中学生、自治（町）会、各市民団体が施設見学を実施しています。また、市主催で市外にある最終処分場やリサイクル関連施設を見学する施設見学会も年2回実施しています。

（1）市川市クリーンセンター

クリーンセンターの施設見学者数

年度	15	16	17	18	19
団体数	64	67	76	75	76
人数	3,875	4,226	3,480	4,196	4,128

クリーンセンター見学者（小中学生）の感想

- ・あんなにいっぱいのごみを減らすには、1人1人の力が必要なの分かりました。
- ・クリーンセンターへの見学を機に、ごみの分別などに気を付け、私も出来ることをやっていこうと思います。
- ・クリーンセンターのプラットホームの出入口には、空気のカーテンがあって、センターのにおいが外にもれないようにしてあるそうです。目にはぜんぜん見えないのに、すごい役目をはたしているのびびっくりしました。
- ・スプレーには穴をあけないと危ないということがよく分かりました。お父さんはスプレーに穴をあけるということを知らなかったらしいです。私も市川市の環境をよくするために約束を守っていきます。
- ・教科書で勉強していても、目の前で見た方がびっくりしました。ごみピットの中にはごみがいっぱい入っていて、こんなにごみが出るんだなと思いました。
- ・クリーンセンターを見学して、たくさんの人ががんばって働いているから、ごみはたまらないんだなと思いました。

(2) 市川市衛生処理場

衛生処理場の施設見学者数

年度	15	16	17	18	19
団体数	9	9	5	4	5
人数	207	177	140	206	305

第Ⅱ部 平成19年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第2章 ごみの収集・処理・処分体制

第1節	ごみの収集・処理・処分事業の推移	43
第2節	ごみの排出量・処理量	44
1.	ごみの排出量	45
2.	ごみの中間処理量	46
3.	ごみの最終処分量	46
4.	資源化量と資源化率	47
第3節	ごみ収集事業	48
1.	ごみの12分別収集	48
2.	ごみ集積所の設置とごみの収集	53
3.	家庭系ごみの指定袋制	56
4.	大型ごみの有料収集	57
5.	有害ごみの収集	58
第4節	ごみ処理・処分事業	59
1.	ごみの中間処理	59
2.	資源物の資源化	67
3.	燃やすごみの組成	68
4.	燃やさないごみの組成	70
5.	ごみの最終処分	72
第5節	事業系一般廃棄物対策	74
1.	事業系一般廃棄物の適正処理	74
2.	事業用建築物に関する適正処理への取組み	77
第6節	不法投棄の防止	79
第7節	動物（犬・猫等）の死体処理	80

第2章 ごみの収集・処理・処分体制

第1節 ごみの収集・処理・処分事業の推移

廃棄物処理行政は、市民の日常生活と経済社会活動に密接したきわめて重要な部門でありながら、これまでは「汚い、人の後始末」といったマイナスイメージがあり、市民にとっては比較的関心の薄い分野でした。本市のごみ処理事業は、戦後まもない昭和21年から、リヤカーや牛車で市内に設置されたごみ投入共同箱や各家庭への巡回収集を行い、収集したごみは市内の池や沼などに埋立て処分したほか、農業用肥料として農家に払い下げていました。その後、昭和30年に柏井塵芥焼却場が建設され、ごみの焼却処理が始まりました。

- 昭和30年 ・ 柏井塵芥焼却場（バッチ式*、処理能力18t/日）が竣工。
（柏井塵芥焼却場は昭和48年に閉鎖） *バッチ式：24時間連続式でない処理方法
- 昭和45年 ・ 一部委託収集を開始。
- 昭和46年 ・ 年6回の大型ごみ収集を開始。
- 昭和49年 ・ 田尻に市川市清掃工場（24時間全連続燃焼方式焼却炉450t/24h）が竣工。
・ 市全域で燃えるごみ週3回、燃えないごみ週1回の分別収集を開始し、ほぼ今日のようなごみ処理体系が確立。
- 昭和50年 ・ 清掃工場に大型ごみ破碎処理施設（60t/5h）を併設。
- 昭和55年 ・ 市民による古紙・ビン・カンなどの集団回収の支援を開始。
・ 市内に最終処分場を確保することが困難となったため、茨城県北茨城市にある民間最終処分場への処分委託を開始。
- 昭和56年 ・ 一部の地域でビンの集積所回収を開始。
- 昭和59年 ・ 環境汚染を未然に防止するため、有害ごみとして乾電池を分別回収。
- 昭和60年 ・ 蛍光管を分別回収。
- 平成元年 ・ 千葉県銚子市にある民間最終処分場への処分委託を開始。
- 平成6年 ・ 市川市クリーンセンター（焼却施設600t/24h、破碎施設75t/5h）の稼動に伴い、収集区分の変更（従来、燃えないごみとしていたプラスチック類を燃えるごみとして収集）及び、収集区割の変更を実施（JR総武線を境）。
- 平成12年 ・ 市川市クリーンセンターがISO14001の認証を取得。
- 平成14年 ・ “いちかわじゅんかんプラン21（市川市一般廃棄物処理基本計画）”を策定。（3月）
・ 資源物とごみの12分別収集を開始。（10月）
- 平成15年 ・ 市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正（16年4月1日施行）し、「ごみ集積所からの資源物の抜き取り禁止」「事業系ごみの適正処理対策」「不法投棄対策」などを規定。
- 平成16年 ・ 市外複数の民間最終処分場への処分委託を開始。

第2節 ごみの排出量・処理量

ごみ処理・資源物回収フローシート（平成19年度）

【ア. 排出量】

【イ. 中間処理】

【ウ. 最終処分・資源化】

単位：トン

1	燃やすごみ 124,891 (133,180)	収 集	直営	512
		86,236	委託	85,724
		持 込	許可	33,236
		38,655	一般	5,271
			一般	148

2	大型ごみ	2,741 (3,750)	収集	直営	315	(750)
			1,710	委託	1,395	(1,390)
			持込	許可	84	(100)
			1,031	一般	947	(1,510)

3	燃やさないごみ	6,041 (6,780)	収集	直営	744	(810)
			4,901	委託	4,157	(4,540)
			持込	許可	591	(820)
			1,140	一般	549	(610)

4	資源物	ビン 3,295 (3,490)	収集	直営	4	(10)
			3,253	委託	3,249	(3,440)
			持込	許可	42	(40)
				一般		

5	資源物	カン 1,688 (1,820)	収集	直営	5	(10)
			1,665	委託	1,660	(1,790)
			持込	許可	23	(20)
				一般		

6	資源物	紙パック 115 (130)	収集	直営	10	(10)
			115	委託	105	(120)
			持込	許可	0	(0)
				一般		

7	資源物	新聞 2,644 (3,210)	収集	直営	0	(0)
			2,644	委託	2,644	(3,210)
			持込	許可	0	(0)
				一般		

8	資源物	雑誌 4,412 (4,970)	収集	直営	0	(0)
			4,412	委託	4,412	(4,970)
			持込	許可	0	(0)
				一般		

9	資源物	ダンボール 3,133 (3,070)	収集	直営	0	(0)
			3,133	委託	3,133	(3,070)
			持込	許可	0	(0)
				一般		

10	資源物	布類 586 (660)	収集	直営	0	(0)
			586	委託	586	(660)
			持込	許可	0	(0)
				一般		

11	資源物	プラスチック製 容器包装 6,895 (7,120)	収集	直営	56	(60)
			6,895	委託	6,839	(7,050)
			持込	許可	0	(10)
				一般		(0)

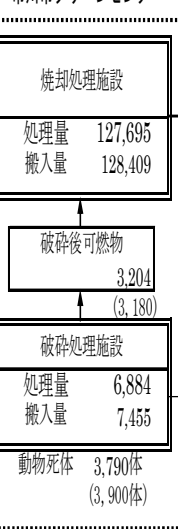
*プラスチック製容器包装にはペットボトルを含む

12	有害ごみ	32 (25)	収集	直営	3	(5)
			32	委託	29	(20)
			持込	許可	0	(0)
				一般	0	(0)

集団資源回収物	6,363	
---------	-------	--

集団資源回収を含む総排出量 (A)	162,836 (168,195)	収 集	直営	1,649
		115,582	委託	113,933
		持 込	許可	33,976
		40,891	一般	6,915
		集団資源		6,363

市川市クリーンセンター



埋立量		18,511	(17,600)
[灰転換率]		12.9%	(13.6%)
(内訳)			
→	焼却灰	16,495	(15,300)
	*3 持込灰	0	(0)
	*4 破碎残渣	2,016	(2,300)
→	小計	18,511	

反応生成物	3,737	(4,050)
-------	-------	---------

資源化量(B)	32,379 (38,990)	資源化率(B/A)	19.9% (22.2%)

ごみ処理 回収	焼却残渣資源化	0	(3,000)
	鉄	2,107	(3,050)
	アルミ	128	(150)
	破碎前金属等	231	(220)
	剪定枝チップ	634	(650)
	小計	3,100	(7,070)

資源回収	ビン	3,295	(3,490)
	カン	1,688	(1,820)
	紙パック	115	(130)
	新聞	2,644	(3,210)
	雑誌	4,412	(4,970)
	ダンボール	3,133	(3,070)
	布類	586	(660)
	ペットボトル	986	(1,040)
	プラスチック製容器包装	5,909	(6,080)
小計		22,768	(24,470)

*ペットボトルは拠点・集積所回収の合計

→ 集団資源回収	生きビン	45	(1,360)
	カレット	977	
	カン	518	(770)
	新聞	2,632	
	雑誌	1,233	(4,950)
	ダンボール	824	
	布類	114	(150)
	小計	6,363	(7,230)

バイオマス発電	148	(220)
---------	-----	-------

反応生成物とは、ごみ焼却によって発生する排出ガス中の塩化水素等を顆粒状の生石灰に吸着除去させた廃石灰でエコセメント事業等へ委託処分し再資源化。

※剪定枝チップは搬入される樹木を粉砕し、生ごみ堆肥化の混合材等として再資源化。

※バイオマス発電は生ごみ資源化モデル事業として資源化委託。

※家庭処理困難物(アスベスト)は、燃やさないごみに含む。

※()は平成19年度 実施計画値

1. ごみの排出量 (P44ごみ処理/資源物回収フローシート内「ア：排出量」に該当)

(1) 市全体の総排出量

平成19年度の市全体のごみの総排出量は、162,836 tで対前年度比7,952 t、4.7%減少となりました。収集量は115,582 tで、対前年度比5,027 t、4.2%減少となり、市川市クリーンセンターへの持込量は40,891 tで、対前年度比2,688 t、6.2%減少となりました。

単位：t

年 度			15	16	17	18	19	18→19増減比較	
処 理 人 口			463,103	464,873	466,608	468,113	470,074	1,961	0.4%
処 理 世 帯			205,024	206,963	208,168	210,519	213,411	2,892	1.4%
世帯当り人数			2.26	2.25	2.24	2.22	2.20	—	—
年間 ごみ 排出量 t／年	収集量	燃やすごみ	91,654	89,859	90,374	89,383	86,236	▲ 3,147	▲ 3.5%
		燃やさないごみ	5,580	5,423	5,121	5,059	4,901	▲ 158	▲ 3.1%
		大型ごみ	2,161	2,216	2,037	1,936	1,710	▲ 226	▲ 11.7%
		有害ごみ	22	27	39	61	32	▲ 29	▲ 47.5%
		資源物	23,141	24,820	24,503	24,170	22,703	▲ 1,467	▲ 6.1%
		小 計	122,558	122,345	122,074	120,609	115,582	▲ 5,027	▲ 4.2%
	持込量	燃やすごみ	43,383	42,269	41,989	41,189	38,655	▲ 2,534	▲ 6.2%
		燃やさないごみ	1,666	1,343	1,247	1,074	1,140	66	6.1%
		大型ごみ	1,800	1,513	1,509	1,252	1,031	▲ 221	▲ 17.7%
		資源物	72	51	72	64	65	1	1.6%
		小 計	46,921	45,176	44,817	43,579	40,891	▲ 2,688	▲ 6.2%
	収集量 ＋持込量	燃やすごみ	135,037	132,128	132,363	130,572	124,891	▲ 5,681	▲ 4.4%
		燃やさないごみ	7,246	6,766	6,368	6,133	6,041	▲ 92	▲ 1.5%
		大型ごみ	3,961	3,729	3,546	3,188	2,741	▲ 447	▲ 14.0%
		有害ごみ	22	27	39	61	32	▲ 29	▲ 47.5%
		資源物	23,213	24,871	24,575	24,234	22,768	▲ 1,466	▲ 6.0%
		合 計	169,479	167,521	166,891	164,188	156,473	▲ 7,715	▲ 4.7%
	集団回収量		7,259	7,068	6,748	6,600	6,363	▲ 237	▲ 3.6%
	総排出量 (収集量＋持込量 ＋集団回収量)		176,738	174,589	173,639	170,788	162,836	▲ 7,952	▲ 4.7%

(2) 市民1人1日当たりの排出量

ごみ発生量の指標となる市民1人1日当たりの排出量を（収集量+持込量）でみると、平成4年度の922 gを底として10年度まで増加率1～2%でなだらかに上昇し、11年度1,017 gから13年度1,020 gまでほぼ横並びの状態が続いていました。しかし、14年度の12分別実施以降は着実に減少傾向に転じ、19年度は909 g〈集団資源回収含むと946 g〉となりました。

この減少要因としては、12分別の実施により、ごみ処理に対する市民の意識が向上した結果、資源物を含めたごみ総排出量に対する排出抑制効果が働いたものと考えられます。

単位：g

年 度	15	16	17	18	19	18→19増減比較	
収集量	723	721	717	706	672	▲ 34	▲ 4.8%
収集量+持込量	1,000	987	980	961	909	▲ 51	▲ 5.4%
収集量+持込量 +集団資源回収量	1,043	1,029	1,020	1,000	946	▲ 53	▲ 5.3%

2. ごみの中間処理量 (P44ごみ処理/資源物回収フローシート内「イ：中間処理」に該当)

平成19年度の市川市クリーンセンターにおける不燃ごみと大型ごみ(不燃系)の破砕量は7,455 tで、対前年度比448 t、5.7%減となりました。

焼却量は128,409 tで、対前年度比5,788 t、4.3%減となりました。

単位：t

年 度			15	16	17	18	19	18→19増減比較	
年間 中間 処理 量	破 砕 量	燃やさないごみ	7,246	6,766	6,368	6,133	6,041	▲ 92	▲ 1.5%
		大型ごみ不燃系	2,147	2,022	1,912	1,770	1,414	▲ 356	▲ 20.1%
		計	9,393	8,788	8,280	7,903	7,455	▲ 448	▲ 5.7%
	焼 却 量	燃やすごみ	134,072	131,338	131,844	129,839	124,109	▲ 5,730	▲ 4.4%
		大型ごみ可燃系	1,584	1,492	1,413	1,276	1,096	▲ 180	▲ 14.1%
		破砕後可燃物	3,247	2,979	3,057	3,082	3,204	122	4.0%
		計	138,903	135,809	136,314	134,197	128,409	▲ 5,788	▲ 4.3%

※焼却量・破砕量は、P. 38のごみ処理/資源物回収フローシート内の焼却搬入量・破砕搬入量に該当します。

3. ごみの最終処分量 (P44ごみ処理/資源物回収フローシート内「ウ：最終処分」に該当)

平成19年度の焼却灰は16,495 tで対前年度比1,154 t、6.5%減となり、破砕残渣は2,016 tで対前年度比140 t減、6.5%減となりました。

両者を合計した埋立量は18,511 tで、対前年度比1,294 t減、6.5%減となりました。

単位：t

年 度			15	16	17	18	19	18→19増減比較	
最終 処分 量	埋 立 量	焼却灰	18,096	17,392	18,237	17,649	16,495	▲ 1,154	▲ 6.5%
		持込み灰	0	0	0	0	0	0	—
		破砕残渣	2,718	2,578	2,253	2,156	2,016	▲ 140	▲ 6.5%
		計	20,814	19,970	20,490	19,805	18,511	▲ 1,294	▲ 6.5%
	(参考) 灰転換率		13.0%	12.9%	13.4%	13.0%	12.9%	—	—
	(参考) 反応生成物		3,855	3,853	3,723	3,744	3,737	▲ 7	▲ 0.2%

4. 資源化量と資源化率 (P44ごみ処理/資源物回収フローシート内「ウ：資源化」に該当)

平成19年度の資源化量は32,379 tで、対前年度比1,995 t、5.8%減となりました。

資源化率は19.9%で、対前年度比0.2%減にとどまり、12分別収集を通年実施した15年度以降は約20%で推移したままで、資源化率が伸び悩んでいます。

単位：t

年 度		15	16	17	18	19	18→19増減比較	
年間資源化量 t／年	中間処理後の資源物	エコセメント	0	0	0	0	0	－
		鉄	3,288	3,104	2,865	2,540	2,107	▲ 433 ▲ 17.0%
		アルミ	140	127	105	125	128	3 ▲ 2.4%
		破碎前金属等	230	215	221	142	231	89 ▲ 62.7%
		剪定枝チップ	965	790	519	733	634	▲ 99 ▲ 13.5%
		小 計	4,623	4,236	3,710	3,540	3,100	▲ 440 ▲ 12.4%
	分別収集された資源物	ビン	3,576	3,527	3,424	3,379	3,295	▲ 84 ▲ 2.5%
		カン	1,756	1,855	1,841	1,813	1,688	▲ 125 ▲ 6.9%
		紙バック	148	138	129	121	115	▲ 6 ▲ 5.0%
		新聞	2,558	3,415	3,264	3,155	2,644	▲ 511 ▲ 16.2%
		雑誌	4,407	5,075	5,064	5,020	4,412	▲ 608 ▲ 12.1%
		ダンボール	2,945	3,039	3,128	3,164	3,133	▲ 31 ▲ 1.0%
		布類	805	666	632	612	586	▲ 26 ▲ 4.2%
		ペットボトル	965	1,045	1,050	1,060	986	▲ 74 ▲ 7.0%
		プラ製容器包装	6,053	6,111	6,043	5,910	5,909	▲ 1 ▲ 0.0%
		小 計	23,213	24,871	24,575	24,234	22,768	▲ 1,466 ▲ 6.0%
	に集まる資源物回収	生きビン	75	67	57	49	45	▲ 4 ▲ 8.2%
		カレット	1,362	1,190	1,149	1,034	977	▲ 57 ▲ 5.5%
		カン	704	655	524	552	518	▲ 34 ▲ 6.2%
		新聞	2,943	2,989	2,911	2,800	2,652	▲ 148 ▲ 5.3%
		雑誌	1,261	1,242	1,210	1,251	1,233	▲ 18 ▲ 1.4%
		ダンボール	774	790	775	797	824	27 ▲ 3.4%
		布類	140	135	122	117	114	▲ 3 ▲ 2.6%
		小 計	7,259	7,068	6,748	6,600	6,363	▲ 237 ▲ 3.6%
	バイオマス発電					148	148	－
	合 計		35,095	36,175	35,033	34,374	32,379	▲ 1,995 ▲ 5.8%
	資 源 化 率		19.9%	20.7%	20.2%	20.1%	19.9%	▲ 0.2% ー

第3節 ごみ収集事業

1. ごみの12分別収集

(1) 12分別収集の概要

本市のごみ収集は従来、燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、ビンカン、有害ごみの5分別収集でした。平成14年10月からは市におけるごみ処理での資源化率を向上させるため、燃やすごみ、燃やさないごみ（名称変更）、プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、ビン、カン、有害ごみ、大型ごみの12分別収集を開始しました。

燃やすごみは週3回、大型ごみは電話申し込みによる戸別収集、それ以外は週1回、曜日を決めて収集しています。有害ごみは、燃やさないごみと同じ収集日に有害ごみと分かるように集積所に出してもらい、収集しています。

また、12分別収集の他にも、自治（町）会、子ども会等が実施する集団資源回収への支援を行なっています。（20ページに集団資源回収についての詳しい内容があります）

収集体制及び収集状況は次のとおりです。

5 分 別		12 分 別	
①資 源 物	ビン カン	①ビン ②カン ③新聞 ④雑誌 ⑤ダンボール ⑥紙パック ⑦布類	週 1 回 同一曜日に ごみ集積所収集
②燃えるごみ (指定袋)	紙類 布類 プラスチック類 厨芥類(生ごみ) など	⑧プラスチック製容器包装類 (指定袋) ※ペットボトルを含む	週 1 回 ごみ集積所収集
③燃えないごみ (指定袋)	金属類・ガラス類・ 陶磁器類など	⑨燃やすごみ(指定袋) ※名称変更	週 3 回収集 ごみ集積所収集
④有 害 ご み	蛍光管・乾電池	⑩燃やさないごみ(指定袋) ※名称変更	週 1 回 同一曜日に ごみ集積所収集
⑤大 型 ご み (有料)	家具・寝具など	⑪有 害 ご み	
		⑫大 型 ご み (有料)	戸別収集

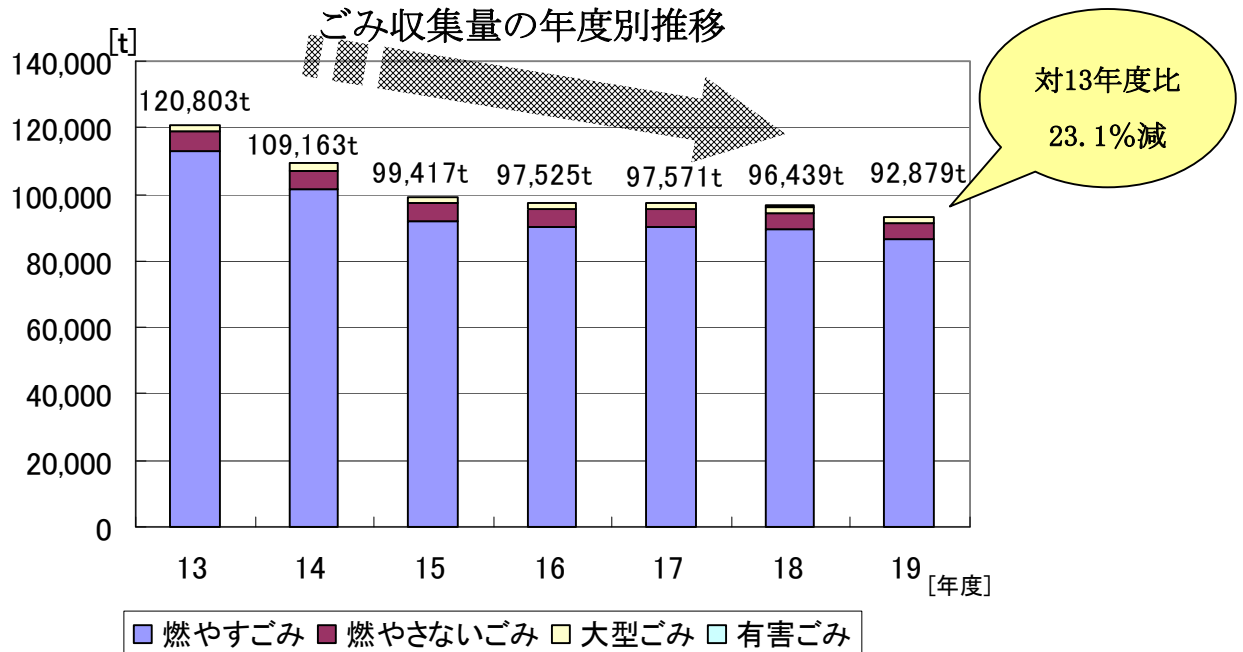
※燃えるごみ・燃えないごみの指定袋制及び大型ごみの有料収集は、平成11年10月から実施しました。

※平成2年10月から実施した紙パックの拠点回収、平成9年4月から実施したペットボトルの拠点回収は、12分別実施以降も継続して行っています。

(2) ごみ量等の推移

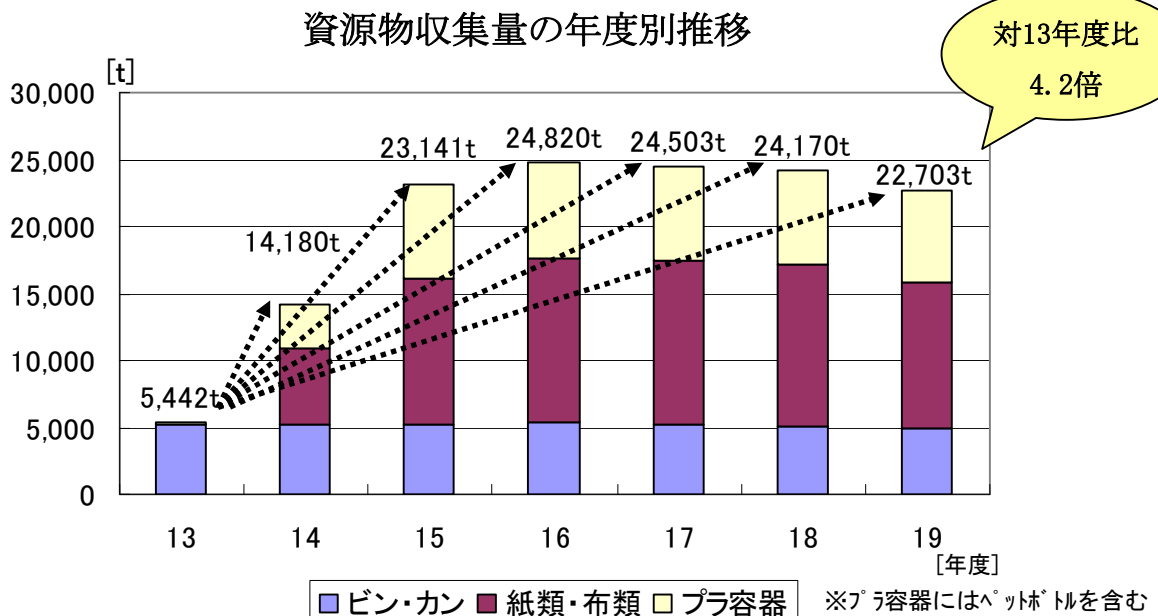
① ごみ収集量

ごみの収集量（燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、有害ごみ）は、平成13年度が**120,803 t**、12分別を開始した初年度の14年度は**109,163 t**（13年度比**9.6%減**）、3年目の16年度は**97,525 t**（同**19.3%減**）、5年目の18年度は**96,439 t**（同**20.2%減**）、19年度は**92,879 t**（同**23.1%減**）となりました。



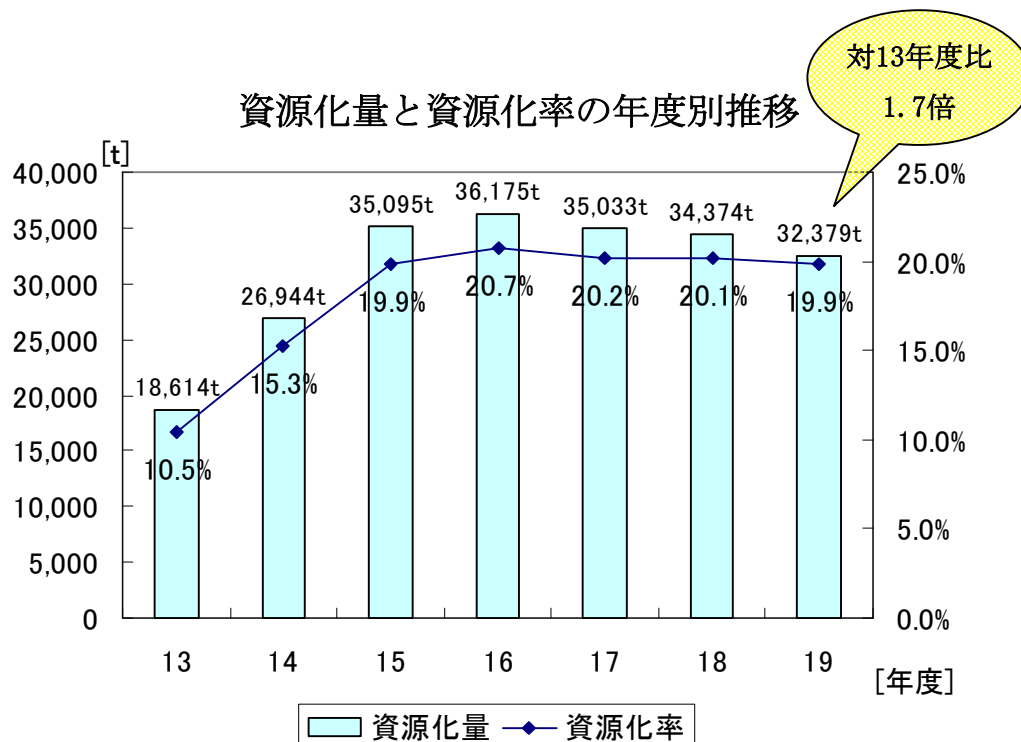
② 資源物の収集量

資源物の収集量（集団資源回収量は含めない）は、平成13年度が**5,442 t**、14年度は**14,180 t**（13年度比**2.6倍**）、16年度は**24,820 t**（同**4.6倍**）、18年度は**24,170 t**（同**4.4倍**）、19年度は**22,703 t**（同**4.2倍**）となりました。



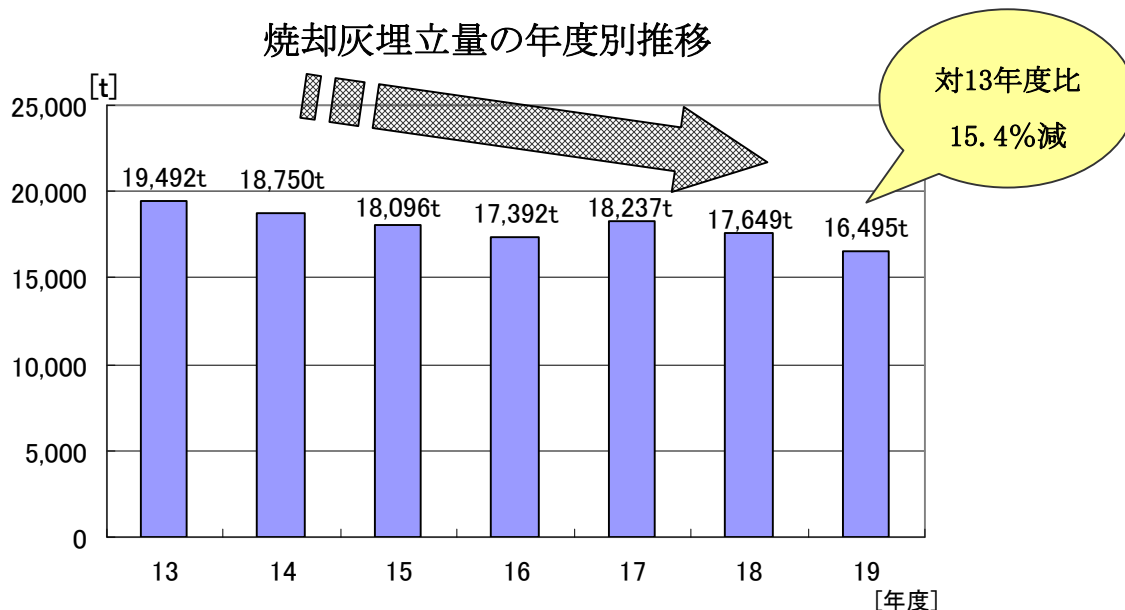
③ 資源化量と資源化率

集団団資源回収量等を含めた資源化率は、平成13年度**10.5%**(資源化量**18,614 t**)、14年度**15.3%**(同**26,944 t**)、16年度**20.7%**(同**36,175 t**)、18年度**20.1%**(同**34,374 t**)、19年度**19.9%**(同**34,374 t**)となりました。



④ 焼却灰埋立量

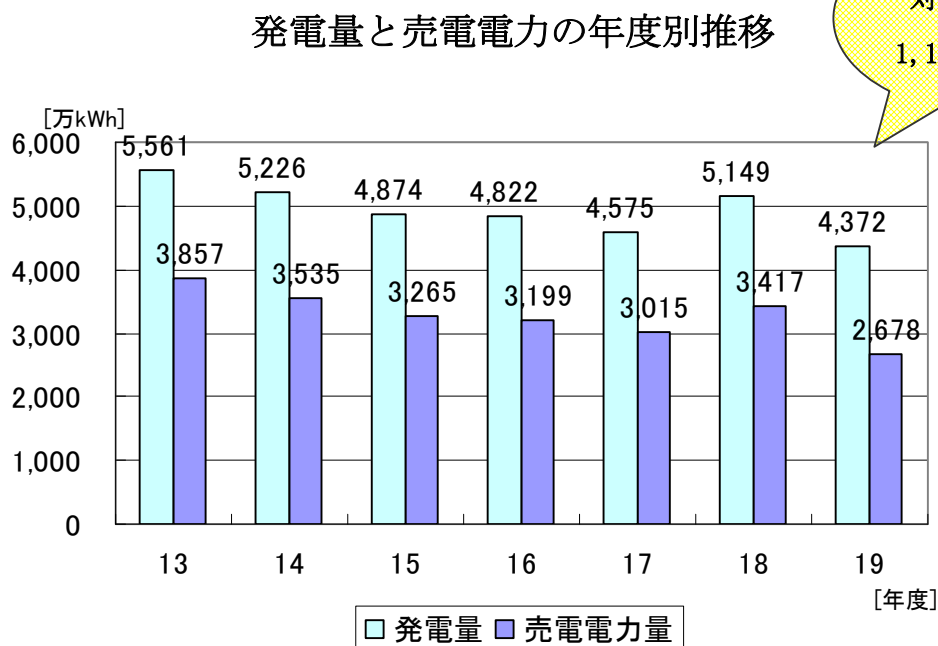
ごみ焼却残渣(焼却灰)の埋立て処分量は、平成13年度**19,492 t**、14年度**18,750 t**(13年度比**3.8%減**)、16年度**17,392 t**(同**10.8%減**)、18年度**17,649 t**(同**9.5%減**)、19年度**16,495 t**(同**15.4%減**)となりました。



⑤ 発電と売電収入

市川市クリーンセンターでは、ごみの焼却によって発生する熱を回収し、その熱をボイラーで蒸気に変えて、センター及び余熱利用施設（クリーンスパ市川）内の暖房、給湯に利用している他、発生した蒸気をタービンに送って発電しています。また、発電した電気は、センター内の施設を動かす電力やクリーンスパ市川へ供給して利用している他、余剰電力は電力会社に売電しています。

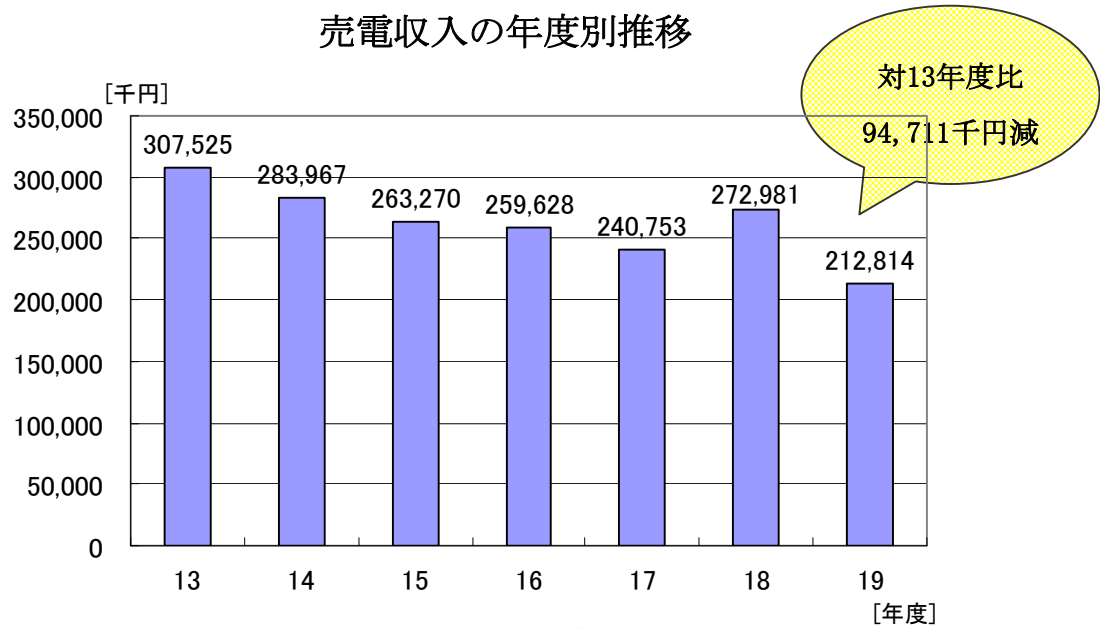
なお、ごみの12分別の実施効果によるごみ焼却量の減少で、発電量は平成13年度**5,561万kWh**が平成19年度には**1,189万kWh減少し4,372万kWh**（※1）に、また、平成19年度にクリーンスパ市川がオープンしたこともあり、売電額は平成13年度**307,525千円**が平成19年度には**94,711千円減少し212,814千円**となりました。このように12分別の実施等により、売電による収入は減となりましたが、焼却灰埋立量の削減（前ページ参照）による処分費用の削減などが図られています（※2）。



※1 1世帯当たりの年間平均電力消費量は3,600kWh（電気事業連合会資料より）であるため、クリーンセンターの発電量4,372万kWhは、約12,000世帯の年間消費量に相当します。

※2 平成13年度の焼却灰の埋立処分費は約522,026千円（約19,497トン）、平成19年度468,689千円（16,495トン）であることから、平成13年度と比べて約53,337千円の埋立処分費用の削減となっています。

※3 18年度は調定方法の変更により、13ヶ月分の数値を18年度の数値として記載しています。



※グラフ中の売電収入には、消費税が含まれています。

※18年度は調定方法の変更により、13ヶ月分の数値を18年度の数値として記載しています。

2. ごみ集積所の設置とごみの収集

本市では、市民の申請に基づき集積所を設置しており、市内には平成19年度末現在で18,003箇所の集積所があります。

また、ごみの収集は市の直営車両及び、収集運搬業者への委託により行なっています。

集積所数及び収集頻度 (平成19年度末現在)

	集積所数	1 集積所当たりの 戸数 (平均)	収集頻度
燃やすごみ	18,003	12	3回/週
燃やさないごみ・有害ごみ	18,003	12	1回/週
プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	18,003	12	1回/週
ビン・カン・紙類・布類	18,003	12	1回/週

※大型ごみ（戸別収集）を除き、全て同じ集積所を使用しています。

※プラスチック製容器包装類のみ祝日も収集しています。

収集車両・稼働日数及び収集量（平成19年度）

	内容	車両台数 (台)	稼働日数 (日/年)	収集量(集積所) (t)
直営	不法投棄回収用等	14	—	—
	小動物死体引き取り用	2	—	—
	ストックヤード作業用	3	—	—
	集団資源回収用	11	—	—
	拠点回収用	2	—	—
	予 備	1	—	—
	小 計	33	—	—
委託	燃やすごみ	45	298	85,724
	プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	14	309	6,839
	新 聞	13	297	2,644
	雑 誌			4,412
	ダンボール			3,133
	紙 パ ッ ク			105
	布 類			586
	ビ ン	13	297	3,249
	カ ン			1,660
	燃やさないごみ	9	297	4,157
	有 害 ご み			29
	大 型 ご み	5	296	1,395
	小 計	99	—	113,933
	合 計	132	—	—

委託収集車両の1日当たりの作業量等（平成19年度）

	集積所数	1日当たりの作業回数 (クリーンセンター等 への搬入回数)	1回当たりの 積載量 (kg)	1台1日 当たりの 収集量 (kg)
燃やすごみ	200	3.9	1,639	6,393
プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	214	2.9	545	1,580
新 聞	231	2.3	298	685
雑 誌			497	1,143
ダンボール			353	811
紙 パ ッ ク			12	27
布 類			66	152
ビ ン	231	2.0	636	1,271
カ ン				
燃やさないごみ (有害ごみ含む)	333	2.0	786	1,566

※ペットボトルはプラスチック製容器包装類と同じ指定袋に入れ、積載。

※新聞・雑誌・ダンボール・紙パックは1台に同時に積載。

※ビン・カンは1台に同時に積載。

3. 家庭系ごみの指定袋制

ごみの減量・資源化を推進するために、家庭ごみの分別排出を徹底するとともに、収集作業の安全性と効率性を確保するため、平成11年10月1日から指定袋制を実施しました。

また、平成14年10月に始まった12分別に伴い「プラスチック製容器包装用」指定袋を追加して、分別の徹底を図る他、それまでの「燃えるごみ」、「燃えないごみ」の名称を「燃やすごみ」「燃やさないごみ」と変更し処理する方法をわかりやすくしました。

市では、「市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準」（平成14年6月12日一部改正）に基づき、市の認定を受けた者が製造するごみ袋を指定袋とし市内小売店等で販売されるようにしています。価格は小売店の自由設定です。（認定業者21社：平成19年度末現在）

指定袋制の導入は、ごみ分別意識向上を目的とし、自主的なごみ減量への動機付けを誘導するとともに、排出袋を指定することによってごみ集積所での収集時間の効率化が図られ、街の環境美化の保持にもつながっています。

指定ごみ袋の種類

	燃やすごみ用	燃やさないごみ用	空きカン	空きビン	プラスチック製容器包装用
印刷色	緑	赤	青	橙	黒
容量	15, 20, 30, 45ℓ	15, 20, 30ℓ	15, 20ℓ	15, 20ℓ	30, 45ℓ
形態	平袋 または U 形袋				
材質	低密度ポリエチレン 高密度ポリエチレン	低密度ポリエチレン			高密度ポリエチレン
色	半透明	透明			半透明

※空きカンと空きビンは、指定袋以外に透明または半透明の袋での排出もできます。

4. 大型ごみの有料収集

住民負担の公平性の確保及びごみの減量・資源化を目的として、家庭系ごみの指定袋制の導入と同じく平成11年10月1日から大型ごみの収集を有料化しました。

大型ごみは他の日常のごみと異なり排出利用世帯が全体の約3分の1と偏りがあります。収集の有料化は、住民サービスの公平性を考慮したものであるとともに、排出者へのごみ処理コスト意識の向上を促し、不用品の再利用・譲渡等による排出抑制を図っています。

料金は品物の重量・大きさによって、5段階（500円、1,000円、1,500円、2,000円、2,500円）に設定しています。収集の申込み後、予め料金に応じた処理券を購入し品物に貼り付けてもらい、申し込み時に市が指定した日に戸別収集しています（電話申込制）。

市では大型ごみを適正に処分するよう、市民への周知を行なっていますが、一方では悪質な不法投棄も見受けられます。市では今後ともごみ分別ガイドブックなどにより、大型ごみ有料収集の周知を継続していきます。

※ 79ページに不法投棄についての詳しい内容があります。

大型ごみ料金表

料金	主な品目
500円	ガスレンジ、こたつ(板付き)、米びつ、照明器具、スキーセット、石油ストーブ、ファンヒーター、電子レンジ、プリンター、ホットカーペット、いす、湯沸器、網戸(4枚)、衣装ケース(5個)、ふとん(2枚)、室内物干し など
1,000円	オーブンレンジ、食器洗い乾燥機、流し台(小型)、ミシン(卓上)、健康器具、レンジ台、片袖机、ソファ(1人用)、自転車 など
1,500円	衣類乾燥機、小型タンス、ベット、物干し台(石付き)、小型ロッカー、小型本棚、両袖机 など
2,000円	洗面化粧台、大型タンス、大型本棚、大型ロッカー、ソファ(2人以上)、マッサージ機(椅子式)、大型食器棚 など
2,500円	ベッドマット(スプリング入り)、物置(0.5坪以下解体済み) など

※表中の大型・小型の区別は、品物の縦・横・高さのうちいずれかが、1.2mを越えるものは大型、それ以下は小型となります。

※平成13年4月1日施行の家電リサイクル法により、テレビ(ブラウン管式)、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンは大型ごみとして市では収集せず、小売業者に引き取ってもらうか、専門業者が収集する体制としました。

※平成15年10月1日施行の「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく指定再資源化製品への指定に伴い、デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイはメーカー等が回収する体制としました。

※平成15年7月から、市内に親族等のいないひとり暮らしの65歳以上の高齢者(世帯)の方及び、障害をお持ちの方で、大型ごみを屋外まで出すことが困難な方を対象とする、屋内からの持ち出し収集(「大型ごみサポート収集」)を実施しています。

5. 有害ごみの収集

有害物質である水銀を含有する乾電池の処分が社会問題となり、本市でも昭和59年から有害ごみとして分別収集を開始し、現在では**乾電池・蛍光管・水銀体温計を有害ごみとして収集**しています。収集された有害ごみは、市川市クリーンセンターで一時的に保管した後、**一定量になった段階で専門処理業者に処理を委託**しています。

※ 現在、日本で製造されている乾電池には水銀は含まれていませんが、乾電池に使用されているマンガンの再利用を図るため、継続して分別収集し専門業者に処理を委託しています。

第4節 ごみ処理・処分事業

1. ごみの中間処理

(1) 市川市クリーンセンターの概要

市川市のごみ処理の方法は、「焼却」が中心で、市内で発生した燃やすごみは、全て市川市クリーンセンターで焼却処理をしています。

地球環境問題が世界的にクローズアップされている今、市川市クリーンセンターは、環境に配慮するための設備を備えた施設であると同時に、ごみを焼却した際に発生する熱を利用して発電しているサーマルリサイクル施設でもあります。また、発電の他に、余った熱を利用する余熱利用施設の整備も行なっています。

クリーンセンターの施設概要

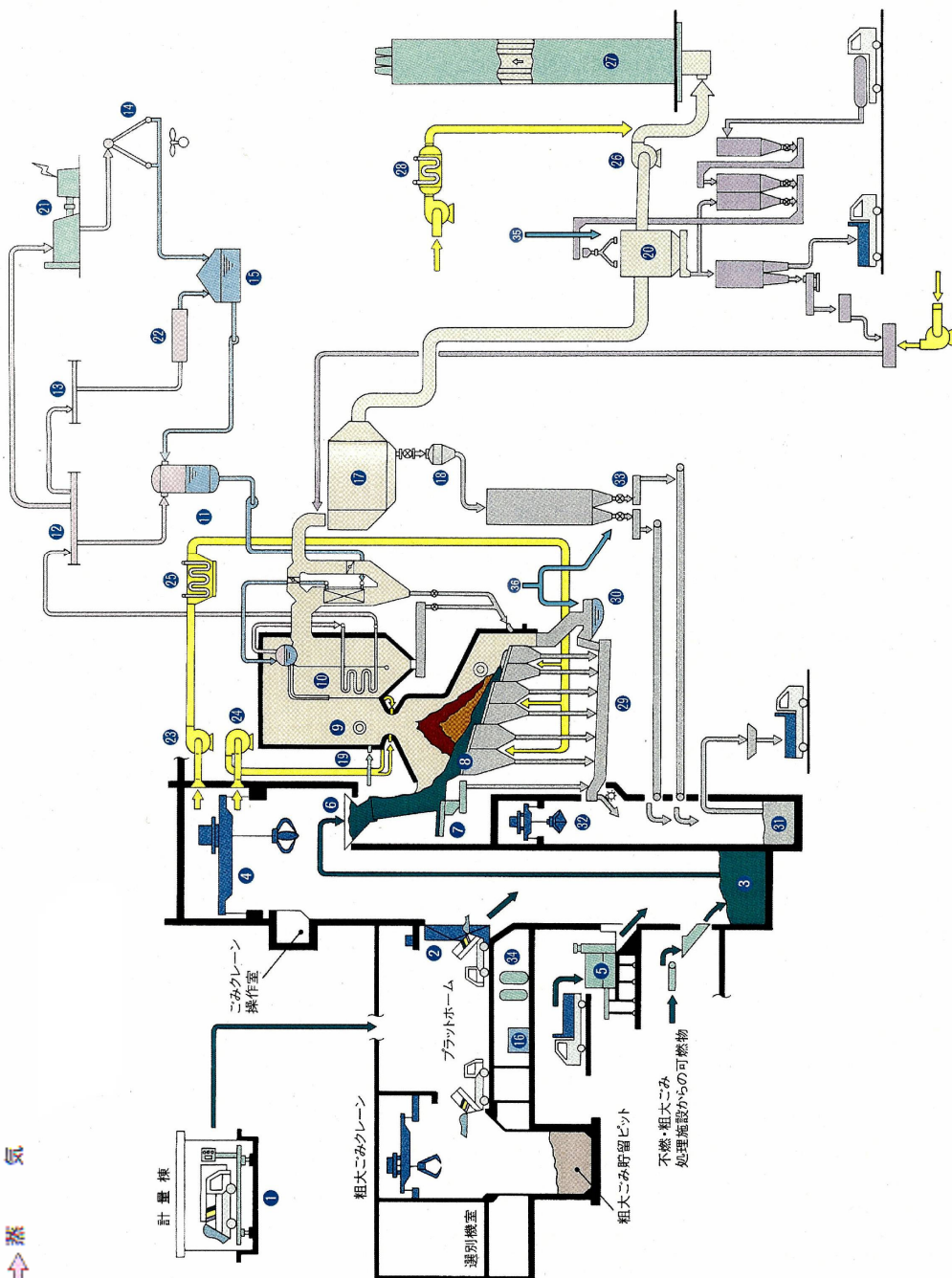
名 称	市 川 市 ク リ ー ン セ ン タ ー		
所 在 地	市 川 市 田 尻 1 0 0 3 番 地		
敷地面積	27,000 m ²		
建築面積	9,849.71m ²		
施 設 名	焼 却 施 設	処 理 施 設	小動物焼却施設
処理能力	600t/24h(200t/24h×3炉)	75t/5h	500kg/5h
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	衝撃剪断併用回転式（横型）	2次燃焼方式
発電設備	出 力 ： 7,000 kW	発 電 効 率 ： 12.7 %	
竣工年月	平 成 6 年 3 月		
設計施工	川 崎 重 工 業 株 式 会 社		
建 設 費	2 5 2 億 8 , 1 3 5 万 円		

クリーンセンターの公害対策施設

施設名	対策内容	稼動年月
排ガス高度処理施設	クリーンセンターから排出する排ガス中のダイオキシン類を減らすため	平成13年12月
灰固形化施設	クリーンセンターから排出する焼却灰のダイオキシン類対策及び、埋立処分の重金属溶出を防止するため	平成14年9月

クリーンセンター処理フロー

プラント系統図



施設概要

① 積み計量機 (ロードセル式 4 点支持式).....	3 基
② 積み投入扉 (油圧観音開き式、うち 1 基はダンピングボックス).....	8 基
③ 積みビット (4 日分、12,000m ³).....	1 基
④ 積みクレーン.....	2 基
⑤ 可燃性粗大ごみ破砕機 (油圧剪断式、10t/5h).....	1 基
⑥ 積み投入ホッパー (鋼板製シュート形スウィング式ゲート付).....	3 基
⑦ 給じん装置 (水平形往復動式).....	3 基
⑧ 焼却炉 (川崎—サン形揺動ストーカ、全水冷壁構造焼却炉、能力200t/24h).....	3 基
⑨ 助燃バーナ (ロータリ式・灯油).....	6 基
⑩ ボイラ (自然循環式、最大蒸気発生量34.5t/h).....	3 基
⑪ 脱気器 (蒸気加圧スプレー式、容量85t/h).....	2 基
⑫ 高圧蒸気だめ.....	2 基
⑬ 低圧蒸気だめ.....	1 基
⑭ 復水タンク.....	1 基
⑮ 電気集じん器.....	1 基
⑯ 電気集じん器 (2床3塔式、能力10m ³ /h).....	1 基
⑰ 集じんダスト集出装置 (乾式平底型、最大処理ガス量69,400m ³ /h).....	3 基
⑱ 脱硝装置 (炉内尿素水噴霧方式).....	3 式
⑲ 脱硝装置 (完全乾式)・バグフィルタ.....	3 式
⑳ 蒸気タービン (復水タービン、最大出力7,000kW).....	1 式
㉑ 余熱利用設備 (給湯、冷暖房).....	1 式
㉒ 押し込送風機.....	3 基
㉓ 炉温制御用送風機.....	3 基
㉔ 燃焼用空気予熱器 (蒸気式).....	3 基
㉕ 誘引通風機.....	3 基
㉖ 煙突 (外筒鉄筋コンクリート製、3 筒集合鋼板製、90m).....	3 基
㉗ 灰コンベヤ.....	3 基
㉘ 灰押出機.....	3 基
㉙ 灰ビット (1,000m ³).....	1 基
㉚ 灰クレーン (クラムシェルバケット式天井走行クレーン).....	2 基
㉛ ダスト加温装置.....	1 式
㉜ 排水処理設備 (機械系排水処理装置・有機系排水処理装置).....	1 式
㉝ 排ガス高度処理施設 (活性炭吸込装置).....	3 基
㉞ 灰固化施設 (薬利注入装置).....	5 基

(2) 市川市クリーンセンターのISO14001

地球環境問題がクローズアップされている今、ごみ処理事業においても環境面に対し積極的な役割が求められています。市川市クリーンセンターでは、環境マネジメントシステムを構築し、環境方針を定め、国際規格であるISO14001（※）の認証を取得（平成12年2月21日）しています。

平成19年2月には、審査登録機関によるISO14001の第5回更新審査を更新し、自主的かつ継続的に環境負荷を低減し、環境にやさしいクリーンセンターを目指しています。

環 境 方 針

地球環境保全が人類共通の課題であることから、私たちは、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければなりません。

市川市クリーンセンターは市民から排出されたごみを適正に処理するとともに、「環境にやさしい」ごみ処理システムを目指し、あらゆる環境に影響があるものの抑制を図っていきます。

1. ごみ処理に伴い発生する環境への負担を減らすため、環境マネジメントシステムの継続的な改善をおこないます。
2. ごみの焼却により発生する排ガスや排水による汚染を予防するとともに、得られる熱エネルギーの有効利用など資源のリサイクルに努めてまいります。
3. 環境に係わる法規制を順守するとともに、さらに厳しい自主基準値を定め、その達成を目指します。
4. 環境への負荷を減らすため、環境目的及び目標を定めて、その達成を図るとともに、その内容を定期的に見直します。
5. この環境方針を、全職員及び構成員並びに従業員に周知するとともに、一般に公表します。

※ISO14001とは、企業や自治体等の組織が、自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に減らしてゆくための経営のやりかた・仕組みを定めた世界標準の規格です。

(3) ダイオキシン類等公害対策

① ダイオキシン類（※1）対策

市川市の燃やすごみの処理は、ごみの減容化及び腐敗しやすい生ごみ等を衛生的に処理する必要があることから、焼却処理を行っています。近年、焼却処理を行なうなかで塩素を含むものを燃やすと、本来環境中には存在しない化学物質であるダイオキシン類が発生、人体に対する強い毒性や発がん性等が指摘されています。

そのため、国は平成12年にダイオキシン類による環境の汚染及びその除去等を目的とした「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、ダイオキシン類に関する施策の基本となる新たな基準（排ガス・排水・灰）や、必要な規制を定めています。このような規制を受け市川市クリーンセンターでは、ごみ焼却施設から排出される排出ガス中のダイオキシン類を減らすため、平成13年12月に排ガス高度処理施設等を整備しました。

この高度処理施設は排出ガスに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着・除去する施設ですが、市川市クリーンセンターの処理方法の特徴として、吸着させた使用済み活性炭を焼却炉に戻し高温で焼却処理することにより、ダイオキシン類をクリーンセンター外に出さないようにしているという点が挙げられます。

市川市では、この施設整備により、市川市クリーンセンターの排出ガス中ダイオキシン類濃度の測定結果は、「0.001～0.14 ng-TEQ/m³N」と、国の基準（1.0 ng-TEQ/m³N）（※2）を大幅に下回っています。

※1 ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナPCB）の総称。PCDD, PCDF, コプラナPCBには、それぞれ十数種類から百種類以上の仲間がありますが、その毒性の程度はことなります。

※2 ダイオキシン類の単位説明

単位	説明
ng（ナノグラム）	10億分の1を表す。
pg（ピコグラム）	1兆分の1を表す。
TEQ	毒性等量*。最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを表す表示。
m ³ N（ノルマル立方メートル）	温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した気体の体積を表す表示。

※毒性等量；ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、PCDDのうち最も強い毒性もつダイオキシン類（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算したものを係数(TEQ)として表します。(TEQ)の算出にあたっては、世界保健機構の毒性等価係数を用いています。

※国は、ダイオキシン類の耐容一日摂取量（ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量）を4pg-TEQ/kg

/日と設定。また、日本人が1日に摂取しているダイオキシン類の平均的な量は、合計で約1.22pg-TEQ/kg/日と推定しています。この水準は、耐容一日摂取量を下回っており、健康に影響を与えるものではないとされています。（『日本人におけるダイオキシン類の蓄積量について』（2007年 環境省）より）

排出ガス中ダイオキシン排出量（単位：ng-TEQ/m³N）

年度	1号炉		2号炉		3号炉	
国の基準	1ng-TEQ/m3N以下					
平成15年度	7月10日	0.013	8月27日	0.030	7月11日	0.0067
	1月23日	0.046	1月23日	0.009	1月14日	0.015
平成16年度	7月20日	0.69	8月27日	0.022	7月21日	0.0019
	1月20日	0.0085	1月19日	0.015	1月13日	0.0052
平成17年度	8月9日	0.0010	8月23日	0.0082	8月10日	0.0020
	1月26日	0.0087	1月27日	0.14	1月13日	0.028
平成18年度	7月28日	0.014	8月24日	0.010	8月25日	0.013
	1月26日	0.026	1月11日	0.012	1月12日	0.051
平成19年度	8月1日	0.025	8月24日	0.028	8月22日	0.0064
	1月25日	0.013	1月10日	0.034	1月9日	0.015

排出水中ダイオキシン類排出量（単位：pg-TEQ/ℓ）

年度	測定日	濃度
国の基準 (平成15年1月15日以降の基準)		10
平成15年度	7月10日	0.00021
	1月23日	0.0061
平成16年度	7月20日	0.000070
	2月22日	0.000050
平成17年度	8月9日	0.00011
	1月13日	0.000079
平成18年度	7月28日	0.000060
	1月11日	0.000040
平成19年度	8月1日	0
	1月9日	0.0018

② 焼却灰の対策

a) 重金属対策

燃やすごみを焼却処理すると灰になります。この焼却灰については、千葉県の要綱（千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱）により、焼却灰等を埋立処分する場合の重金属（水銀等の有害な金属類）の溶出等について様々な規制が定められ、そのため施設整備の必要性が出てきました。

そこで市川市クリーンセンターは、集じん灰や焼却灰に薬剤（キレート剤）を注入し、灰に含まれる重金属等（水銀等の有害な金属類）を不溶化することにより、灰埋立後の重金属類の溶出を防ぎ、環境負荷を低減させる灰固形化施設を整備しました（平成14年9月から稼動）。稼動後は重金属類の千葉県指導基準値を下回っています。

b) ダイオキシン類対策

焼却灰のダイオキシン類については、焼却灰を薬剤処理することにより「ダイオキシン類対策特別措置法」による規制の除外規定に該当しています。

(4) その他適正処理対策

市内で発生するごみの内、破碎処理不適物（プロパンガス・カセット式ボンベ・スプレー缶等爆発・火災等の危険性のあるもの）については、収集・処理処分の過程で火災・爆発事故等を起こし、作業の安全性や、収集車や焼却設備に甚大な損害を及ぼす可能性があるため、市では収集・処理処分を行うことができません。

そのためこれらのごみは、それらの製品の製造販売事業者の協力のもと、そうした事業者の責任で適正に処分してもらうために、販売店等に引き取ってもらうよう、ごみ分別ガイドブック等を通じ市民に周知を行なっていますが、ルールを守らずに排出されることがあり、年間20～40件の事故が発生しています。

しかし、こうしたルールを無視して出される危険なごみによる事故を未然に防止し、破碎処理不適物の処理を安全かつ効率的に行うため市川市は、集積所で回収した燃やさないごみを直接破碎ピットに搬入せず、クリーンセンター敷地内の仮置場で、ルールが守られずに出された破碎処理不適物の除去をする作業を平成16年度より行なっています。

この破碎不適物除去作業実施開始後は、爆発事故の件数が減少したものの、現在も年間20件弱の事故が発生しており、またそのための費用もかかっています。市では、今後ともごみ分別ガイドブック等を通じて、破碎処理不適物の混入防止に努め、より安全で効率的な処理を行ないます。

クリーンセンターでの事故発生件数の推移

	火災事故	爆発事故	計
平成15年度	26	13	39
平成16年度	16	7	23
平成17年度	18	6	24
平成18年度	21	8	29
平成19年度	14	2	16



破碎不適物除去作業の様子

(5) 余熱の利用

① 売電事業

市川市クリーンセンターは、ごみ焼却エネルギーを利用した発電施設になっています。
所内の必要電力をまかなうとともに、余剰電力を電力会社に売却するサーマルリサイクル施設として、平成19年度には約2億1千万円の売電収入を得ています。

※ 51ページに売電量・金額についての詳しい内容があります。

② 余熱利用施設（クリーンスパ市川）

市川市クリーンセンターのごみ焼却施設から発生する熱で起こす電気と温水を利用する余熱利用施設は、平成19年9月にオープンしました。この施設は、プール、温浴施設、スポーツジムなどの三つの機能を併せ持ちます。

建設にあたっては、P F I（Private Finance Initiative）方式により事業を進めました。P F Iとは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく制度であり、この方式により、公共施設の設計、建設、運営、維持管理に、民間の資金と経営能力・技術能力を活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図ることができます。

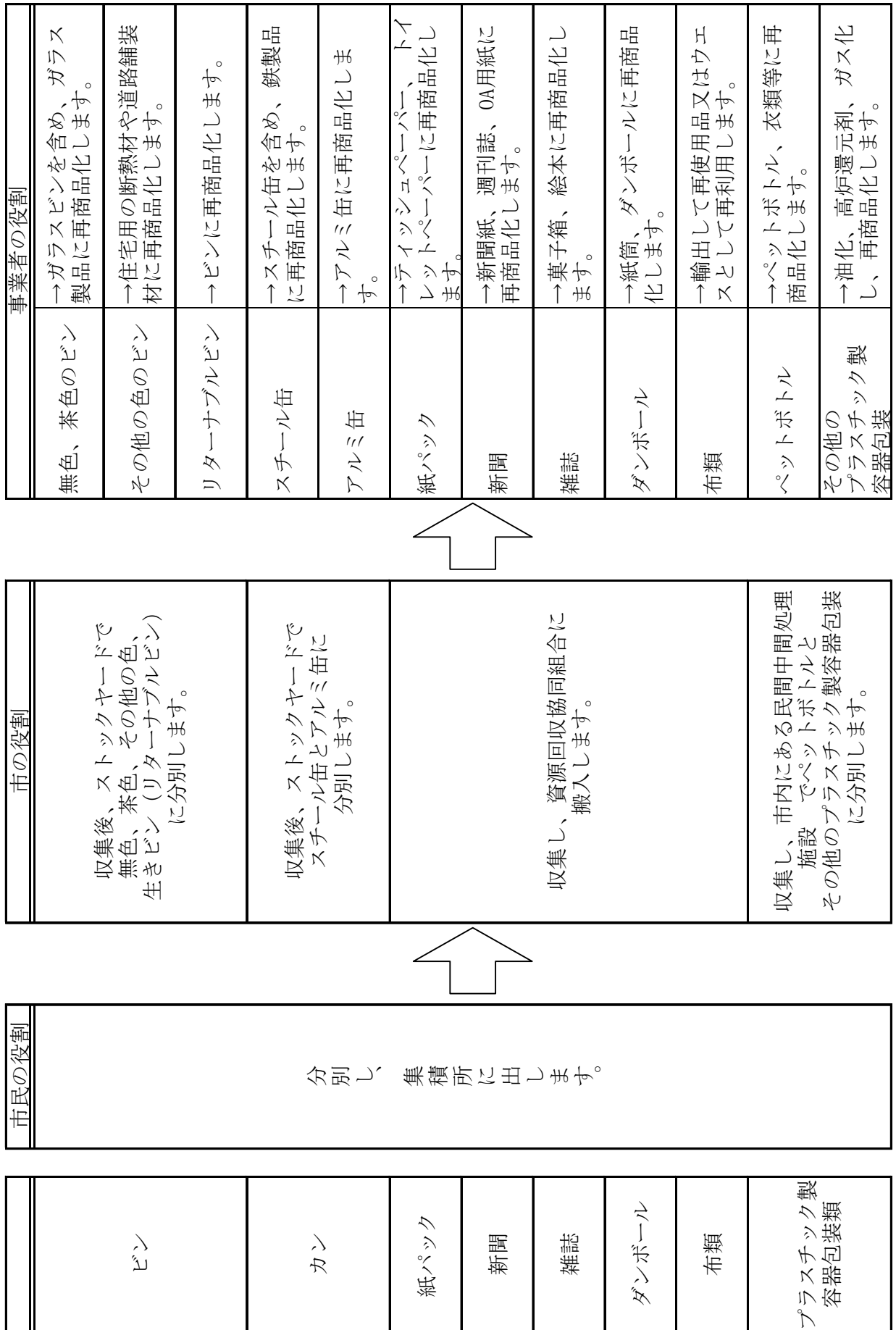
【施設の概要】

- 所在地 市川市上妙典1554番地 ■敷地面積 6, 4 6 1 m²
- 施設規模 4, 6 1 1. 9 6 m²（鉄骨造2階建て）
- 発注主 市川市 ■運営主体 セントラルスポーツ株式会社
- 事業マネジメント 大和リース株式会社
- 施設内容
 - プールゾーン 25mプール8コース、多機能プール、子供プール
 - 風呂ゾーン 各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備
 - 休憩ゾーン 大広間、集会室、飲食施設
 - その他 スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース等
- 供用開始 平成19年9月



2. 資源物の資源化

資源物の資源化の流れ（市民・事業者・市の役割）（平成19年度）



3. 燃やすごみの組成

燃やすごみの組成分析結果平均値の経年変化は、以下の表のとおりです。

平成11年度の市指定ごみ袋制導入以降、燃やすごみの中に混入された金属類等の不燃物の割合は2%以下で推移しており、分別排出は良好に継続しているといえます。

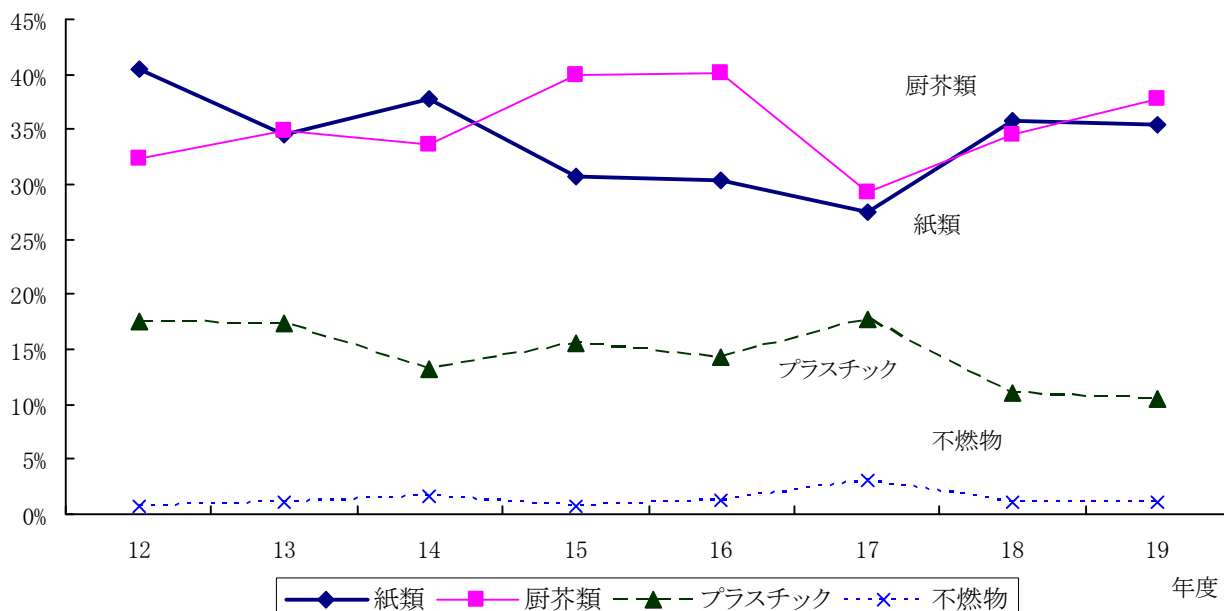
また、平成14年10月より12分別収集を実施し、それまで燃やすごみとして収集していた新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・布類・プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）を資源物として分別収集しているため、燃やすごみの中に混入される紙類やプラスチックの割合は減少傾向にあります。

しかし、依然として紙類が35.5%、プラスチックが10.4%含まれており、これらの中には、まだ資源物として回収できるものが含まれています。そのため、そうした資源物の分別徹底により燃やすごみの更なる発生抑制・資源化を進めることができます。

燃やすごみの組成の推移（湿重量ベース）

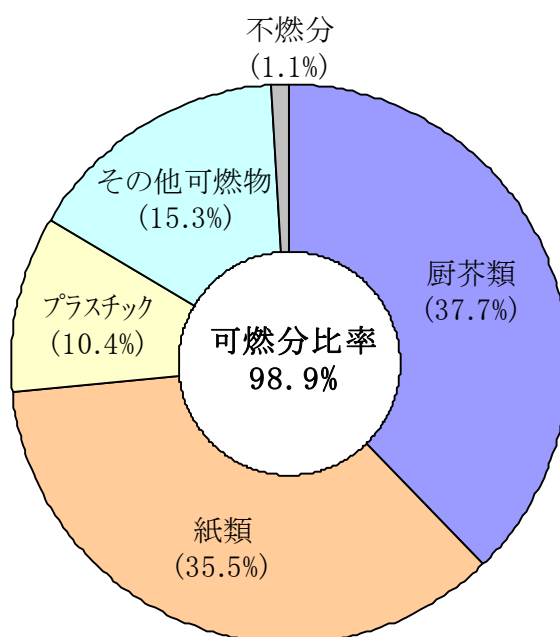
年度		12	13	14	15	16	17	18	19
可燃物	紙類	40.4%	34.5%	37.8%	30.7%	30.4%	27.5%	35.8%	35.5%
	厨芥類	32.4%	34.9%	33.7%	40.0%	40.2%	29.3%	34.5%	37.7%
	繊維類	2.7%	3.8%	2.6%	4.3%	3.8%	7.5%	6.9%	5.6%
	草・木・竹	3.4%	6.2%	6.0%	6.4%	7.4%	9.9%	6.1%	6.2%
	ゴム・その他	2.8%	2.1%	5.1%	2.4%	2.8%	5.1%	4.6%	3.5%
	プラスチック	17.5%	17.4%	13.2%	15.5%	14.2%	17.7%	11.0%	10.4%
不燃物	金属類	0.4%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%
	ガラス	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%
	磁器・その他	0.1%	0.2%	1.1%	0.3%	0.8%	2.6%	0.5%	0.5%
可燃分小計		99.2%	98.9%	98.4%	99.3%	98.8%	97.0%	98.9%	98.9%
不燃分小計		0.8%	1.1%	1.6%	0.7%	1.2%	3.0%	1.1%	1.1%

注：組成割合は水分を含んだ搬入時の状態で測定している。



平成19年度ごみ組成 重量割合（湿重量ベース）

	燃やすごみ（％）			
	1	2	3	可燃分
組成	厨芥	紙類	プラスチック	98.9%
	37.7%	35.5%	10.4%	



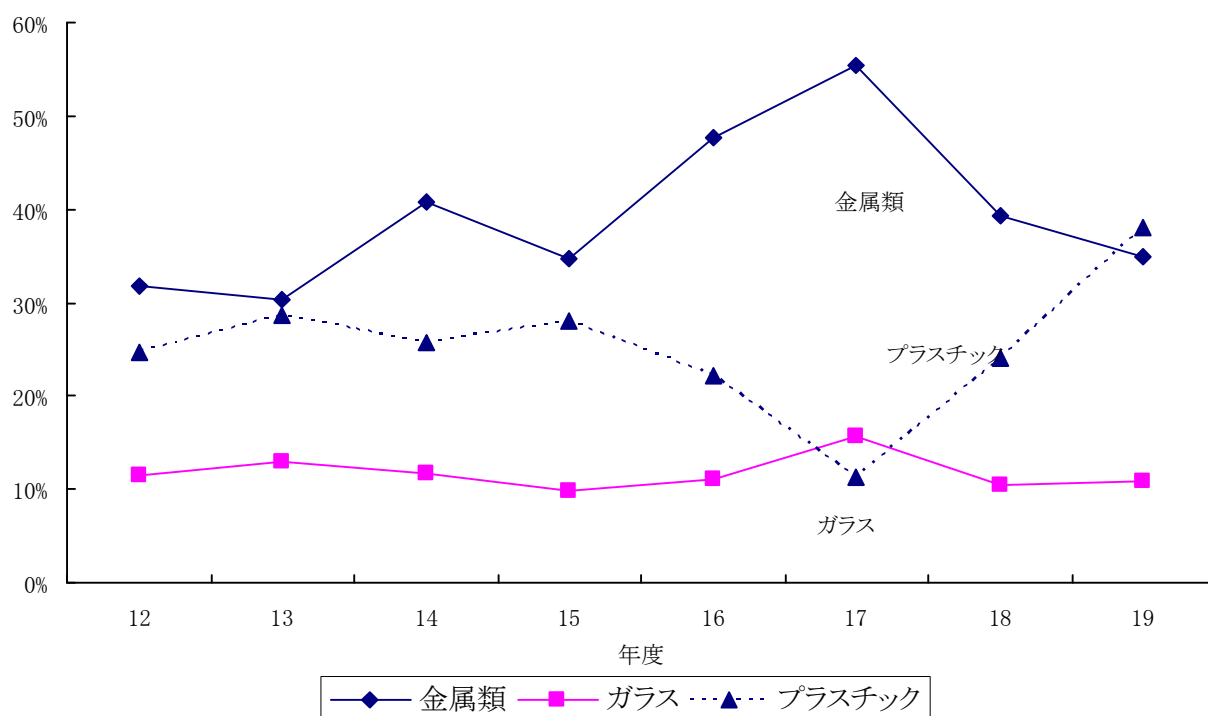
4. 燃やさないごみの組成

燃やさないごみの組成分析結果平均値の経年変化は、以下の表のとおりです。

燃やさないごみには、小型の家電製品等のプラスチックの複合物があるため、物理組成ではプラスチックの割合は高くなっています。

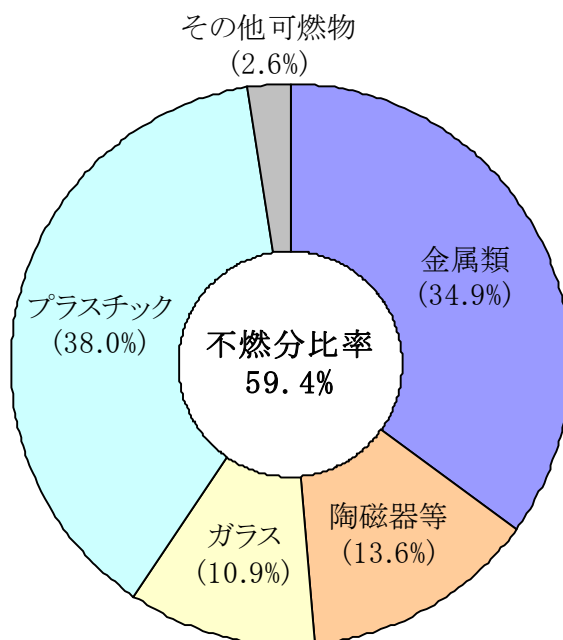
燃やさないごみの組成の推移（湿重量ベース）

年度		12	13	14	15	16	17	18	19
不燃物	金属類	31.8%	30.2%	40.8%	34.8%	47.6%	55.5%	39.2%	34.9%
	ガラス	11.5%	12.9%	11.8%	9.9%	11.1%	15.6%	10.5%	10.9%
	陶磁器等	23.3%	22.0%	17.7%	22.3%	15.9%	13.5%	17.1%	13.6%
可燃物	プラスチック	24.7%	28.7%	25.8%	28.1%	22.2%	11.2%	24.1%	38.0%
	紙類	1.7%	0.9%	1.4%	1.1%	0.9%	1.6%	2.2%	1.2%
	その他	7.0%	5.3%	2.5%	3.8%	2.3%	2.6%	6.9%	1.4%
不燃分小計		66.6%	65.1%	70.3%	67.0%	74.6%	84.6%	66.8%	59.4%
可燃分小計		33.4%	34.9%	29.7%	33.0%	25.4%	15.4%	33.2%	40.6%



平成19年度ごみ組成 重量割合（湿重量ベース）

	燃やさないごみ（％）				
	1	2	3	4	不燃分
組成	プラスチック	金属類	陶磁器等	ガラス	59.4%
	38.0%	34.9%	13.6%	10.9%	



5. ごみの最終処分

本市は、昭和21年に塵芥収集を開始した当初、ごみは市内の田・沼・原野等に直接埋立処分していました。30年柏井塵芥焼却場の竣工後は、燃えるごみは同焼却場で焼却処理、焼却灰と燃えないごみは埋立処分していました。

その後人口増加による都市化の進展に伴い市内での最終処分場の確保が困難となり、焼却灰及び破碎残渣を、昭和55年からは茨城県北茨城市にある民間最終処分場へ、平成元年からは千葉県銚子市にある民間最終処分場へ処分委託しています。平成16年からは銚子市にある民間最終処分場に加え、富津市にある民間最終処分場へ処分委託をしていましたが、平成18年度には、この民間最終処分場が千葉県からの改善勧告により搬入停止となったため、新たな処分場を確保する必要性が発生し、市は焼却灰及び破碎残渣については秋田県等にある民間最終処分場へ処分委託をしました。

このように本市は、ごみの自区域内処理の原則にもかかわらず、他自治体の民間最終処分場に最終処分委託をしており、最終処分量の削減は最重要課題です。そこでこの課題の解決のため、本市は平成14年10月より「資源物とごみの12分別収集」を実施し、資源化の推進による最終処分量の削減に努めています。

しかしながら、12分別収集実施後も最終処分量はあまり減少しておらず、平成13年度（12分別収集実施前）と比べて平成18年度はわずか9.3%の減少に留まっています。市は、今後ともごみの発生抑制や12分別収集の啓発を継続すると共に、焼却灰の資源化など、最終処分量の削減に向けた新たな方策も検討していきます。

市川市の民間最終処分場委託先の推移

最終処分場の 所在地	期間（年度）
北茨城市	S55年度——— S63年度
銚子市	S63年度 —————→
富津市	H16年度—— H18年度
秋田県	H18年度 —————→
その他	H18年度

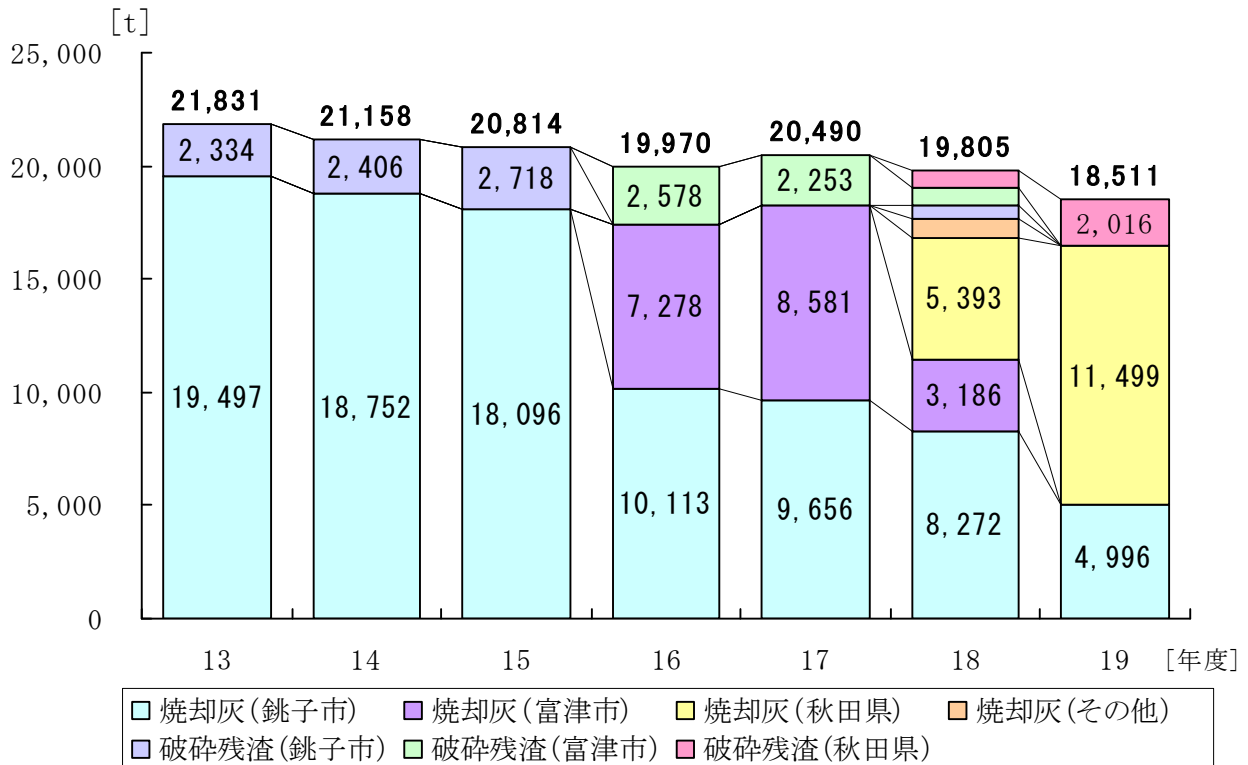
最終処分量（埋立量）の推移（単位：トン）

年度		14	15	16	17	18	19
焼却灰	銚子市	18,752	18,096	10,113	9,656	8,272	4,996
	富津市	—	—	7,278	8,581	3,186	—
	秋田県	—	—	—	—	5,393	11,499
	その他	—	—	—	—	799	—
	焼却灰計	18,752	18,096	17,392	18,237	17,649	16,495
破碎残渣	銚子市	2,406	2,718	—	—	626	—
	富津市	—	—	2,578	2,253	715	—
	秋田県	—	—	—	—	815	2,016
	破碎残渣計	2,406	2,718	2,578	2,253	2,156	2,016
年間埋立量合計		21,158	20,814	19,970	20,490	19,805	18,511

※持込灰は焼却灰の量に含む。

※埋立量は、各委託先への埋立委託量をトン未満で四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

最終処分量（埋立量）の推移



第5節 事業系一般廃棄物対策

1. 事業系一般廃棄物の適正処理

事業活動に伴って排出される事業系ごみ（事業系一般廃棄物）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条及び「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」第4条において、事業者の責務として「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

＜「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」＞

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生及び排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用を図ること等により、廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市が実施する施策に協力しなければならない。

本市においては、事業者が適正な処理を行うためには、事業系一般廃棄物を自ら市のクリーンセンターへ搬入するか、又は市が許可した民間の収集運搬業者に処理を委託しなければなりません。一部の事業者はその責務を果たさず、家庭用ごみ集積所に排出する事業者が見られます（未適正処理事業者）。

そこで事業者に適正処理を徹底させるため、これら未適正処理事業者に対し個別訪問指導を実施すると共に、啓発パンフレットの送付や広報掲載等、文書による指導・啓発を実施し、適正処理への移行を促しています。また、適正処理済シールの配布等、適正処理に向けた様々な対策にも取り組んでいます。

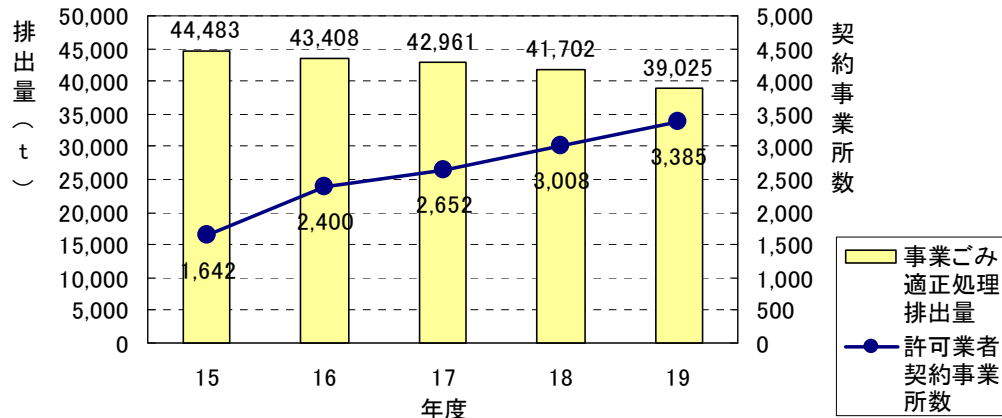
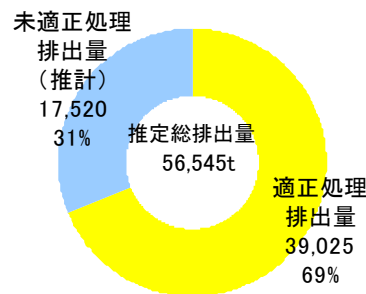
（1）適正処理状況

平成19年度末の適正処理事業所数は、市内約12,500事業所（※1）のうちの約36%にあたる約4,500事業所（※2）（平成18年度末約4,000事業所）となっていますが、排出量でみると、事業系ごみ全体の推定総排出量56,545 tのうち、約69%にあたる39,025 tの事業系ごみが適性に処理されています。

※1 平成18年度NTTデータに基づく。

※2 許可業者に処理を委託している事業所3,988（契約事業所数3,385及び契約事業所内のテナント603）＋自己搬入事業所約500。

事業系ごみ適正処理排出量・適正処理契約事業所数の推移

平成19年度
事業系ごみ適正処理状況

(2) 適正処理推進のための取組内容

① 個別指導

適正処理に対する理解を求めめるため、未適正処理事業者と直接面談し適正処理に関する説明や啓発パンフレットの配布を行っています。特に、事業所が集中する主要駅周辺を重点的に行っています。また、家庭ごみ集積所に影響を与えている事業所に対しても、随時個別訪問指導を実施し適正処理の徹底に努めています。

平成19年度 主要駅周辺事業所指導実施状況

指導地区	指導事業所数
鬼高地区	133事業所
市川南の一部	111事業所
南八幡の一部	163事業所
京成線菅野駅周辺	182事業所
京成線国府台駅周辺	116事業所
東西線妙典駅周辺	237事業所
東西線行徳駅周辺	636事業所
東西線南行徳駅周辺	247事業所
計	1,825事業所

② 啓発パンフレットの送付

啓発・指導を目的として、啓発パンフレットを未実施事業所に対し年2回送付しています。

- ・第1回目 平成19年11月 発送数 7,798事業所
- ・第2回目 平成20年 3月 発送数 7,123事業所 計14,921事業所

③ 適正処理済シールの配布

適正処理事業所としての自覚と事業所のイメージアップを図ることを目的に、適正処理を実施している事業所に対し、店頭表示用のシールを配布しています。

[配布枚数] 3,194枚（平成20年3月末現在）



適正処理済シール

④ 広報活動

事業系一般廃棄物の適正処理についてご理解とご協力をいただくため、「広報いちかわ」に記事を掲載しています。また、市のホームページに、事業者の方向けに適正処理の内容や市内許可業者の一覧表等を掲載しています。

⑤ 紙類別おろし事業

平成18年度より、紙類別おろし事業として、これまで可燃ごみとして焼却していた事業系のダンボール・新聞紙・雑誌類等を、クリーンセンターのごみピットに投入せずに、ストックヤード内に確保した別おろし場へ搬入し、資源化するよう許可業者の協力も得て実施しています。

紙類別おろし量

品 目	平成18年度	平成19年度
ダンボール	2,710 kg	8,810kg
新 聞	300 kg	670kg
雑 誌	310 kg	1,760kg
計	3,320 kg	11,240kg

(3) 一般廃棄物処理業者（許可業者）の指導・監督

本市では、市が許可している一般廃棄物処理業者（許可業者）に対し、法令及び市の定める処理計画に則った適正な処理を確保するための指導及び監督を行っています。

① 搬入物検査・立入検査

クリーンセンターが設けている搬入基準に照らし、許可業者が事業系一般廃棄物として搬入する内容物について調査を実施しています。また、法令に基づき、許可業者の事業場に立ち入って、帳簿の保存・管理その他事業活動における法令遵守の状況に関する調査を行っています。これらの検査により違法ないし不適正な点が判明すれば、相応の処分ないし改善を求める指導を行っています。

② その他研修会など

上記検査のほか、許可業者を対象とする、法令及び市の処理計画に関する理解を深めるための研修会を実施しています。また届出、報告などの場においても、処理作業中における従業員の安全確保並びに市民の生活環境への配慮などを含め、市内における事業系一般廃棄物の円滑かつ適正な処理に資するための指導を随時行っています。

2. 事業用建築物に関する適正処理への取組み

(1) 事業用途建築物の建築における事業系一般廃棄物集積場設置等の指導

市内でワンルーム形式共同住宅・中高層建築物の建築及び宅地開発事業のうち事業用途の建築物を建築する場合において、事業系一般廃棄物の集積場の設置及び使用等に関する必要な事項につき基準を定め、事前協議による指導を行っています。完成後に店舗・事務所等から排出される事業系一般廃棄物の適正処理を確保し、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、清潔で快適な住みよい街づくりに寄与することを目的とするものです。

(2) 事業用大規模建築物における廃棄物減量・資源化

事業用大規模建築物(平成19年度末現在：78事業所)の所有者又は占有者は、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第16条により、廃棄物管理責任者の選任及び廃棄物の減量・資源化・適正処理計画書の作成が義務付けられています。また、本市では必要に応じて立入検査等を実施することにより、適正処理の確認をするとともに、減量・資源化の取組みの助言・啓発を行っています。

**事業用大規模建築物を所有又は占有している事業者による
廃棄物減量・資源化への取組み状況の推移**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業所数		80事業所	80事業所	78事業所	76事業所(※1)
排出量	可燃ごみ	8,030.7 t	8,016.1 t	9,211.6 t	7,490.9 t
	不燃ごみ	258.7 t	308.1 t	298.8 t	449.9 t
	資源化物	7,145.5 t	8,174.1 t	7,560.0 t	8,068.1 t
	総排出量	15,434.9 t	16,498.3 t	17,070.4 t	16,009.0 t
資源化率(※2)		46.3%	44.3%	49.5%	50.4%

※1 78事業所のうち、改装工事中の2事業所を除いたもの

※2 資源化率＝資源化物／総排出量

＜事業用大規模建築物＞

条例第16条第1項に規定する規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)が3,000平方メートル以上の建築物
 - ア 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
 - イ 店舗又は事務所
 - ウ 旅館又はホテル

第6節 不法投棄の防止

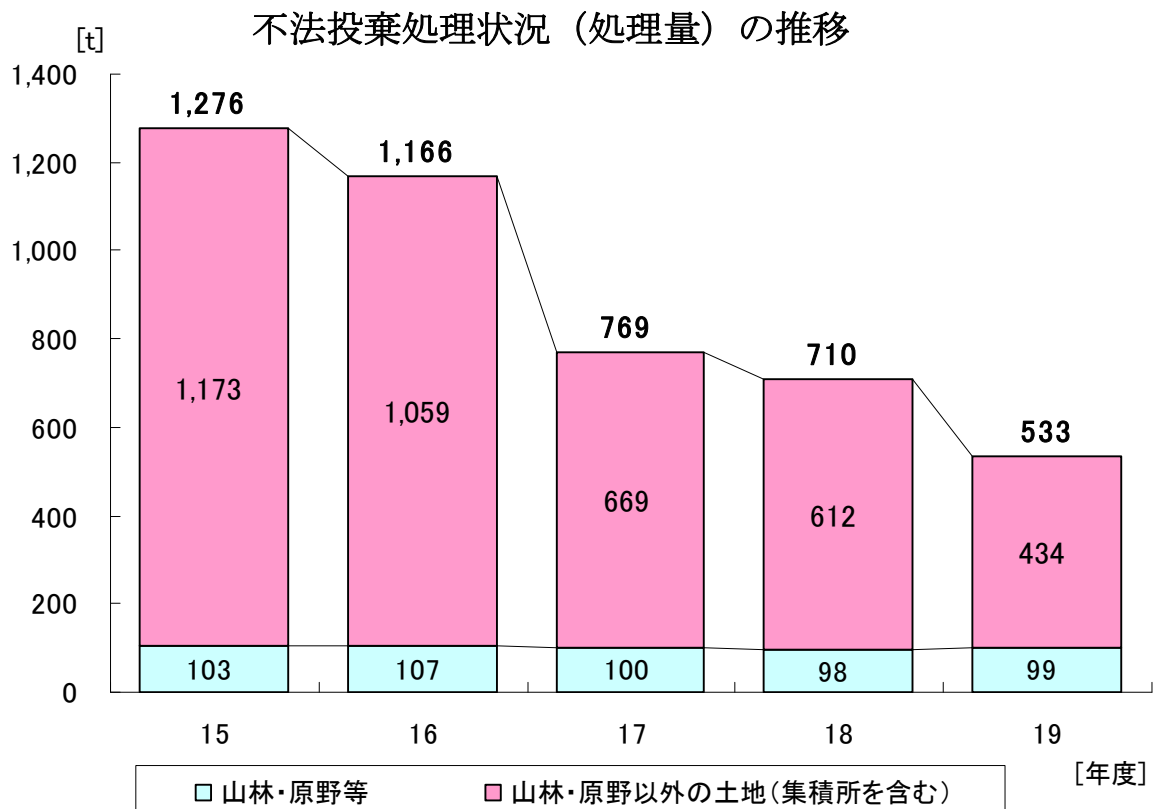
市内の不法投棄は、山林、原野や海岸への投棄とともに、ごみ集積所周辺等の市街地などにも投棄されることが多い状況にあります。

本市では、投棄されやすい場所への防止看板や監視カメラの設置、深夜を含めたパトロール等を実施して不法投棄の防止に努めています。また、個人所有又は占有の土地に投棄された場合は、市条例により所有者・占有者等の責任により不法投棄されたごみを処分することになっていることから、土地所有者又は占有者等（特に空地など）への不法投棄防止策の指導を行っています。

近年の傾向として、ごみ集積所など、街中の身近な場所への投棄が目立つことから、地域で活躍するじゅんかんパートナー（29ページ参照）との連携により不法投棄の抑止を図っています。

不法投棄処理状況の推移 (単位：件，t)

	山林・原野等		山林・原野以外の土地 (集積所含む)		合計	
	回数	処理量	回数	処理量	回数	処理量
平成15年度	305	103	2,803	1,173	3,108	1,276
平成16年度	311	107	3,116	1,059	3,427	1,166
平成17年度	389	100	2,427	669	2,816	769
平成18年度	395	98	2,030	612	2,425	710
平成19年度	449	99	1,698	434	2,147	533



第7節 動物（犬・猫等）の死体処理

動物の死体は廃棄物処理法第2条によって「一般廃棄物」と分類されていますが、本市では家族の一員として生活をともにしてきたペット（愛がん動物等の小動物）が亡くなった場合、専用保冷車で引き取りに伺い、**動物専用火葬施設にて火葬し、市営霊園脇の犬猫慰霊碑に納骨しています。**

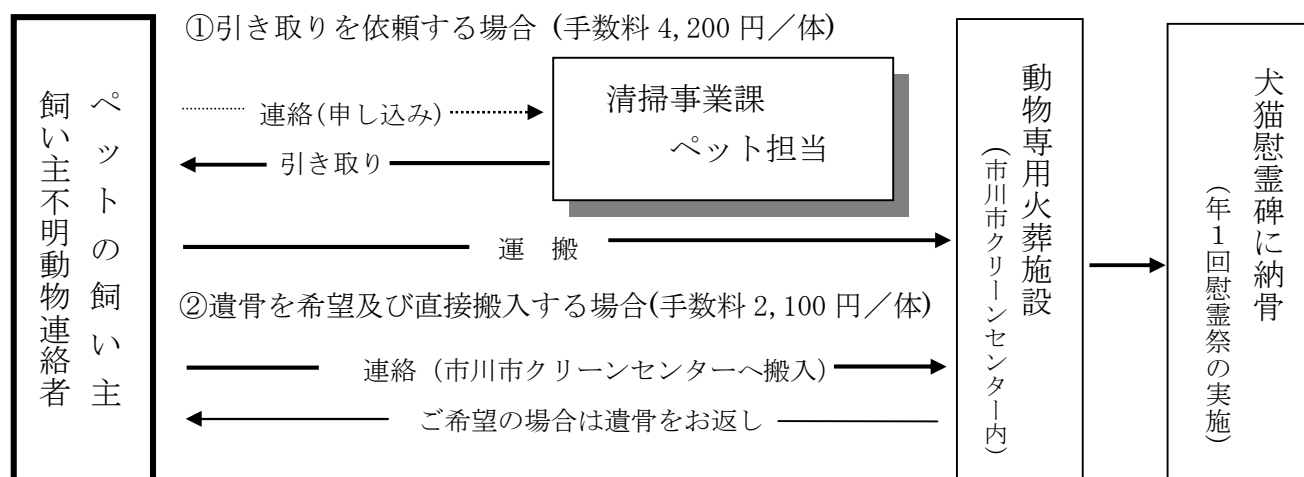
また、動物専用火葬施設（市川市クリーンセンター内）に直接持ち込まれた場合で希望の方には火葬後の遺骨を渡しています。

不幸にして事故等に遭い死亡した飼い主不明の小動物に対しても同様の処理を施し、死亡した小動物に安らぎの場を提供するとともに、地域の生活環境保全に寄与しています。

また、毎年10月の第1日曜日には、市川市獣医師会により開催される慰霊祭を支援しています。

処理手数料については、ペットを引き取りに伺った場合は、一体につき4,200円、動物火葬施設まで持ち込まれた場合は、一体につき2,100円となっています。

動物死体処理のフロー



※飼い主不明動物の処理手数料はかかりません。

動物死体処理状況

（単位：体）

	飼い主依頼分（有料）			飼い主不明分（無料）			合計		
	犬	猫等	小計	犬	猫等	小計	犬	猫等	計
15	755	994	1,749	31	2,382	2,413	786	3,376	4,162
16	750	872	1,622	26	2,252	2,278	776	3,124	3,900
17	734	869	1,603	32	2,392	2,424	766	3,261	4,027
18	694	893	1,587	13	2,258	2,271	707	3,151	3,858
19	689	851	1,540	19	2,255	2,274	708	3,106	3,814

第Ⅱ部 平成19年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第3章 予算・決算・原価計算

第1節	廃棄物処理事業に係る平成19年度予算及び決算	83
1.	歳入	83
2.	歳出	84
第2節	平成19年度 ごみ処理原価計算	87
1.	経費	87
2.	単位当たり原価	89
第3節	平成19年度 し尿等処理原価計算	94
1.	し尿処理原価	94
2.	環境衛生部門その他の経費等	94

第3章 予算・決算・原価計算

第1節 廃棄物処理事業に係る平成19年度予算及び決算

1. 歳入

(単位：円)

款	項・目・節	細節	19年度当初予算額	19年度決算額
12.	使用料及び手数料		875,794,000	862,570,197
	1.	使用料・衛生使用料・清掃使用料	166,000	167,040
		清掃工場・衛生処理場土地使用料	166,000	167,040
	2.	手数料・衛生手数料・清掃手数料	875,628,000	862,403,157
		一般廃棄物処理手数料	735,229,000	718,540,200
		動物死体処理手数料	5,796,000	5,233,200
		大型ごみ処理手数料	79,080,000	81,099,500
		浄化槽汚泥処理手数料	18,081,000	18,747,837
		残土条例許可申請手数料	280,000	830,000
		一般廃棄物処理業許可申請手数料	630,000	570,000
		し尿収集運搬手数料	36,532,000	37,382,420
14.	県支出金		600,000	386,000
	2.	県補助金・衛生費県補助金・清掃費県補助金	600,000	386,000
		産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金	600,000	386,000
15.	財産収入		1,869,000	1,768,222
	1.	財産運用収入・利子及び配当金・利子及び配当金	1,869,000	1,768,222
		清掃工場建設基金利子	1,869,000	1,768,222

款	項・目・節	細 節	19年度当初予算額	19年度決算額
19.	諸収入		382,163,000	403,652,038
	2.	市預金利子・市預金利子・預金利子	0	2,329
	5.	雑入・電力売払収入・電力売払収入	218,211,000	212,814,627
	6.	雑入・雑入・雑入	163,952,000	190,835,082
		有価物売払収入	143,179,000	165,476,931
		光熱水費使用量収入	573,000	1,605,151
		再生品販売収入	13,000,000	16,553,000
		リサイクルプラザ入居保証金返還金収入	7,200,000	7,200,000
	合	計	1,260,426,000	1,268,376,457

2. 歳 出

(単位：千円)

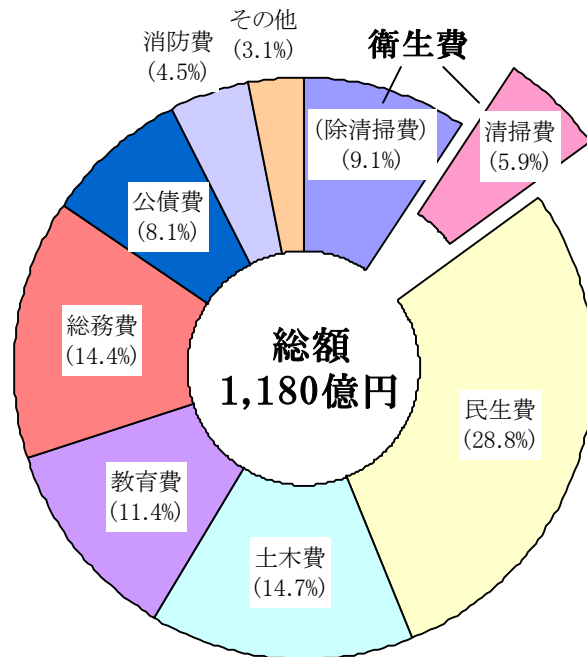
項・目	19年度当初予算	19年度決算	備 考
清 掃 費	6,966,015	6,686,386	
1. 清掃総務費 (内人件費)	1,807,414 (1,703,338)	1,746,217 (1,653,007)	
2. 塵芥処理費	2,257,298	2,248,334	
3. し尿処理費	236,437	235,533	
4. 環境清掃費	13,818	13,139	
5. 衛生処理場費	503,483	501,401	
6. クリーンセンター費	2,028,824	1,814,371	
7. 清掃施設整備費	118,741	127,391	

※ 決算額は各目で千円未満四捨五入しているため、合計（清掃費）と合わないことがあります。

平成19年度 市川市一般会計予算構成比（単位：億円）

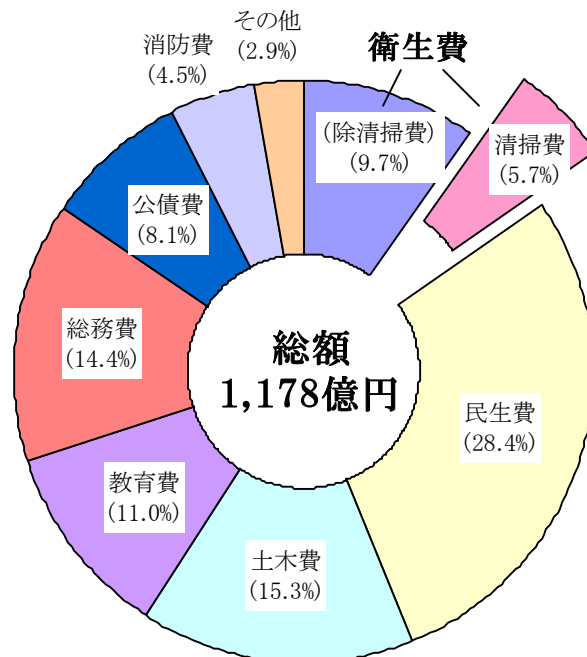
款	金額
衛生費	177
(清掃費)	(70)
民生費	340
土木費	174
教育費	134
総務費	170
公債費	96
消防費	53
その他	36
合計	1,180

※金額は当初予算額



平成19年度 市川市一般会計決算構成比（単位：億円）

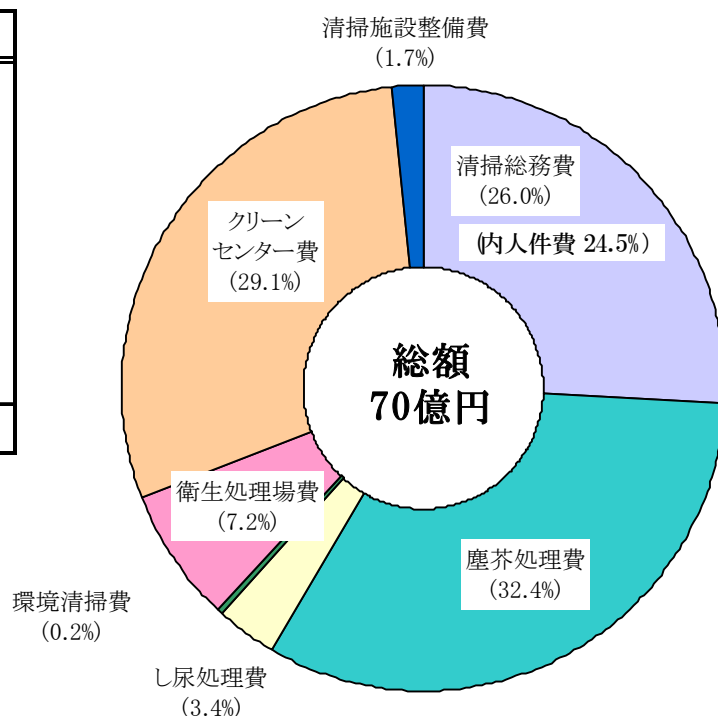
款	金額
衛生費	181
(清掃費)	(67)
民生費	335
土木費	180
教育費	129
総務費	170
公債費	96
消防費	53
その他	34
合計	1,178



平成19年度 清掃費歳出予算構成比（単位：億円）

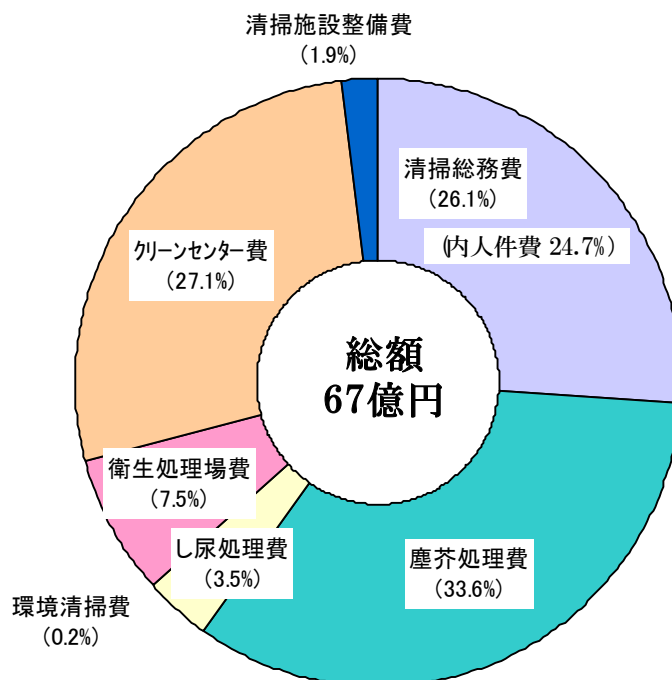
目	金額
清掃総務費	18.07
塵芥処理費	22.57
し尿処理費	2.36
環境清掃費	0.13
衛生処理場費	5.03
クリーンセンター費	20.28
清掃施設整備費	1.18
合計	69.62

※金額は当初予算額



平成19年度 清掃費歳出決算構成比（単位：億円）

目	金額
清掃総務費	17.46
塵芥処理費	22.48
し尿処理費	2.36
環境清掃費	0.13
衛生処理場費	5.01
クリーンセンター費	18.14
清掃施設整備費	1.27
合計	66.85



第2節 平成19年度 ごみ処理原価計算

廃棄物処理事業は、ごみ及びし尿を収集運搬し、それを処理処分するというそれぞれ段階的な過程を経ていることから、原価計算においても廃棄物処理に要した費用をまず大きく「ごみ」と「し尿」に分類したうえで、それぞれを収集運搬・処理処分部門ごとに計算しています。

ごみについては、さらに「ごみ」と「資源物」に分けてそれぞれ収集処理経費について、平成19年度の決算額をもとに原価計算を行いました。計算方法は、昭和57年3月に（社）全国都市清掃会議が作成した「廃棄物処理事業原価計算の手引き」に準拠しています。

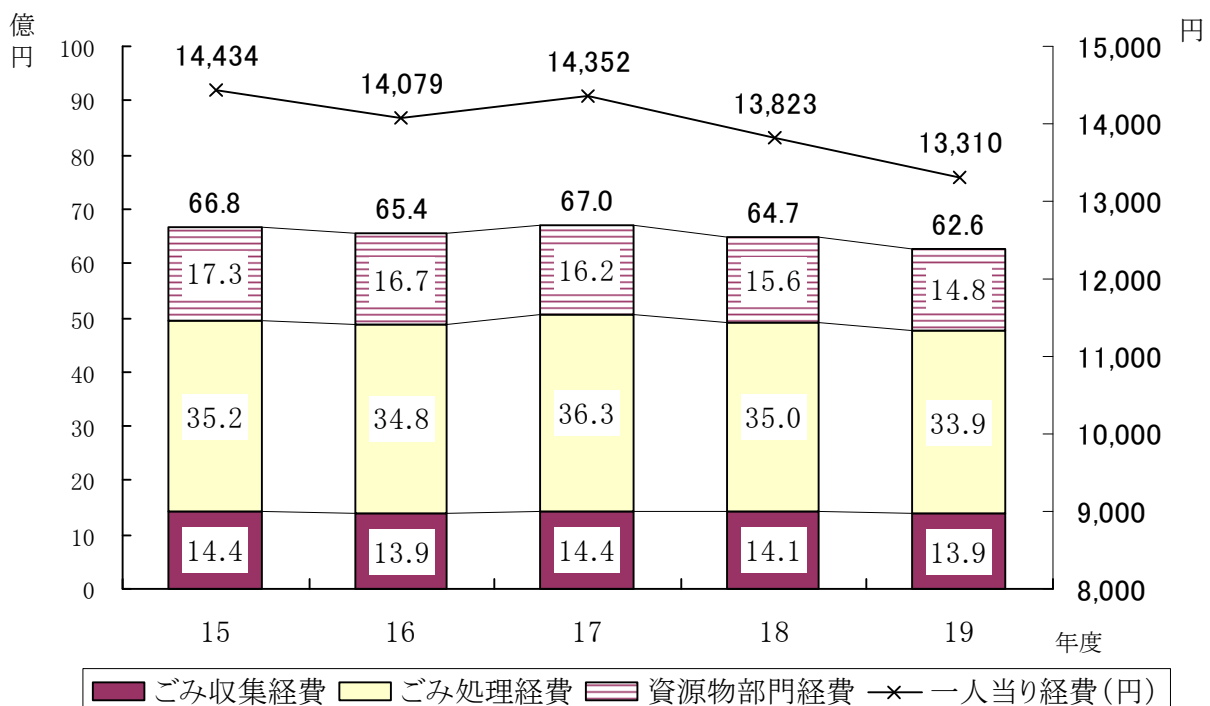
1. 経費（「ごみ収集運搬」「ごみ処理処分」「資源物収集運搬・処理処分」別）

平成19年度のごみ処理等（ごみ及び資源物の収集運搬、処理処分）にかかった総費用はおよそ62億6,000万円でした。これは、平成19年度一般会計決算額の約5.3%を占めるものとなっています。

ごみ処理等にかかった総費用を各年度の10月1日現在の人口で割って求めた市民1人当たりの負担額は13,310円となり、市税収入から見た市民1人あたりの納税額163,919円の約8.1%にあたります。

部門別では、ごみの収集運搬経費は、職員数が減少したこと、アスベスト含有製品収集用に不燃ごみ収集車両を改造して収集の効率性を図ったことなどにより、平成18年度よりも約2,000万円の減少。ごみの処理処分経費は、職員数の減少、最終処分量の減少、施設修繕内容の変更により修繕に係る費用が減少したことから、平成18年度よりも約1億6,000万円の減少。資源物の収集運搬処理処分経費は、職員数の減少、プラスチック製容器包装類の処理量の減少などにより、平成18年度よりも約8,000万円減少しました。

部門別経費・市民一人当たり経費の年度別推移



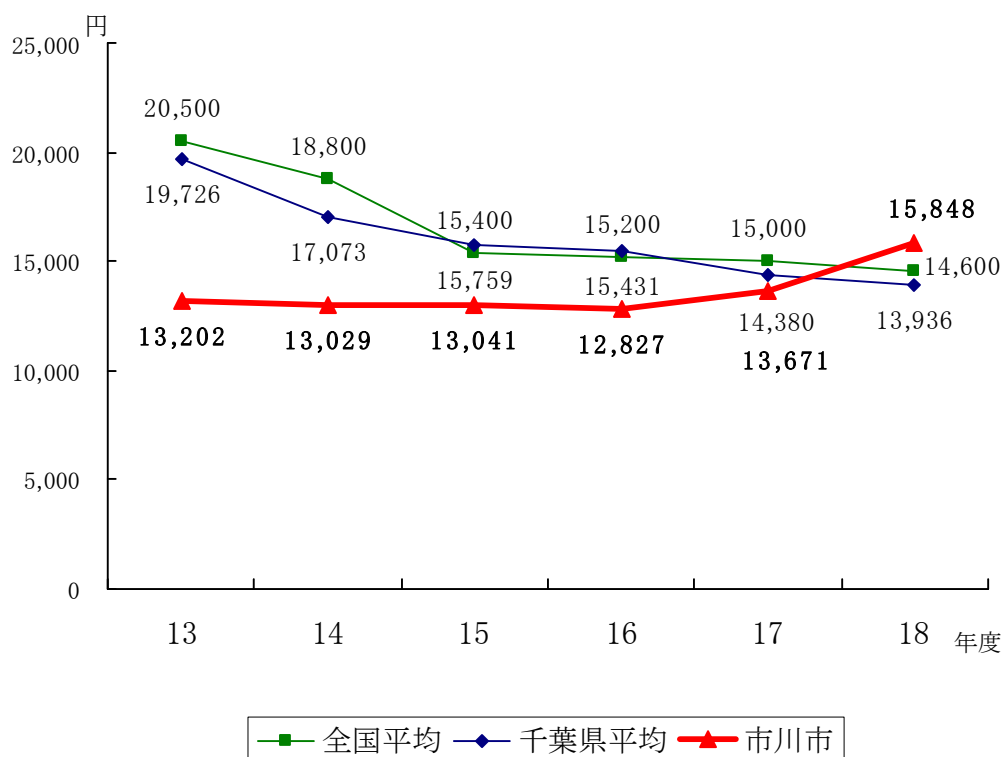
※参考データ

市民1人当たりの経費を環境省が毎年実施している「一般廃棄物処理実態調査」のデータ（直近データは平成18年度）をもとに全国平均、千葉県平均と比べると下図のとおりになります。全国平均及び千葉県平均はここ5年間で経費が大幅に下がっていますが、市川市は、横ばいの傾向にあります。

全国平均及び千葉県平均の経費が大幅に下がったのは、平成12年に施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の強化に対応するために多額の経費を要した焼却処理施設の整備が完了し、建設改良費が減少したためです。また、市川市は平成17、18年度の経費が上がっていますが、これはクリーンセンターに隣接する余熱利用施設の建設に伴う工事費の増によるものです。

（このデータは、「一般廃棄物処理実態調査」の算出方法に基づいて算出したものです。「一般廃棄物処理実態調査」の算出方法は、職員の退職金が含まれていないこと、人口の算出方法が違ふこと、余熱利用施設に関する経費が含まれているため、前ページ「部門別経費・市民一人当たり経費の年度別推移」のグラフ内、市民1人当たり経費の数字とは異なった数字となっています。）

市民1人当たり経費の推移
（全国平均・千葉県平均との比較）（単位：円）



2. 単位当たり原価（「ごみ」「資源物」別）

平成19年度のごみ及び資源物の収集経費及び処理処分経費をそれぞれの処理量で割って求めた単位当たりの品目別原価（トン当たり）及び各品目の特徴は、以下のとおりです。

ごみと資源物の品目別原価（平成19年度）（単位：円／トン）

	ごみ			資源物		
	燃やすごみ	燃やさないごみ	大型ごみ	ビン・カン	紙類・布類	プラスチック製容器包装類
収集運搬原価(A)	10,940	52,965	132,075	40,800	19,638	36,945
処理処分原価(B)	22,819	67,270	49,463	27,299	32	44,554
総原価(A+B)	33,759	120,235	181,538	68,099	19,670	81,499

※ごみの処理処分原価は破碎、焼却、埋立の各部門経費をごみ処理量によってあん分計算したものの

※資源物の処理処分原価は、処理処分の各部門経費を資源物処理量によってあん分計算したもの

※資源物は、集団資源回収を除いた公共収集のみの原価

※プラスチック製容器包装類にはペットボトルを含む

【各品目の特徴】

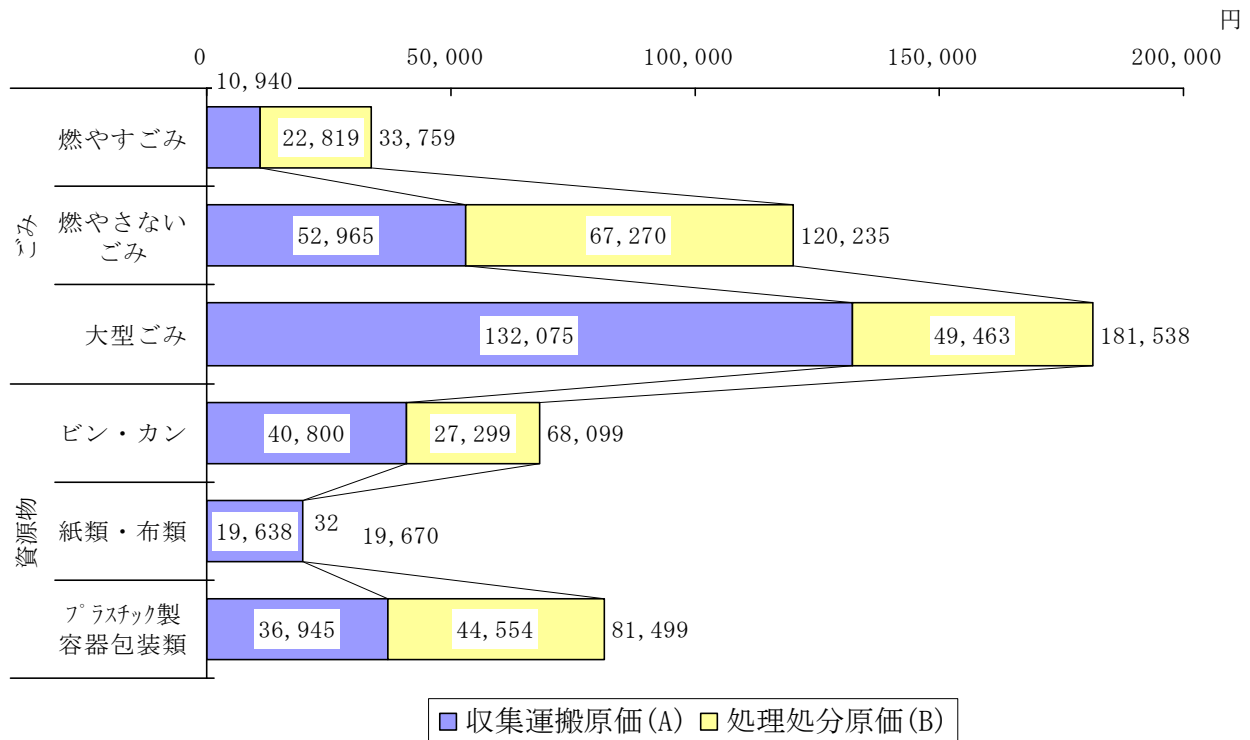
■ごみ

- ・燃やさないごみや資源物は、燃やすごみと比べて収集量が少ないため、収集運搬効率が悪く、燃やすごみと比べて収集原価が高い。
- ・燃やさないごみでは、クリーンセンターで破碎不適物の除去作業をしていることが、処理処分原価を高くしている要因となっている。
- ・大型ごみは、収集するものが大きく、かさばるため、収集運搬効率が悪く、単位当たりの原価が高い。

■資源物

- ・ビン、カンは収集量が少ないため、単位当たりの収集運搬原価が高い。しかし、収集運搬後品目毎に選別したうえで再資源化事業者へ売却しているため、売却益によって経費が相殺され、処理処分原価が低くなっている。
- ・紙類・布類も収集後再資源化事業者へ売却しているため、処理処分原価が低い。
- ・プラスチック製容器包装類（ペットボトルと合わせて混合収集）は、収集するものの比重は軽くかさがあるため収集運搬効率が極端に悪く、収集運搬原価が高い。また、収集運搬後、中間処理施設でペットボトルとその他のプラスチック製容器包装への選別・圧縮・梱包作業を行なっているため、処理処分原価もその分高い。（ただし、ペットボトルとその他のプラスチック製容器包装とを混合収集しているため、それらを別々に収集するよりも収集運搬原価は低くなっている。また、平成17年度以降ペットボトルの売却を行なっているため、売却開始前と比べると処理処分原価は下がっている。）

ごみと資源物の品目別総原価（平成19年度）（単位：円／トン）



※ 公共収集のみの原価（集団回収を除く）

ごみ処理事業部門別原価計算表（決算原価）（平成19年度）

原価部門 原価費目	収集部門（単位：千円）				
	可燃ごみ (a)	不燃ごみ (b)	大型ごみ (c)	管理部門 (d)	計 (e)=(a:d)
人 件 費 (ア)	61,233	59,478	75,971	34,966	231,648
物 件 費 (イ)	857,565	181,506	101,128	16,144	1,156,343
減価償却費 (ウ)	0	0	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア～ウ)	918,798	240,984	177,099	51,110	1,387,991 (A)
管理部門配賦額 (カ)	23,028	13,144	14,938	(A=ごみ収集総経費)	
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	941,826 (67.9%)	254,128 (18.3%)	192,037 (13.8%)		

収集・処理量(t) (ク)	86,094	4,798	1,454	—	92,346 (B)
t当り部門原価 (ケ)=(キ/ク) (円)	10,940	52,965	132,075	(B=収集量)	
t当り原価(円)	15,030円 (15円／kg) (A) ÷ (B)				

ごみ処理事業部門別原価計算表（決算原価）（平成19年度）

原価部門 原価費目	処理処分部門（単位:千円）					
	破砕処理 (f)	焼却処理 (g)	枝葉リサイクル (h)	埋立処分 (i)	管理部門 (j)	計 (k)=(f:j)
人 件 費 (ア)	132,968	441,626	1,950	1,950	84,829	663,323
物 件 費 (イ)	135,895	1,004,086	11,592	535,247	140,058	1,826,878
減価償却費 (ウ)	62,423	705,993	0	0	17,630	786,046
公 債 利 子 (エ)	9,518	98,105	0	0	5,600	113,223
部門直接経費 (オ)=(ア～エ)	340,804	2,249,810	13,542	537,197	248,117	3,389,470 (C)
管理部門配賦額 (カ)	37,749	206,530	1,919	1,919	(C=ごみ処理総経費)	
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	378,553 (11.2%)	2,456,340 (72.5%)	15,461 (0.5%)	539,116 (15.9%)		

収集・処理量(t) (ク)	7,686	128,409	634	18,511	—	133,557 (D)
t当り部門原価 (ケ)=(キ/ク) (円)	49,252	19,129	24,386	29,124	(D=搬入量-資源ごみ)	
t当り原価(円)	25,378円 (25円/kg) (C)÷(D)					

資源物事業部門別原価計算表（決算原価）（平成19年度）

原価部門 原価費目	収集部門			処理・処分部門		管理部門	(単位:千円)
	公共収集 (m)	集団資源回収		選別処理 (p)	資源処分 (q)		計 (s)=(m:r)
		ビン・カン (n)	紙・布 (o)				
人件費 (ア)	38,027	262,288	7,313	2,925	1,463	55,470	367,486
物件費 (イ)	615,469	13,659	29,457	416,302	14,968	15,430	1,105,285
減価償却費 (ウ)	254	5,238	0	1,010	0	137	6,639
公債利子 (エ)	17	0	0	0	0	0	17
部門直接経費 (オ)=(ア～エ)	653,767	281,185	36,770	420,237	16,431	71,037	1,479,427 (E)
管理部門配賦額 (カ)	15,480	46,934	1,717	6,436	472	(E=資源物総処理経費) (mはペットボトル・紙パック【拠点】を含む)	
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	669,247 (45.2%)	328,119 (22.2%)	38,487 (2.6%)	426,673 (28.8%)	16,903 (1.1%)		

収集・処理量(t) (ク)	22,703	1,540	4,823	11,878	22,768	—	29,131 (F)
t当り部門原価 (ケ)=(キ/ク) (円)	29,478	213,064	7,980	35,921	742	(F=資源物総処理量)	
t当り原価(円)	50,785円 (51円/kg) (E) ÷ (F)						

※「人件費(ア)」には、市川市総人件費に対する退職手当比率を基に推計した退職手当が含まれています。

※「減価償却費(ウ)」の値が「0」の箇所は、減価償却が全て完了していることを意味します。

※「減価償却費(ウ)」の対象は、工事請負費等の中で、その支出によって効果が後年度にわたるもので、具体的には施設の新增設あるいは車両購入などとなります。なお、減価償却費には、市川市クリーンセンター建設費に係る国県補助金は、含まれていません（（社）全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」1979年による）。

※「公債利子(エ)」は、起債に伴う支払利子を公債利子として算入しています（余熱施設建設に関する歳出は含まれていません）。

※「管理部門」には、収集運搬・処理処分などの作業に直接関与しない、総務・普及・啓発等に携わる循環型社会推進担当の経費を、「ごみ収集運搬部門（資源物収集運搬処理処分部門含む）」「ごみ処理処分部門」「し尿収集部門」「し尿処理部門」の4つの各部門の管理費に均等配賦（0.25ずつ）しています。

※ごみ収集運搬部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(d)」の値を、収集運搬に関する共通経費を各収集運搬区分ごとの経費に応じて比例配賦しています。

※ごみ処理処分部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(j)」の値を、中間処理・埋立処分に関する共通経費を、各処理処分に係る経費に応じて比例配賦しています。

※資源物収集運搬処理処分部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(r)」の値を、収集運搬処理処分に係る共通経費を、各収集運搬処理処分に係る経費に応じて比例配賦しています。

ごみ処理事業費の年度別推移 (決算原価)

年度			15	16	17	18	19	18→19	
区分								増減率(%)	
経費 総額	ごみ部門	収集運搬	人件費	295,986	294,225	276,765	273,161	231,648	-15.2%
			物件費	1,140,657	1,096,071	1,162,523	1,141,612	1,156,343	1.3%
			減価償却費	0	0	0	0	0	—
			小計(千円)	1,436,643	1,390,296	1,439,288	1,414,773	1,387,991	-1.9%
		処理処分部門	人件費	716,339	759,874	729,004	722,264	663,323	-8.2%
			物件費	1,733,980	1,705,768	1,945,562	1,877,601	1,826,878	-2.7%
			減価償却費※1	786,861	786,114	786,114	786,046	786,046	0.0%
			公債利子	283,825	229,208	171,763	113,223	113,223	0.0%
			小計(千円)	3,521,005	3,480,964	3,632,443	3,499,134	3,389,470	-3.1%
		資源物部門	処理収集運搬	人件費	516,765	499,239	463,853	423,088	367,486
	物件費			1,192,956	1,163,509	1,150,305	1,125,181	1,105,285	-1.8%
	減価償却費			16,928	10,785	10,801	8,299	6,639	-20.0%
	公債利子			33	36	27	17	17	0.0%
	小計(千円)		1,726,682	1,673,569	1,624,986	1,556,585	1,479,427	-5.0%	
	総経費		人件費	1,529,090	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	-11.0%
		物件費	4,067,593	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	-1.3%	
	トン （円） 原価	ごみ部門	人件費	1,529,090	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	-11.0%
			物件費	4,067,593	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	-1.3%
			減価償却費	803,789	796,899	796,915	794,345	792,685	-0.2%
公債利子			283,858	229,244	171,790	113,240	113,240	0.0%	
合計(千円)			6,684,330	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	-3.3%	
資源物部門		人件費	516,765	499,239	463,853	423,088	367,486	-13.1%	
		物件費	1,192,956	1,163,509	1,150,305	1,125,181	1,105,285	-1.8%	
		減価償却費	16,928	10,785	10,801	8,299	6,639	-20.0%	
		公債利子	33	36	27	17	17	0.0%	
		小計(千円)	1,726,682	1,673,569	1,624,986	1,556,585	1,479,427	-5.0%	
一人 （円） 当り 経費	ごみ部門	人件費	1,529,090	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	-11.0%	
		物件費	4,067,593	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	-1.3%	
		減価償却費	803,789	796,899	796,915	794,345	792,685	-0.2%	
		公債利子	283,858	229,244	171,790	113,240	113,240	0.0%	
	資源物部門	人件費	516,765	499,239	463,853	423,088	367,486	-13.1%	
世帯 （円） 当り 経費	ごみ部門	人件費	1,529,090	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	-11.0%	
		物件費	4,067,593	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	-1.3%	
		減価償却費	803,789	796,899	796,915	794,345	792,685	-0.2%	
		公債利子	283,858	229,244	171,790	113,240	113,240	0.0%	
	資源物部門	人件費	516,765	499,239	463,853	423,088	367,486	-13.1%	
ごみ・資源物の収集・処理量（t）			169,479	167,521	166,891	164,188	156,473	-4.7%	
年度人口（人）※2			463,103	464,873	466,608	468,113	470,074	0.4%	
世帯数（世帯）※2			205,024	206,963	208,168	210,519	213,411	1.4%	

※1 減価償却費には、市川市クリーンセンター建設費に係る国県補助金は、含まれていません。

(社団法人 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」昭和54年による)

※2 人口・世帯数は各年度の10月1日現在。

第3節 平成19年度 し尿等処理原価計算

1. し尿処理原価

し尿の収集運搬経費は約2億7,000万円、処理処分経費は約8億6,000万円でした。

それぞれの処理量から求めた収集運搬、処理処分に係るキロリットルあたりの処理原価は、
63,030円（収集原価）＋ 12,343円（処理処分原価）＝ 75,373円となります。

なお、減価償却費には、市川市衛生処理場建設費に係る国県補助金は、含まれていません。
（社団法人 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」昭和54年による）

2. 環境衛生部門その他の経費等

環境衛生部門、その他の経費（原価）としては、

雑草除去 約8,500万円（㎡あたり 1,151円）

側溝消毒 約6,500万円（㎡あたり 702円）

不法投棄 約1億900万円（tあたり203,773円） となっています。

※ 不法投棄の経費には、不法投棄されたごみの収集運搬処理処分費目及び、不法投棄防止のための広報・啓発費（パトロール等）が含まれています。

し尿等処理事業部門別原価計算表（決算原価）（平成19年度）

原価部門 原価費目	し尿部門（単位：千円）					
	収集 (a)	中間処理		最終処分 (d)	処理処分計 (e) = (b:d)	計 (a+e)
		水処理(b)	焼却処理(c)			
人件費(ア)	9,750	89,879	39,002	975	129,856	139,606
物件費(イ)	235,551	304,307	169,416	8,674	482,397	717,948
減価償却費(ウ)	0	39,023	21,457	0	60,480	60,480
公債利子(エ)	0	34,904	22,948	0	57,852	57,852
部門直接経費 (オ) = (ア～エ)	245,301	468,113	252,823	9,649	730,585	975,886
管理部門配賦額 (カ)	23,394	84,982	42,838	1,134	128,954	
部門経費 (キ) = (オ+カ)	268,695 (23.8%)	553,095 (49.0%)	295,661 (26.2%)	10,783 (1.0%)	859,539 (76.2%)	1,128,234

収集・処理量 (ク)	k0 4,263	k0 69,637	t 5,131	t 304	k0 69,637
単位当り部門原価 (ケ) = (キ/ク) (円)	63,030 (A)	7,943	57,622	35,470	12,343 (B)
k当り原価(円)	75,373円 （収集＋処理処分）(A)+(B)				

※減価償却費には、市川市衛生処理場建設費に係る国県補助金は、含まれていません。

（社団法人 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」1979年による）

（単位：千円）

原価部門 原価費目	環境衛生部門			その他		
	害虫駆除	雑草除去	側溝消毒	不法投棄	動物死体収集	道路清掃
人件費(ア)	6,825	59,478	50,702	77,335	28,374	2,048
物件費(イ)	1,125	10,831	3,881	13,442	678	7,537
減価償却費(ウ)	0	2,395	0	6,242	244	0
公債利子(エ)	0	3	0	18	0	0
部門直接経費 (オ) = (ア～ウ)	7,950	72,707	54,583	97,037	29,296	9,585
管理部門配賦額 (カ)	1,415	12,428	10,105	11,574	5,059	471
部門経費 (キ) = (オ+カ)	9,365	85,135	64,688	108,611	34,355	10,056

収集・処理量 (ク)	—	m ² 73,972	m ² 92,100	t 533	頭 3,320	t 43
単位当り部門原価 (ケ) = (キ/ク) (円)	—	円/m ² 1,151	円/m ² 702	円/t 203,773	円/頭 10,348	円/t 233,860

※「人件費(ア)」には、市川市総人件費に対する退職手当比率を基に推計した退職手当が含まれています。

※「減価償却費(ウ)」の値が「0」の箇所は、減価償却が全て完了していることを意味します。

※「減価償却費(ウ)」の対象は、工事請負費等の中で、その支出によって効果が後年度にわたるもので、具体的には施設の新増設あるいは車両購入などとなります。なお、減価償却費には、市川市衛生処理場建設費に係る国県補助金は、含まれていません。（社団法人 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」昭和54年による）

※「公債利子(エ)」は、起債に伴う支払利子を公債利子として算入しています。

※「管理部門(d)」とは、収集運搬・処理処分などの作業に直接関与しない、普及・啓発に携わる循環型社会推進担当の経費を、「ごみ収集運搬部門（資源物収集運搬処理処分部門含む）」「ごみ処理処分部門」「し尿収集部門」「し尿処理部門」の4つの各部門の管理費に均等配賦（0.25ずつ）しています。

※し尿等処理事業部門の「管理部門配賦額(カ)」は、以下の各部門の管理部門の経費を配賦して計上したものです。

- ・不法投棄、動物死体収集、道路清掃：ごみ処理事業部門
- ・上記以外：し尿等処理事業部門

「管理部門(d)」の値を、収集運搬に関する共通経費を各収集運搬区分ごとの経費に応じて比例配賦しています。

※ごみ処理処分部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(j)」の値を、中間処理・埋立処分に関する共通経費を、各処理処分に係る経費に応じて比例配賦しています。

※資源物収集運搬処理処分部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(r)」の値を、収集運搬処理処分に係る共通経費を、各収集運搬処理処分に係る経費に応じて比例配賦しています。

第Ⅱ部 平成19年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第4章 生活排水処理事業

第1節	生活排水処理事業の推移	99
第2節	生活排水処理事業の概要	100
第3節	し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬	102
1.	浄化槽汚泥収集運搬	102
2.	し尿収集運搬	102
第4節	し尿・浄化槽汚泥処理施設	103
1.	衛生処理場施設概要	103
2.	処理方法	103
第5節	浄化槽の清掃	105

第4章 生活排水処理事業

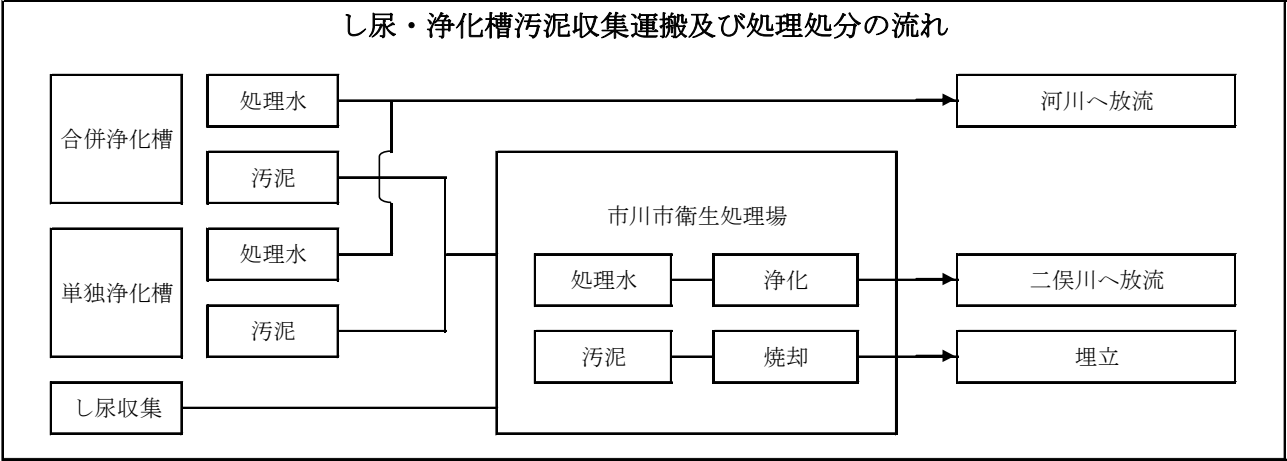
第1節 生活排水処理事業の推移

生活排水処理のうち、し尿処理は一般的に①下水道直結による処理、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理の3通りに大別されます。このうち、都市におけるし尿処理の方法として最も理想とされているのは下水道による処理ですが、下水道整備には膨大な経費と長い年月が必要となります。そのため、現在本市の下水道未整備地域においては、②浄化槽設置による処理、③汲み取りにより処理を行なっています。

- 昭和29年 ・ 16社の許可業者により、し尿収集運搬を開始。（7月）
- 昭和41年 ・ 旧市川市衛生処理場の供用開始。（処理能力200kℓ／日）（4月）
 ・ し尿収集運搬業者の企業合同により、2つの協同組合設立。同協同組合へのし尿収集運搬委託を開始。（11月）
- 昭和45年 ・ 清掃法改正により、浄化槽清掃業の許可制開始。
- 昭和50年 ・ 市民サービスの向上、収集の効率化、近代化を図るため、公益法人組織の市川市清掃公社を設立。同公社へのし尿収集運搬業務委託を開始。（6月）
- 昭和52年 ・ 下水道処理区域内での水洗化世帯とし尿収集世帯のサービス面における格差を是正するため、し尿収集運搬手数料の無料化を実施。（4月）
- 昭和57年 ・ 浄化槽汚泥処理手数料の有料化を実施。（5月）
- 昭和63年 ・ 「市川市一般廃棄物処理基本計画－生活排水処理編」を策定。（10月）
- 平成4年 ・ 市川市が「生活排水対策重点地域」に指定されたことから、「市川市生活排水対策推進計画」（一次計画）を策定。（3月）
- 平成5年 ・ 台所等から発生する生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽の普及促進を図り河川の汚染を防ぐため、合併処理浄化槽の設置補助金制度を開始。（4月）
- 平成6年 ・ 「市川市一般廃棄物処理基本計画－生活排水処理編」を策定。（10月）
- 平成8年 ・ 下水道及び浄化槽の普及に伴う水洗化の普及進展や水洗化世帯との負担公平の観点から、し尿収集運搬手数料の有料化を実施。（10月）
- 平成9年 ・ 旧衛生処理場施設の撤去開始。（11月）
- 平成12年 ・ 市川市衛生処理場の供用開始。（処理能力242kℓ／日）（4月）
- 平成13年 ・ 浄化槽関連事務を河川・下水道管理課へ事務移管。
 ・ 浄化槽法一部改正により、単独処理浄化槽の新設が原則禁止に。（4月）
- 平成14年 ・ 「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）－生活排水処理編」を策定。（3月）
- 平成16年 ・ 合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象に、単独処理浄化槽からの転換が補助対象に。（4月）

第2節 生活排水処理事業の概要

本市の生活排水処理事業のうち、し尿・浄化槽汚泥収集運搬及び処理処分事業は以下のとおり行っています。



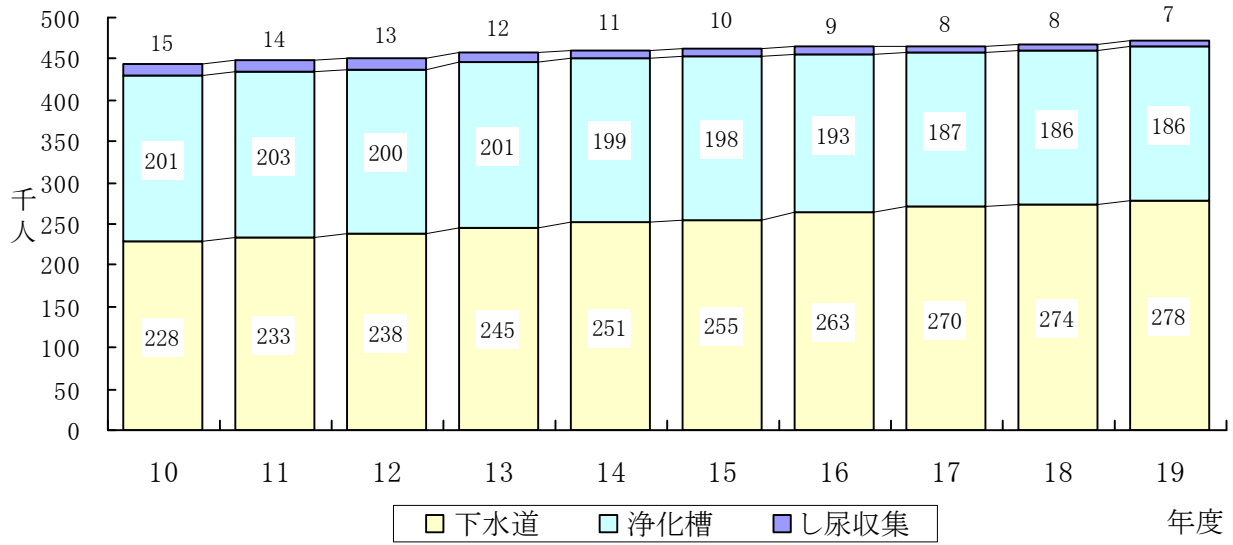
- ※ 単独処理浄化槽とは、し尿のみを処理する浄化槽のこと。
- ※ 合併処理浄化槽とは、し尿と生活雑排水（台所・洗面・浴室・洗濯等から出る排水）を併せて処理する浄化槽のことで、公共下水道と同程度の水質浄化機能を有している。
- ※ し尿収集とは、下水道及び浄化槽設備のない世帯及び仮設トイレ等において、専用車を使用し、し尿を汲み取る収集方法のこと。

生活排水処理量の年度別推移（各年度末の3月31日現在）

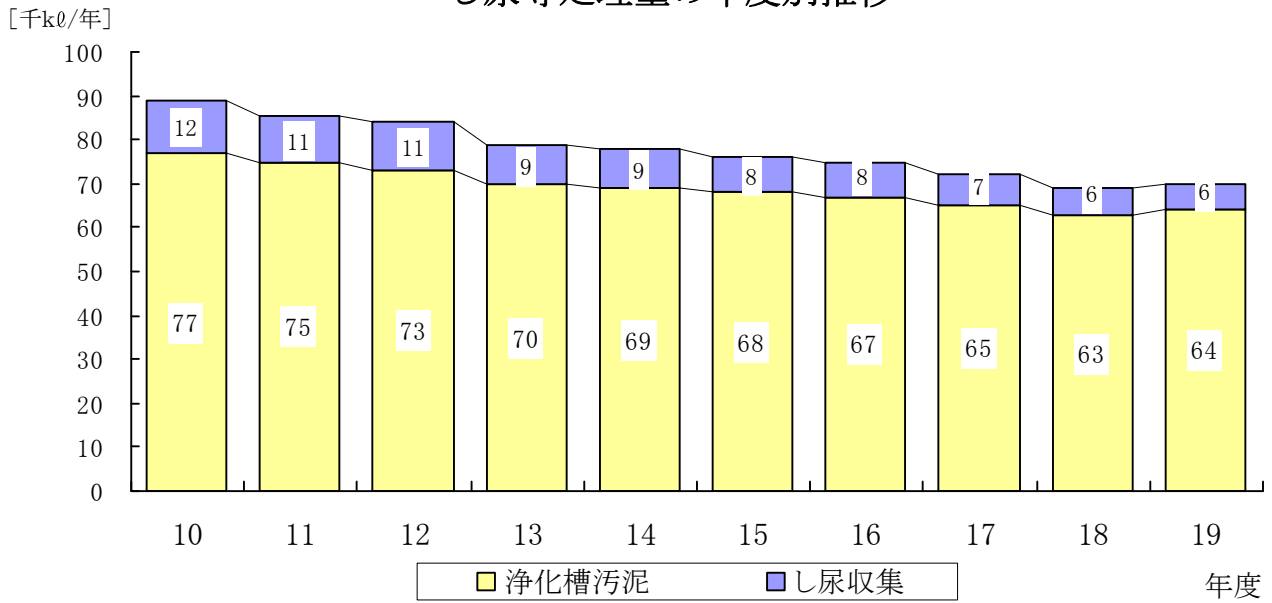
項目 年度	下水道による処理		市衛生処理場における処理						
			浄化槽		し尿収集		処理量（キロリットル）		
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	し尿収集	浄化槽	計
14	251,230	109,550	198,973	89,273	10,535	4,460	8,672	68,692	77,364
15	255,290	118,700	198,308	83,062	9,672	4,175	8,183	68,221	76,404
16	262,900	122,200	192,705	81,905	8,977	3,942	7,581	66,870	74,451
17	270,100	130,330	186,976	74,547	8,420	3,745	6,961	64,668	71,629
18	273,800	133,200	186,061	74,750	7,819	3,528	6,350	63,472	69,822
19	277,800	134,200	185,957	77,512	7,347	3,338	5,864	63,773	69,637

- ※ し尿収集の処理量は、仮設トイレからのし尿収集分を含む。
- ※ 浄化槽に関する数値は、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の合計値。

生活排水処理人口の年度別推移 (単位：千人)



し尿等処理量の年度別推移



第3節 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

1. 浄化槽汚泥収集運搬

浄化槽汚泥とは、浄化槽内の清掃時に引き出される汚泥のことをいい、その収集運搬は、市が許可する浄化槽汚泥収集運搬許可業者（8社）が行なっています。

※ 浄化槽の清掃については、105ページに詳しい内容があります。

2. し尿収集運搬

し尿収集運搬は、市民サービスと作業能率の一元化を図るため、昭和50年6月1日設立の財団法人市川市清掃公社に業務を委託し、行っています。

（財）市川市清掃公社の概要

名 称	財 団 法 人 市 川 市 清 掃 公 社
所 在 地	市 川 市 二 俣 新 町 1 3 番 1
設立年月日	昭 和 5 0 年 6 月 1 日
資 本 金	3 , 0 0 0 万 円
事業目的	廃棄物の清掃事業の実施及びリサイクルの促進に関する事業を行うことにより、市川市における生活環境の保全及び資源の有効活用に寄与する。
事業種類	1. 一般廃棄物の収集及び運搬 2. 浄化槽の保安点検及び清掃 3. 市川市の委託を受けて行う市川市が設置する公園の清掃その他の維持管理 4. 市川市の委託を受けて行う市川市が屋外広告物法に基づいて実施する屋外広告物の撤去に係る清掃 5. 市川市の委託を受けて行う市川市が設置する家具、運動用具等のリサイクル施設の管理運営 6. 生ごみ等を原料とした堆肥の製造及び販売 7. 市川市の委託を受けて行う市川市が設置する一般廃棄物処理施設の管理運営及び付随する業務 8. その他前各号の事業を達成するために必要な事業
職 員 数	73名

（平成20年4月1日現在）

第4節 し尿・浄化槽汚泥処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、**膜分離高負荷脱窒素処理方式**を採用している市川市衛生処理場で全量処理しています。

1. 衛生処理場施設概要

衛生処理場の施設概要

名称	市 川 市 衛 生 処 理 場
所在地	市 川 市 二 俣 新 町 15 番 地
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理 高度処理：凝集膜分離＋活性炭吸着
処理能力	242 kℓ / 日
汚泥処理	汚泥脱水機（遠心分離式）＋焼却炉（流動床式）

2. 処理方法

市川市衛生処理場では、**膜分離高負担脱窒素処理方式**を採用しています。まず、固形物を除いた汚水（原水）を直接無希釈で生物処理し、有機物と富栄養化（※）の原因物質の1つである窒素を除去します。

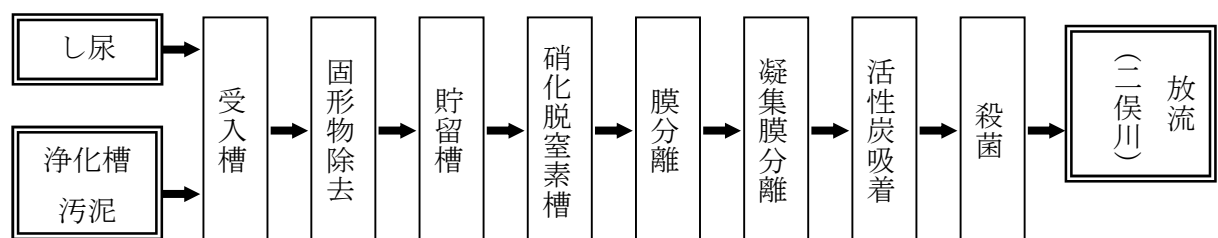
その後、ほとんどの細菌類も通過できないほどの微細な膜でろ過し、さらに凝集剤を加えることにより、もう一つの富栄養化の原因物質であるリンを凝集膜分離処理で除去します。最後に、溶解性の微量な汚濁物は、活性炭により吸着処理し、殺菌して放流するという、最大限環境への負荷低減を考慮した施設です。二俣川に放流している処理水については、水質汚濁防止法等による基準を下回っています。

前処理で除去した固形物及び余剰汚泥等の処理残渣は、施設内で同時に焼却処理した後、埋立処分しています。

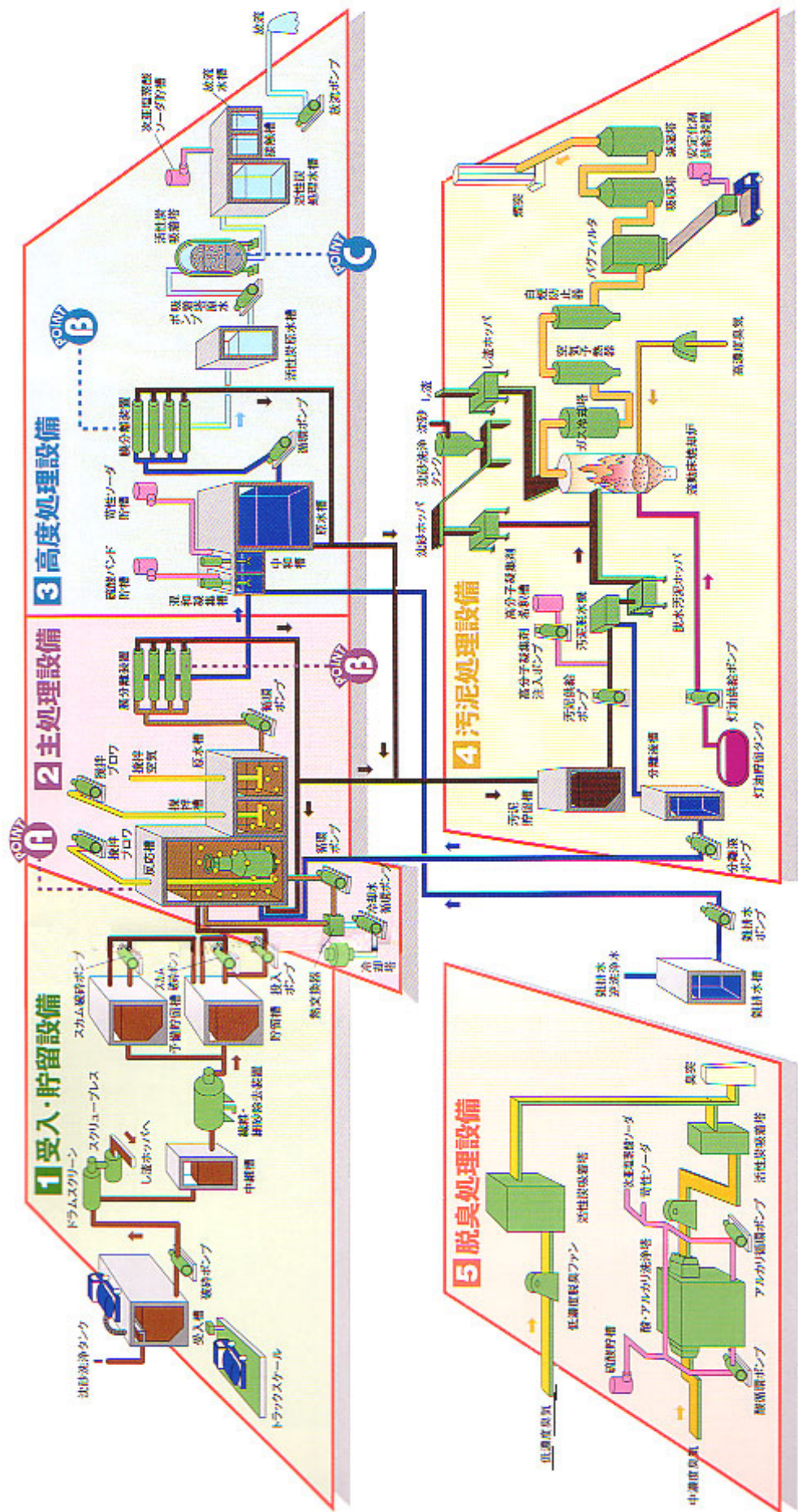
※富栄養化：生物が生きていく上で必要な栄養塩類が限度を超えて濃くなること。

富栄養化が進行すると藻類等が異常増殖し、水質の悪化にもつながる。

膜分離高負荷脱窒素処理フローシート



衛生処理場処理フロー



第5節 浄化槽の清掃

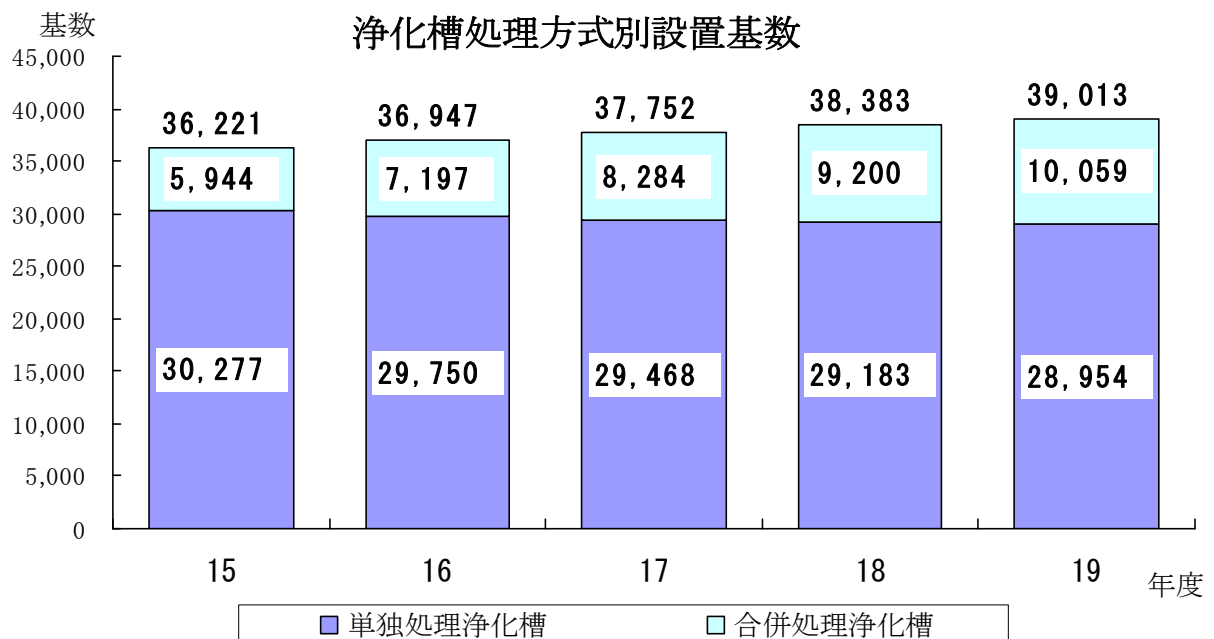
近年の生活水準の向上並びに生活様式の変化に伴う市民の水洗化傾向の高まりにより、下水道の普及が遅れている地域では浄化槽による水洗化が行なわれています。

浄化槽はその利便さ・快適さの反面、維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の要因となるため、浄化槽設置管理者は、知事等の登録を受けた保守点検業者による保守点検や、市の許可を受けた浄化槽清掃業者による清掃及び、県の指定した検査機関による水質検査を受けることが浄化槽法により義務付けられています。河川の汚れの主な原因は、生活雑排水、特に台所や浴室等から排出される生活雑排水であるため、市では、このような浄化槽管理者による浄化槽の適正な維持管理の重要性を周知するため、広報やパンフレット等による啓発を行なっています。

また、市では公共用水域の水質汚濁防止を図るため、平成5年度より、台所等から発生する生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽設置者への設置補助金交付制度を実施しています。加えて平成13年度施行の浄化槽法改正による単独処理浄化槽新設の原則禁止を受け、平成16年度からは、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を補助対象に加え、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

浄化槽設置基数の年度別推移

方式 年度	単独処理浄化槽 (基)	合併処理浄化槽 (基)	計 (基)
15	30,277	5,944	36,221
16	29,750	7,197	36,947
17	29,468	8,284	37,752
18	29,183	9,200	38,383
19	28,954	10,059	39,013



合併処理浄化槽補助金交付状況（19年度）

人槽 区分		設置費	
		基数	補助金額 (単位：千円)
新規設置	5人槽	131	31,440
	6人～7人槽	29	6,960
	8人～10人槽	11	2,640
	計	171	41,040
転換設置	5人槽	5	2,865
	6人～7人槽	3	1,935
	8人～10人槽	1	768
	計	9	5,568
合計		180	46,608

第Ⅱ部 平成19年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第5章 環境美化事業

第1節	概要	109
第2節	駅前清掃	109
第3節	雑草除去	109
第4節	害虫駆除等	110
第5節	土砂等の埋立て等に関する規制	110
第6節	江戸川クリーン作戦	111

第5章 環境美化事業

第1節 概要

首都東京に隣接する住宅都市として快適な生活環境を確保するため、**道路や駅前広場など公共施設の清掃美化及び空地の雑草除去指導・害虫の駆除、土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止等に努めています。**

また、**地域住民による清掃活動として、国土交通省と江戸川沿い東京都特別区2区、千葉県及び埼玉県の11市町による「江戸川クリーン大作戦」（例年、5月30日‘ゴミゼロ’前後に実施）に参加協力しています。**この運動は、地域住民に定着・浸透し、自治（町）会など団体独自の自主的な地域清掃へと移行してきており、平成13年度からは、年間を通したサポート体制（清掃資材の配布・ごみの収集など）で地域清掃の促進を図っています。

第2節 駅前清掃

公共利用度の高い駅前広場周辺を常時清潔な状態に維持していくため、昭和61年度から市内主要4駅の清掃を、社団法人市川市シルバー人材センターに委託しています。

駅前清掃（平成19年度）

清掃場所	作業内容
市川駅	作業日時 土・日・祝日および年末年始を除く毎日 午前9時～午後3時 作業人員 1駅 2人配置
本八幡駅	
行徳駅	
南行徳駅	

第3節 雑草除去

住宅に隣接する空地の雑草については、「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」に基づき繁茂状況を事前に調査し、土地所有者（管理者）に対し刈り取りの指導を行っています。

また、公道脇等で歩行者又は車両等の通行に支障をきたす箇所などの雑草除去を行っています。なお、土地所有者（管理者）が個人で刈り取る場合は、小型草刈機を無料で貸出しています。

雑草除去（公有地）（平成19年度）

項 目		件 数	除 去 面 積
直 営 分		408 件	34,853 m ²
委 託 分	公 道 脇	27 件	34,738 m ²
	危険箇所地	17 件	4,381 m ²
計		452 件	73,972 m ²

第4節 害虫駆除等

下水溝等に発生する衛生害虫(ユスリカ)は、発生時期や発生状況を考慮しながら駆除しています。(平成19年度薬剤散布面積 92,100㎡)

また、ねずみについては被害防止を図るため、殺そ剤の無料配布を行っています。

殺そ剤配布 (平成19年度)

配布場所		袋 数
自治(町)会	125 箇所	5,438 袋
市民課窓口連絡所	4 箇所	1,650 袋
行徳支所・大柏出張所・南行徳市民センター	3 箇所	1,050 袋
本庁(総合市民相談課)	1 箇所	1,950 袋
清掃事業課	1 箇所	1,863 袋
計	134 箇所	11,951 袋

第5節 土砂等の埋立て等に関する規制

有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生を未然に防止するため、「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」いわゆる「残土条例」を平成16年1月1日から施行しています。

この条例では、300平方メートル以上、3,000平方メートル未満の埋立て等事業について許可制にしています。また、安全基準に適合しない土砂は使用できないこととともに、たい積構造の基準を定め、崩落などの災害発生を防止するなど、市民の安全及び良好な生活環境の確保を図っています。

許可・指導件数の推移

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
埋 立	4件	9件	8件	9件	16件
一時たい積	1件	2件	1件	0件	0件
変 更	0件	2件	2件	1件	2件
指 導	2件	0件	0件	4件	6件

※残土条例は、昭和55年全国に先駆けて制定しましたが、更に、土砂等の安全基準等の規制強化を図るため、条例の全部改正を行い、平成16年1月から施行したものです。

※3,000平方メートル以上の埋立てについては、千葉県条例により知事の許可が必要になります。

第6節 江戸川クリーン作戦

環境美化事業の一環として、昭和56年度から国土交通省及び江戸川沿線2区11市町による「江戸川クリーン大作戦」に参加協力し、河川敷に散乱するごみの拾集を実施しています。

拾集したごみ量は年々減っており、この運動を通して街をきれいにしようという市民意識が定着・浸透し、各自治（町）会や市民団体等による自主的な地域清掃へとつながっています。

〔平成19年度実施内容〕

実施日：平成19年5月27日（日曜日）

区 分	拾 集 量	参 加 団 体
燃やすごみ	880 kg	○団 体 数 45団体 ○参加人数 1,990人
燃やさないごみ	760 kg	○参加団体及び人員内訳 自治（町）会 10団体 463人 子ども会 5団体 304人 ボーイ・ガールスカウト 7団体 228人 ロータリークラブ 1団体 25人 その他 22団体 970人
合 計	1,640 kg	



江戸川クリーン作戦の様子

<参考資料>

◆平成 20 年度一般廃棄物処理実施計画	115
◆市勢と廃棄物事業のあゆみ	136
◆環境清掃部組織	144

◆平成20年度一般廃棄物処理実施計画

市川市告示第141号

平成 20 年度 一般廃棄物処理実施計画について

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第13号）第20条の規定に基づき、平成20年度一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理実施計画）を次のとおり定め告示する。

平成 20 年 4 月 1 日

市川市長 千葉 光 行

I. ごみ処理実施計画

1. 本実施計画の位置付け

本実施計画は平成 14 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）に基づき、市内から発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な平成 20 年度の市民参加・情報公開、発生抑制・排出抑制、収集運搬、循環的利用、適正処分等の各事業について定めるものです。

2. 計画区域

市川市全域

3. 一般廃棄物の種類及び排出量の見込み

単位：トン／年

	区 分		主 な 種 類	年間排出量 (※1)	家庭系一般 廃棄物	事業系一般 廃棄物
1	燃やすごみ		調理くず、紙くず、容器包装 以外のプラスチック類 など	132,680	91,480	41,200
2	燃やさないごみ		金属類、ガラス類、陶磁器類 など	6,660	5,630	1,030
3	大型ごみ		寝具、家具、自転車、じゅうたん など	3,630	3,140	490
4	有害ごみ		乾電池、蛍光管、水銀体温計	50	50	0
5	(資源物)	ビン	飲料、調味料等の空きビン	3,420	3,380	40
6		カン	飲料、缶詰等の空きカン	1,820	1,800	20
7		新聞	新聞紙、折り込みチラシ	3,220	3,220	0
8		雑誌	週刊誌、単行本、書籍など	4,990	4,990	0
9		ダンボール	ダンボール	3,110	3,110	0
10		紙パック	牛乳・ジュースの紙パック (中が銀色のものは除く)	130	130	0
11		布類	古着、タオル など	630	630	0
12		プラスチック製容器包装類	ペットボトル、プラスチックボ トル類、ポリ袋 など	7,050	7,050	0
集 団 資 源 回 収 物				7,086	7,086	0
合 計				174,476	131,696	42,780
小 動 物 死 体				4,500 体		

※1 この表における年間排出量の見込みは、次のものとなります。

- ・市が収集運搬主体となり、収集運搬する家庭系一般廃棄物
- ・市川市クリーンセンターに排出者が自ら直接搬入する家庭系・事業系一般廃棄物
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、市川市クリーンセンターに搬入する事業系一般廃棄物
- ・自治（町）会・子供会・PTA等による集団資源回収物

4. 収集運搬プラン

(1) 家庭系一般廃棄物の指定袋制

市民のごみ処理に対する意識啓発を図ることにより、分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を促進するために、燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック製容器包装類の排出には指定袋制を継続します。

(2) 収集運搬する一般廃棄物の区分および排出方法等

		区分	排出方法	収集回数	収集運搬 主体	収集量/年 (トン)	
家 庭 系 一 般 廃 棄 物	ごみ置き場（集積所）収集他	燃やすごみ	市川市の指定袋に入れ、指定曜日の午前８時までにごみ置き場（集積所）へ搬出	週　３　回	市（直営）	570	
					市（委託）	89,770	
					直接搬入	1,140	
		燃やさないごみ	市川市の指定袋に入れ、指定曜日の午前８時までにごみ置き場（集積所）へ搬出	週　１　回	市（直営）	800	
					市（委託）	4,520	
					直接搬入	310	
		大型ごみ： 有料収集 （※１）	電話申込により市の指示に従い、市川市が発行した処理券を貼付して、指定日の午前８時までに屋外に搬出	戸別収集 （１回に ５点まで）	市（直営）	690	
					市（委託）	1,410	
					直接搬入	1,040	
		有害ごみ （※２）	透明の袋に入れ、指定曜日の午前８時までにごみ置き場（集積所）へ搬出	週　１　回	市（直営）	10	
					市（委託）	40	
		資 源 物	ビン	市川市の指定袋又は透明若しくは半透明、乳白色のポリ袋に入れ、指定曜日の午前８時までにごみ置き場（集積所）へ搬出	週　１　回	市（直営）	10
						市（委託）	3,370
			カン			市（直営）	10
						市（委託）	1,790
			新聞			ひもで束ね、指定曜日の午前８時までにごみ置き場（集積所）へ搬出（折込みチラシの混入可）	市（委託）

※1 市内に親族等がいないため、大型ごみを屋外まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者・障害者を対象に、大型ごみを屋内から持ち出すサポート収集を実施します。

※2 有害ごみ(乾電池・水銀体温計・蛍光管)の収集日は、燃やさないごみの収集日と同一とします。

なお、家庭からごみ集積所に排出されたアスベスト含有家庭用品廃棄物は、燃やさないごみの収集日に燃やさないごみとは分別して収集します。

(収集運搬する一般廃棄物の区分および排出方法等 つづき)

		区分		排出方法	収集回数	収集運搬 主体	収集量/年 (トン)
家庭系 一般廃棄物	ごみ置き場 (集積所) 収集他	資 源 物	雑誌	ひもで束ね、指定曜日の午前8時までにごみ置き場(集積所)へ搬出	週 1 回	市(委託)	4,990
			ダンボール	ひもで束ね、指定曜日の午前8時までにごみ置き場(集積所)へ搬出		市(委託)	3,110
			紙パック	中を洗って切り開き、よく乾かしてからひもで束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ置き場(集積所)へ搬出		市(委託)	120
			布類	洗濯をして、透明又は半透明の袋に入れて、指定曜日の午前8時までにごみ置き場(集積所)へ搬出		市(委託)	630
			プラスチック製容器包装類(ペットボトルを含む)	市川市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ置き場(集積所)へ搬出 ペットボトルはプラスチック製容器包装と一緒にの袋に入れて排出	週 1 回	市(委託)	6,990
	小 計						124,540 トン
	拠点回収	資源物	紙パック ペットボトル	公民館等公共施設に直接持参	原則 週 1 回	市(直営)	70
家庭系一般廃棄物 計 124,610トン							
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ		事業者自らの責任において、市川市クリーンセンターに自ら持込み、または市が許可した一般廃棄物収集運搬業者(別表1)に処理を委託	必要の都度	排出者 (直接搬入) または 許可業者	41,200	
	燃やさないごみ					1,030	
	大型ごみ					490	
	資源物					60	
事業系一般廃棄物 計 42,780トン							
合 計 167,390 トン							
小動物死体				電話申し込みによって市に引取を依頼、または市川市クリーンセンターに自ら持込み	必要の都度	市(直営) または 排出者 (直接持込)	4,500体

(3) 家庭系一般廃棄物の収集方法等および排出禁止物

① 収集方法・搬入方法

家庭系一般廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）は、(2)の収集運搬する一般廃棄物の区分により、市又は市が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入します。引越し等一時的に多量に発生するごみは、排出者（市民）が自ら市川市クリーンセンターに搬入するか、市長が許可した既存の一般廃棄物収集運搬業者（別表1）に依頼するものとします。

なお、燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみを自ら搬入する場合は、排出者（市民）は市川市クリーンセンター受入基準（別表3）に従うものとします。

② 排出禁止物

市川市クリーンセンターに搬入できない廃棄物（別表3に掲載）である、洗濯機、エアコン等の廃家電類、廃パソコン、爆発・引火・感染等の危険性のあるもの、有害物質を含むもの（市が収集する有害ごみを除く）、著しく悪臭を発するもの等、市川市クリーンセンターにおいて、その処理が著しく困難なもの及び処理施設の機能に支障が生じるおそれのあるものは排出禁止物として、市の指定するごみ置き場（集積所）及び指示する場所には出せません。

③ 排出禁止物の処理

ア．特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具（エアコン・テレビ（ブラウン管式）・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機）について、排出者（市民）は小売業者に引き取りを依頼するか、専門業者に収集運搬を依頼し、当該機械器具の製造業者等が適正に再商品化できるようにするものとします。

イ．使用済みパソコンについて、排出者（市民）は資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、回収する当該パソコンのメーカーがある場合は「メーカー」に、回収するメーカーがない場合は「有限責任中間法人パソコン3R推進センター」に回収を依頼し、再資源化するものとします。

ウ．廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の規定に基づき環境大臣が定めた一般廃棄物（「広域認定廃棄物」）であって、法の規定に基づく環境大臣の認定を受けた者による当該廃棄物を処理する制度が確立されていると認められる廃自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）について、排出者（市民）は国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込んで、そのシステムにより再資源化するものとします。

エ．自動車解体部品（ドア・タイヤ・ホイール・バッテリー等）について、排出者（市民）はガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店、解体業者等に処理を相談してそれらの事業者の責任において処分するものとします。

オ．灯油、ガソリン、オイルについて、排出者（市民）はガソリンスタンド等に処理を相談して、それらの事業者の責任において処分するものとします。

カ．消火器について、排出者（市民）は市川市消防設備協同組合、消防署に処理を相談してそれらの事業者の責任において処分するものとします。

キ．ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く）、農薬などの薬品について、排出者（市民）は購入店若しくはメーカー等に処理を相談してそれらの事業者の責任において処分するものとします。

ク．プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く）について、排出者（市民）は千葉県LPガス協会市川支部またはプロパンガス取扱店に処理を相談してそれらの事業者の責任において処分するものとします。

ケ．その他、排出禁止物の処理については、排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理するものとします。

（４）事業系一般廃棄物

① 適正処理方法

事業系一般廃棄物（産業廃棄物を除く事業活動に伴い生じる廃棄物）は、事業者が自らの責任において次の方法により、適正に処理するものとします。

- ・事業者が自ら運搬し、市の指定する一般廃棄物処理施設へごみ別に搬入する。
- ・市長が許可した既存の一般廃棄物収集運搬許可業者（別表１）に処理を委託する。

ただし、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第24条但し書きの要件※を満たす事業者についてはこの限りではありません。

※市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第24条但し書きの要件

- ・延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されている事務所、店舗等（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）において事業を営んでいること。
- ・前号に規定する事務所、店舗等から排出される一般廃棄物の1日当たりの量が、おおむね5キログラム以下であること。

② 市川市クリーンセンターへの搬入

事業者が市川市クリーンセンターに自ら搬入する場合は、市川市クリーンセンター受入基準（別表３）に従うものとします。

5. 適正処分プラン

(1) 中間処理

①搬入される廃棄物の処理量及び処理方法

処理 (施設)	搬入廃棄物 (※1)	処理量/年 (トン)	処理主体	処理方法等
市川市クリーンセンター	焼却処理	燃やすごみ 可燃系大型ごみ 破碎後可燃物	市(直営)	燃やすごみ及び可燃系大型ごみを焼却処理します。破碎後の可燃物は焼却処理します。
	破碎処理	燃やさないごみ 不燃系大型ごみ		燃やさないごみ及び不燃系大型ごみを破碎処理します。
	資源化处理	鉄、アルミ等 (破碎処理後のものを含む)	市(直営)	燃やさないごみ及び不燃系大型ごみを破碎処理し、鉄・アルミ等の金属を回収し、再資源化事業者に引き渡します。
		剪定枝葉	市(委託)	剪定枝葉を破碎処理してチップ化し、堆肥製造業者に引き渡します。
	破碎不適物処理	破碎処理できない大型ごみ等	市(委託)	専門業者が選別して処理します。
	水銀回収処理	有害ごみ	市(委託)	専門業者に委託して処理します。
資源選別、保管、 圧縮梱包処理 (※2)	ビン	3,420	市(委託)	専門業者が、ビンは手選別により無色・茶色・その他の色に選別し、カンは磁力選別により鉄とアルミに選別して、再資源化事業者に引き渡します。
	カン	1,820		
	新聞	3,220	市(委託)	収集業者がそれぞれ選別を行い、古紙・布問屋へ搬入します。
	雑誌	4,990		
	ダンボール	3,110		
	紙パック	130		
	布類	630		
	ペットボトル	1,060	市(委託)	専門業者が選別・圧縮梱包を行い、再資源化事業者に引き渡します。
	プラスチック製容器包装	5,990		専門業者が選別・圧縮梱包を行い、(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡します。

※1 搬入される廃棄物は市川市内で発生したものに限りします。

※2 資源選別、保管、圧縮梱包処理しているもの(プラスチック製容器包装を除く)は、メーカー等に売却し、再商品化します。

(2) 最終処分

① 処分方法・処分量

処分方法	処分物	処分量/年 (トン)	処理主体	委託先
埋立処分	焼却残渣	18,200	市(委託)	専門業者に埋立処分を委託。
	破碎残渣	2,300	市(委託)	専門業者に埋立処分を委託。
	合計	20,500		

6. 循環的利用プラン

(1) 循環的利用促進のための資源物の回収方法等

区 分	回収方法	資源物の種類	回収量 (トン)
ごみ置き場 (集積所) 等の回収	排出者の身近にあるごみ置き場(集積所)などで8種類の資源物を回収します。	ビン、カン、紙パック、新聞、雑誌、ダンボール、布類、プラスチック製容器包装類(ペットボトルを含む) ※紙パック・ペットボトルの拠点回収分を含む。	24,370
処理施設 からの 資源回収	①金属回収 市川市クリーンセンターに搬入される燃やさないごみ及び大型ごみ(不燃系)は破碎処理後、金属を回収します。 ②焼却残渣の資源化 焼却残渣の一部を資源として再利用します。 ③剪定枝回収 燃やすごみとして搬入される剪定枝は粉碎後、木屑(チップ)として回収します。	金属(鉄、アルミ等) 剪定枝チップ	4,110
集団資源 回収	自治(町)会、子供会、PTA等による集団資源物を回収します。	ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、布類	7,086
合 計			35,566

(2) 生ごみ堆肥化事業(じゅんかん堆肥)

学校給食などの食品残渣(生ごみ)は、資源として循環的に利用していくため、市庁舎食堂や小中学校の公共施設に設置した生ごみ処理装置による処理後の一次生成物と市川市クリーンセンターに搬入される街路樹等を粉碎した木屑(剪定枝チップ)を混合して堆肥化します。

(3) 余熱利用施設整備・運営 P F I 事業

市川市クリーンセンターのごみ焼却によって発生する電気及び余熱を有効利用する温水プール、温浴施設などの健康増進施設を P F I 事業により整備・運営していきます。

この施設は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(P F I 法)に基づく事業として、公共施設の設計・建設・運営などに、民間の資金や技術を活用することで、市の財政負担の縮減及び平準化と市民への質の高いサービスの提供を図っていくものです。

【施設概要】

- 所在地 市川市上妙典1554番地
- 敷地面積 6, 4 6 1 m²
- 施設規模 4, 6 1 1 . 9 6 m² (鉄骨造2階建て)
- 発注主 市川市
- 事業主 ベイSPA市川C C株式会社
- 運営主体 セントラルスポーツ株式会社
- 事業マネジメント 大和リース株式会社
- 施設内容
 - プールゾーン 25mプール8コース、多機能プール、子供プール
 - 風呂ゾーン 各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備
 - 休憩ゾーン 大広間、広間3、飲食施設
 - その他 スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース等
- 供用開始 平成19年9月

7. 処理施設の概要

(1) 市の処理施設

①燃やすごみ等の処理施設

施 設 名	市川市クリーンセンター
所 在 地	市川市田尻1003番地
稼働年月	平 成 6 年 4 月
(焼 却 処 理 施 設)	
処理形式(焼却炉)	全 連 続 燃 焼 式 ス ト ー カ 炉
処理能力	600 t /24 h (200 t /24h× 3 炉)
(破 碎 処 理 施 設)	
処理形式(破砕機)	衝 撃 セ ン 断 併 用 回 転 式 (横 型)
処理能力	75t/5h
選別種類	4 種選別【鉄・アルミ(資源化)、可燃物(焼却処理)、不燃物(最終処分)】

(2) 市内の民間処理施設

市及び他市町村で処理(資源化)が出来ない廃棄物の受入施設

①固形燃料(RPF)への資源化施設

施 設 名	(株)市川環境エンジニアリング 行徳工場
所 在 地	加藤新田 2 1 2 番地
取扱廃棄物	可燃ごみ・資源ごみ
内 容	中間処理(破砕・選別・造粒)
処理予定量	18,000t/年
搬入元	船橋市、成田市、四街道市、御宿町等

②廃家電リサイクル施設

施 設 名	(株)ハイパーサイクルシステムズ
所 在 地	東浜1丁目2番地4
取扱廃棄物	廃家電製品
内 容	中間処理(破砕)
処理予定量	36,300 t /年
搬入元	藤沢市、町田市、国立市、昭島市等

③食品残渣リサイクル施設

施 設 名	(株)農業技術マーケティング
所 在 地	本行徳 2 5 5 4 番 6 3
取扱廃棄物	食品残渣
内 容	中間処理（破碎・減圧乾燥）
処理予定量	4,000 t / 年
搬入元	我孫子市、浦安市、江東区、江戸川区等

8. 発生抑制・排出抑制プラン

(1) 家庭系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業のあらまし
マイバッグ運動	消費者・事業者・行政の代表で構成する「マイバッグ運動推進会」が主体となって、この事業継続・拡大を図ってきた結果、この運動が広く市民に浸透しています。平成20年度は、消費者中心の運動から事業者中心の運動に切り替えて、市と市内に所在するスーパー及びコンビニエンスストア等と「(仮称)レジ袋に削減に関する協定」の締結に向けた取り組みを推進します。
ごみ減量化・資源化協力店制度	ごみ減量化・資源化協力店に対するマイバッグ運動の啓発など様々な機会でのPRを行い、商品の簡易包装等を促進させると共に、使い捨て製品の取扱自粛、ビン・カン・紙パック等の資源物の回収などにより、家庭から排出されるごみの減量に取り組む販売店を拡大します。 また、市民に対してもこうしたごみ減量化・資源化協力店に積極的に協力するようPRしていきます。
電気式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)の普及	家庭から出る生ごみの減量・有効活用を促進するため、電気式生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)の購入世帯に対し、購入費用の一部を補助します。
大型ごみの有料収集	住民サービスの負担公平性の確保とともに、不用品の再利用、譲渡による発生抑制を図るため、大型ごみの有料収集を行います。
市川市リサイクルプラザにおける不用品再使用の促進	ごみ問題全般に関する情報発信と家庭からの不用家具等の引き取り・展示販売・不用品の情報提供・フリーマーケットの開催などの事業を行います。
小中学生への副読本の配布	将来を担う子どもたちに、学校での授業を通してごみの減量とリサイクルの推進や地球環境保護を伝えるため、小学4年生に社会科副読本として「ごみ探偵団が行く!」、中学生に環境学習副読本として「じゅんかん型社会を3Rで実現しよう!」を配布します。
清掃施設見学会の実施	ごみ処理の実態を身近に体験してもらうため、年間を通して市川市クリーンセンター等の見学会を実施し、中間処理や最終処分の状況を理解してもらい、分別の徹底と発生・排出抑制の普及啓発を行います。

(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業のあらまし
ごみの減量・資源化の啓発・指導	事業所に対し、ごみの減量・資源化に取り組むよう指導すると共に収集運搬業者に対しても取引先事業者と協力・連携して資源化に取り組むよう指導します。 また、事業所に対しリサイクル施設などごみの減量・資源化に関する情報を提供します。
事業用大規模建築物所有者の啓発・指導	延べ床面積3,000㎡以上の特定建築物及び大規模小売店舗(1000㎡超)の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化計画書の作成を義務づけ、事業用大規模建築物から排出されるごみの発生抑制と資源化について啓発・指導します。

9. 市民参加・情報公開プラン

主な事業名	事業のあらまし
市川市廃棄物減量等推進審議会の開催	一般廃棄物の減量・資源化や適正処理等に関する施策などを審議する廃棄物減量等推進審議会を4回開催し、「資源循環型都市」の実現に向けて、各方面からの幅広い視点による意見を求めていきます。 (審議会の委員構成：市議会議員、学識経験者、自治(町)会等の市民代表者、生産・販売関係者、廃棄物処理業者など15名)
じゅんかんプロジェクト(市川市循環型社会推進懇談会)の開催	循環型社会を作り上げていくためには、市民・事業者と行政が連携を図る必要があります。 市の施策の検討、具体化等について市民参加を呼びかけ、廃棄物問題等を協働で検討していくじゅんかんプロジェクト(市川市循環型社会推進懇談会)を6回開催します。
じゅんかんパートナー(市川市廃棄物減量等推進員制度)	資源循環型都市いちかわを目指した取組みの普及やごみ置き場(集積所)等の清潔保持のために地域リーダーの活動の役割として、じゅんかんパートナー(市川市廃棄物減量等推進員)350名による地域コミュニティでの循環型社会の形成を促進します
市川市じゅんかん白書の作成	循環型社会の実現に向けた取り組みや廃棄物処理、資源化の実績等を著した「平成20年度市川市じゅんかん白書」を作成し、いちかわじゅんかんプラン21の進捗状況を広く公表します。
環境清掃部清掃広報誌じゅんかんニュースの回覧	資源循環型のまち“いちかわ”を目指すための市の取り組みやごみ・リサイクル関連のホットニュースをまとめた、環境清掃部清掃広報誌「じゅんかんニュース」を年数回程度、自治(町)会経由で回覧します。
市川市広報(広報いちかわ)による情報提供	市民の3R意識の高揚や12分別収集によるごみ減量・資源化の促進を図るため、市川市清掃行政の取り組みや12分別の検証等について、年1回は特集を市川市広報(広報いちかわ)に掲載して、広く情報公開し市民等への情報提供を図ります。
ホームページの充実	平成18年度循環型社会推進懇談会(じゅんかんプロジェクト6)でホームページに関する提案を受けた内容をもとに引き続き、施策・情報等を幅広く市川市ホームページで提供するなど充実を図ります。
清掃行政協力者表彰の実施	資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量・資源化や地域の環境美化に継続して貢献された自治(町)会、こども会、小学校PTA等の団体及び個人に対し、清掃行政への協力者として表彰します。

Ⅱ. 生活排水処理実施計画

1. 計画区域

市川市全域

2. し尿・汚泥処理計画

(1) 収集運搬

区分	収集運搬主体	収集量／年	収集頻度	搬入先
し尿	市（委託）	4,200 kℓ	定期又は申し込みの都度	市川市衛生処理場
	許可業者	1,300 kℓ	申し込みの都度 （仮設トイレ等の収集）	
浄化槽汚泥	許可業者	61,500 kℓ	浄化槽清掃実施の都度	
収 集 量 合 計		67,000 kℓ		

(収集方法等)

- ① 公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排水する。
- ② 浄化槽を設置している者（浄化槽管理者）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検は千葉県に登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者により年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以上）清掃をしなければならない。
- ③ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した既存の収集運搬業者（別表2）に依頼し、市川市衛生処理場に搬入する。
- ④ し尿は、市長が委託した業者のバキューム車により定期的に収集する。なお、定期収集を超えて汲み取りを必要とする場合は、申し込み制により市長が委託した業者により収集し、市川市衛生処理場に搬入する。
- ⑤ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を市長が許可した既存の収集運搬業者（別表2）に収集を依頼し、収集運搬業者はこれを市川市衛生処理場に搬入する。

(2) 中間処理・最終処分

区 分	中 間 処 理		最 終 処 分	
	処理主体	処理方法・処理量	処理主体	委託先・委託内容
し 尿 浄化槽汚泥	市(直営)	処理量 67,000kℓ /年 処理水：河川放流(二俣川) 余剰汚泥等：焼却	市(委託)	焼却残渣(300 t)の埋立 処分を専門業者に委託

3. 処理施設の概要

施 設 名	市 川 市 衛 生 処 理 場
所 在 地	市 川 市 二 俣 新 町 15 番 地
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理 高度処理：凝集膜分離＋活性炭吸着
処理能力	2 4 2 k ℓ / 日
汚泥処理	汚泥脱水機(遠心分離式)＋焼却炉(流動床式)

4. 一般廃棄物の排出抑制

(1) 高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助(5～10人槽)

下水道の整備が当分の間(7年以上)見込まれない地域において、公共用水域の水質浄化及び一般廃棄物の排出抑制に効果のある高度処理型合併処理浄化槽を普及するため、窒素やリン酸を除去する高度処理浄化槽の設置費(単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽への転換上乗せ補助を含む)の一部を補助します(平成20年度設置見込数：130基)。

(2) 普及啓発

浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)及び高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助事業について、広報やパンフレット等による啓発を行ないます。

(別表1) 一般廃棄物収集・運搬許可業者一覧(ごみ)

【ごみ】

No.	会 社 名	所 在 地	引越し ごみ等	事業系 一般 廃棄物
1	(有)市川企業	南大野1-9-26	—	○
2	(株)石井興業所	曾谷3-7-2	—	○
3	(有)昭和	稲越町170-1	○	○
4	(株)光伸清運	曾谷6-30-2	○	○
5	大市産業(株)	大野町3-1696	○	○
6	(株)市川環境エンジニアリング	田尻2-11-25	○	○
7	(有)中塚クリーンセンター	須和田1-12-25	○	○
8	(有)京昇産業	柏井町1-1263-2	○	○
9	(有)田島清掃	妙典1-9-12	○	○
10	(株)国分運輸	大野町1-56-3	○	○
11	(有)三穂興業	大野町2-595-4	○	○
12	(有)白井興業	稲越町34-2	○	○
13	(株)クリーンタグチ	入船6-24	○	○
14	(株)マツカゼ	曾谷1-31-24	○	○
15	(有)三橋サービス	大野町4-2846	○	○
16	(有)藤城清掃サービス	国分2-7-6	○	○
17	(有)伸興環境	須和田1-23-10	○	○
18	千葉建設(株)	押切20-3	○	○
19	(株)大進工業	鬼越2-5-4	○	○
20	第一優美(有)	大和田5-15-17	○	○
21	(有)及川建材興業	大野町2-773-2	○	○
22	千葉ロードサービス(株)	南八幡3-7-3	○	○
23	(株)曾谷造園土木	曾谷3-9-5	○	○
24	立建建設(株)	大野町2-1849	○	○
25	日本サービス(株)	松戸市主水新田476-10	○	○
26	(株)建総	原木3-18-9	○	○
27	(株)東日本環境アクセス	東京都台東区東上野3-4-12	事業所限定	
28	共同産業(株)	船橋市北本町2-41-2	事業所限定	
29	(有)鈴木商店	鎌ヶ谷市初富160-51	事業所限定	
30	京葉ロードメンテナンス(株)	東京都中央区日本橋人形町2-4-9	高速道路施設限定	
31	(有)市川胞衣社	若宮3-30-13	胞衣等限定	
32	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷3-3-40	食品残渣限定	
33	千葉興産(株)	千葉市美浜区新港249-7	食品残渣限定	
34	(財)市川市清掃公社	二俣新町13-1	市事業限定	

(別表2) 一般廃棄物収集・運搬許可業者一覧(浄化槽汚泥・し尿)

【浄化槽汚泥】

No.	会 社 名	所 在 地
1	(財)市川市清掃公社	二俣新町 13-1
2	(株)矢切衛生社	松戸市下矢切 706
3	(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2-11-25
4	(株)都市整美センター	東京都墨田区両国 4-19-2
5	(株)エイケン	船橋市米ヶ崎 729
6	京葉管理事業(株)	柏市つくしが丘 1-14-8
7	(株)建総	原木 3-18-9
8	(株)市川衛生管理センター	曾谷 6-30-2

【し尿】

No.	会 社 名	所 在 地
1	(財)市川市清掃公社	二俣新町 13-1

(別表3)

市川市クリーンセンター受入基準

1. 市川市クリーンセンターにおいて受入する廃棄物は次のとおりとする。

区分	廃棄物の種別	条 件
一般廃棄物 家庭系	燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象外のプラスチック類など)	(1) 搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。 (2) 搬入しようとする廃棄物を処理施設に支障が生じない形状にすること。 (3) 搬入しようとする廃棄物を爆発、火災等の危険がないようにすること。 (4) 資源物は、出来るだけ資源化し、搬入量を減らすこと。
	燃やさないごみ (金属類、ガラス類、陶磁器類)	
	大型ごみ (寝具、家具、自転車、じゅうたんなど)	
	有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計)	
一般廃棄物 事業系	生ごみ、紙くず、木くず、繊維くずなど	
一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物(※)		

(※) 廃棄物の区分のうち一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲において、一般廃棄物と混合処理ができる産業廃棄物、その他市が処理することが必要であると認める産業廃棄物で次のいずれかのものをいう。

(1) 中小規模の事業者から排出される産業廃棄物で、産業廃棄物として中小事業者の個別処理に委ねると著しく廃棄物処理負担が大きいと判断される少量の産業廃棄物。ただし、事業所本来の目的である事業活動から排出されたものは、少量でも不可。

(例；製造、加工ライン等から排出されたもの等)

(2) 事業所の事業活動から排出される産業廃棄物のうち、日常の家庭消費生活と同様な活動によって排出された産業廃棄物。(例；事業所の従業員等が飲食等により排出された弁当プラ容器、菓子袋、ペットボトル等)

2. 市川市クリーンセンターにおいて受入できない廃棄物は次のとおりとする。

(1) 個別リサイクル法等によりメーカー等により回収される廃棄物。

	廃 棄 物 の 種 類
1	特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条各号に掲げる機械器具(エアコン・テレビ(ブラウン管式)・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機)
2	使用済みパソコン(デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・CRTディスプレイ／一体型パソコン・液晶ディスプレイ／一体型パソコンを含む。)
3	廃自動二輪車(原動機付き自転車を含む。)

(2) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な廃棄物。

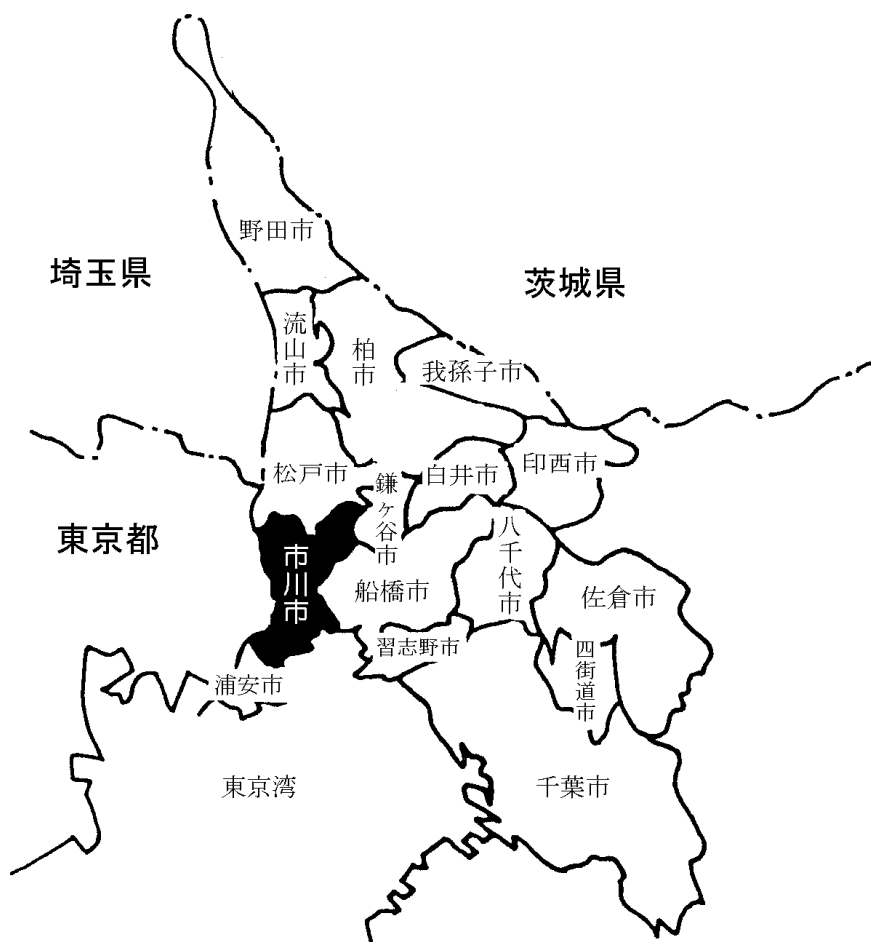
	廃 棄 物 の 種 類
1	自動車解体部品(ドア・バッテリー・タイヤ・ホイール、バッテリー等)
2	危険性のあるもの(灯油、ガソリン、オイル、花火、火薬類等)
3	消火器
4	ピアノ、耐火金庫(手提げ金庫を除く)
5	プロパンガスボンベ(カセット式ボンベを除く)
6	感染性のあるもの
7	有害性物質を含むもの(薬品、農薬、殺虫剤、ニカド電池等)
8	著しく悪臭を発するもの(糞尿、汚物等)
9	液状のもの(廃油、ペンキ等)
10	粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのあるもの
11	その他、処理が著しく困難なものと認められるもの及び処理施設の機能に支障が生ずるものと認められるもの。

◆市勢と廃棄物事業のあゆみ

市川市は、千葉県の西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市、鎌ヶ谷市、南は浦安市と接して東京湾に臨み、西は江戸川を隔てて東京都と隣接しています。

市の面積は56.39km²であり、地形は東西8.20km・南北13.33kmと南北に長く、北部は標高20mを超える丘陵となっていますが、おおむね標高2～3mの平坦地です。

都心から20km圏に位置し、鉄道7路線・高速道路2路線が整備されており、良好な郊外住宅都市として発展しています。また、臨海部の埋立地には、企業が進出し、京葉工業地帯の一翼を担っています。



人 口	470,074人（平成19年10月1日 現在）
世 帯 数	213,411世帯（ ” ）
世帯当り人数	2.20 人/世帯
面 積	56.39 km ²
人 口 密 度	8,336 人/km ²
東 西 延 長	8.20 km
南 北 延 長	13.33 km

年 度	区 分	内 容
昭和 9年度		市制施行 (11月)
21年度	ごみ	掃除巡視員制度を設け市内を5地区に分け、塵芥処理、環境衛生業務を実施 (6月)
23年度	その他	衛生課発足 (6月)
25年度	ごみ	衛生班7班を編成し、「ごみ投入共同箱」及び各家庭へのごみの巡回収集を実施 (4月)
29年度	し尿	し尿汲み取りをし尿収集許可業者により実施 (7月)
	その他	・明治33年制定「汚物掃除法」が廃止され、「清掃法」を制定 (4月) ・「市川市清掃条例」制定 (10月)
30年度	ごみ	柏井町2丁目に ^{じんかい} 柏井塵芥焼却場(18t/日)完成 (2月)
36年度	し尿	大野町2丁目地先にし尿貯留場を設置 (11月)
37年度	ごみ	柏井塵芥焼却場(37.5t/日)増設 (2月)
	その他	清掃課発足 (10月)
38年度	ごみ	・各戸のごみ箱を廃止しポリ容器・紙袋による混合収集方式に改め、市街地は週3回、その他の地域は週2回の定期収集を開始 (3月) ・犬猫死体焼却場を南八幡に設置 (3月)
39年度	し尿	二俣新町に衛生処理場建設着工 (11月)
	その他	部制施行に伴い経済衛生部に所属 (4月)
40年度	ごみ	柏井塵芥焼却場(50t/日)増設 (3月)
	し尿	清掃第2係を設け、し尿汲み取り業者の指揮監督体制を設置 (9月)
41年度	し尿	衛生処理場 竣工 (200kℓ /日) (3月)
42年度	し尿	し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け、し尿収集を2業者に委託(40.11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運) (11月)
	その他	「市川市清掃条例」全面改正 (9月)
43年度	その他	清掃課を清掃第1課、清掃第2課に分離 (4月)
44年度	し尿	衛生処理場 増設(100kℓ /日) (3月)
	その他	「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」制定 (12月)
45年度	ごみ	民間2業者にごみ収集を委託し、駅周辺の早朝収集開始 (6月)
	その他	・都市計画ごみ処理場として都市計画決定 (12月) ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定 (12月)
46年度	ごみ	大型ごみ収集を開始(年6回) (7月)
	その他	環境衛生部に部名変更 (10月)
47年度	ごみ	仮称市川市高谷清掃工場建設工事着工 (7月)
	し尿	衛生処理場余剰汚泥処理装置・脱臭装置完成 (10月)
	その他	「市川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 (3月)
48年度	ごみ	柏井塵芥焼却場閉鎖・操業中止 (12月)
	し尿	「市川市汲み取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」制定 (10月)
	その他	保健衛生部に部名変更 (1月)

年 度	区 分	内 容
49年度	ごみ	・ごみの分別収集一部地区で試行実施（4月） ・大型ごみ破砕処理施設着工（10月） ・清掃工場竣工（450t/日）（12月） ・燃えるごみ週3回、燃えないごみ週1回の全市域分別収集開始（12月）
	し尿	・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付要綱」を制定し、補助金交付開始（4月） ・衛生処理場増設（100kℓ/日）（3月）
	その他	機構改革により保健衛生部から 清掃部として独立 し、清掃第1課・清掃第2課・清掃第3課・清掃工場・衛生処理場に変更（4月）
50年度	ごみ	・清掃工場大型ごみ破砕処理施設竣工（60t/5h）（4月） ・大型ごみ、月1回の集積所収集開始（4月）
51年度	ごみ	・柏井塵芥焼却場解体（10月） ・一部の自治会等で紙の資源回収開始（2月）
	し尿	衛生処理場前処理設備・汚泥乾燥設備・脱臭設備完成（3月）
52年度	し尿	し尿汲み取り料金の無料化実施 （4月）
53年度	その他	機構改革により 清掃部と環境部が合併し環境清掃部となり 、清掃第1課・清掃第3課が清掃事務所に、清掃第2課が清掃管理課に変更（4月）
54年度	その他	・機構改革により清掃事務所・清掃管理課を統廃合し、新たに清掃事務所制をしき、管理課と業務課を設置（5月） ・「土砂等による土地の埋立、盛土並びにたい積に関する指導要綱」施行（9月）
55年度	ごみ	・最終処分を茨城県北茨城市内の民間業者に一部委託開始（5月） ・集団資源回収開始（7月） ・最終処分を民間業者に全量委託開始（1月）
	その他	「市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」制定（10月）
56年度	ごみ	ビン、月1回の集積所収集開始 （集団資源回収地区を除く）（8月）
	し尿	「市川市浄化槽清掃料金補助金交付規則」制定（4月）
	その他	「市川市環境美化条例」制定（7月）
57年度	ごみ	大型ごみ個別収集申込み制を一部地区で開始（7月）
	し尿	浄化槽汚泥処理手数料有料化実施（5月）
58年度	し尿	「浄化槽法」公布（5月）
59年度	ごみ	・廃乾電池（筒型）を有害ごみとして週1回の分別収集を開始（4月） ・ビン収集を月2回に増加（4月）
	その他	「市川市清掃工場建設基金の設置、管理及び処分に関する条例」制定（3月）
61年度	ごみ	駅前広場周辺の道路等の清掃業務を財団法人市川市高齢者福祉事業団に委託開始（4月）
	その他	機構改革により清掃部となり 、清掃事務所制を廃止し、管理課を清掃管理課、業務課を清掃業務課とし、清掃工場準備室を新設（7月）
62年度	ごみ	燃えないごみ（直営収集分）の中間処理を民間業者に一部委託開始（7月）
63年度	ごみ	・定期収集後の集積所周辺の巡視及び清掃を行うため、巡回清掃業務を民間業者に委託開始（4月） ・「市川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」策定（10月）
	し尿	「市川市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）」策定（10月）

年 度	区 分	内 容
平成 元年度	ごみ	・ 最終処分（全量）の委託先を銚子市内の民間業者に変更（4月） ・ 不法投棄防止協力員制度を開始（4月） ・ ビン回収地区を3割から4割に拡大。回収回数も月2回から週1回に増加（8月） ・ 市川市のキャンペーン（タイトル「シェイプアップ市川」「ごみを減らして」）を開始
2年度	ごみ	・ ビン回収地区を市域の7割地区に拡大すると共にカンの回収もビンと併せ週1回実施（4月） ・ 集団資源回収参加団体に対して報償金の交付を開始（4月） ・ 大型ごみの中間処理を民間業者に委託開始（4月） ・ 「家庭ごみ減量化アンケート」実施（8月） ・ （仮称）市川市クリーンセンター（焼却施設600 t / 日・不燃・大型ごみ破碎施設75 t / 5 h）建設工事着工（9月） ・ 牛乳パックの回収を公民館・小学校で開始（10月） ・ ごみ処理業務のイメージ改革として、ごみ収集車のカラーリングの実施とキャラクター（キラリン・ピカリン）を制作（10月） ・ 「事業所ごみ減量化アンケート」実施（11月） ・ 庁内で紙ごみの回収を開始（3月）
	その他	・ 機構改革によりクリーン推進課を新設し、また、清掃工場建設準備室を清掃工場建設室に変更（7月） ・ ごみの発生から処分まで、また、身近にできるごみ対策について、女性の視点から考え、行動し、施策に参加する場として『女性の会』が発足（8月）
3年度	ごみ	・ ビン、カン回収を市内全域に拡大（4月） ・ ごみ処理業務のイメージ改革として、新デザインのユニホームを着用（4月） ・ 市内在住者を対象にコンポスト容器購入費補助制度を開始（6月） ・ 「市川市ごみ減量化・資源化協力店」制度開始（10月）
	その他	・ 「再生資源の利用促進に関する法律」制定（4月） ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正（10月）
4年度	ごみ	・ 不法投棄防止協力員制度を廃止（3月） ・ 「市川市収集処理システム検討調査」実施（3月）
	し尿	「市川市汲み取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」廃止（4月）
	その他	「一般廃棄物処理手数料」に消費税相当額導入（4月）
5年度	ごみ	・ 廃棄物減量等推進員（クリーンパートナー42名）設置（7月） ・ 市川市廃棄物減量等推進審議会の設置（8月） ・ 新清掃工場（市川市クリーンセンター）仮稼動開始（11月） ・ フロンガス回収（対象は冷蔵庫とエアコン）開始（3月）
	し尿	「市川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」並びに「市川市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱」を制定し、補助金交付を開始（4月）
	その他	・ 「市川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」並びに「市川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」廃止（6月） ・ 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則」施行（7月）

年 度	区 分	内 容
6年度	ごみ	・市川市クリーンセンターの竣工 (4月) ・ごみの収集方法の一部変更(プラスチック、ゴム、皮革類等を燃えるごみとして収集) (4月) ・JR総武線を境に燃えるごみを2地区に変更 (4月) ・市川市クリーンセンター見学会開始 (5月) ・廃棄物減量等推進員10名増員(計52名) (7月) ・大型ごみ戸別収集を市内全域に拡大 (10月) ・清潔で、明るく、緑豊かで、住むことに愛着のもてるまちの実現に全力を傾けることを誓い、「クリーン・グリーン都市」を宣言 (11月) ・旧清掃工場解体取り壊し着工 (12月) ・「一般廃棄物処理基本計画ごみ処理編」策定 (3月)
	し尿	「 一般廃棄物処理基本計画生活排水処理編 」策定 (10月)
	その他	・清掃工場名称変更と組織替え、施設広報係、化学技術係(公害防止の強化)の新設 (4月)
7年度	ごみ	・廃棄物減量等推進員10名増員(計62名) (7月) ・旧清掃工場解体取り壊し完了 (1月) ・「ごみ処理と資源物処理に係る基本方針」策定 (3月)
	その他	・市川市リサイクルプラザの開設 (6月) ・都市計画汚物処理場として市川衛生処理場を都市計画決定 (11月) ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」施行 (12月)
8年度	ごみ	・廃棄物減量等推進員10名増員(計72名) (3月) ・「市川市分別収集計画」策定 (10月)
	し尿	し尿収集運搬手数料有料化を実施 (10月)
	その他	・機構改革により清掃工場建設室を廃止し、施設課を新設 (4月) ・市計画ごみ焼却場の都市計画変更 (12月)
9年度	ごみ	・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく、ペットボトル・紙パックの拠点開始 (4月) ・「ごみと資源物アンケート」実施 (5月) ・廃棄物減量等推進員10名増員(計82名) (7月) ・「市川市一般廃棄物処理施設整備基本計画」策定 (3月)
	し尿	・新衛生処理場建設着工 (9月)(スクラップアンドビルト方式) ・旧衛生処理場施設の撤去開始 (11月)
10年度	ごみ	・指定袋制及び大型ごみ収集有料化を市川市廃棄物減量等推進審議会に諮問 (11月) ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化の答申 (1月)
	その他	・「特定家庭用機器再商品化法」制定 (6月) ・市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準を制定 (1月) ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正 (3月) (大型ごみ収集有料化に伴う手数料規定の改正)

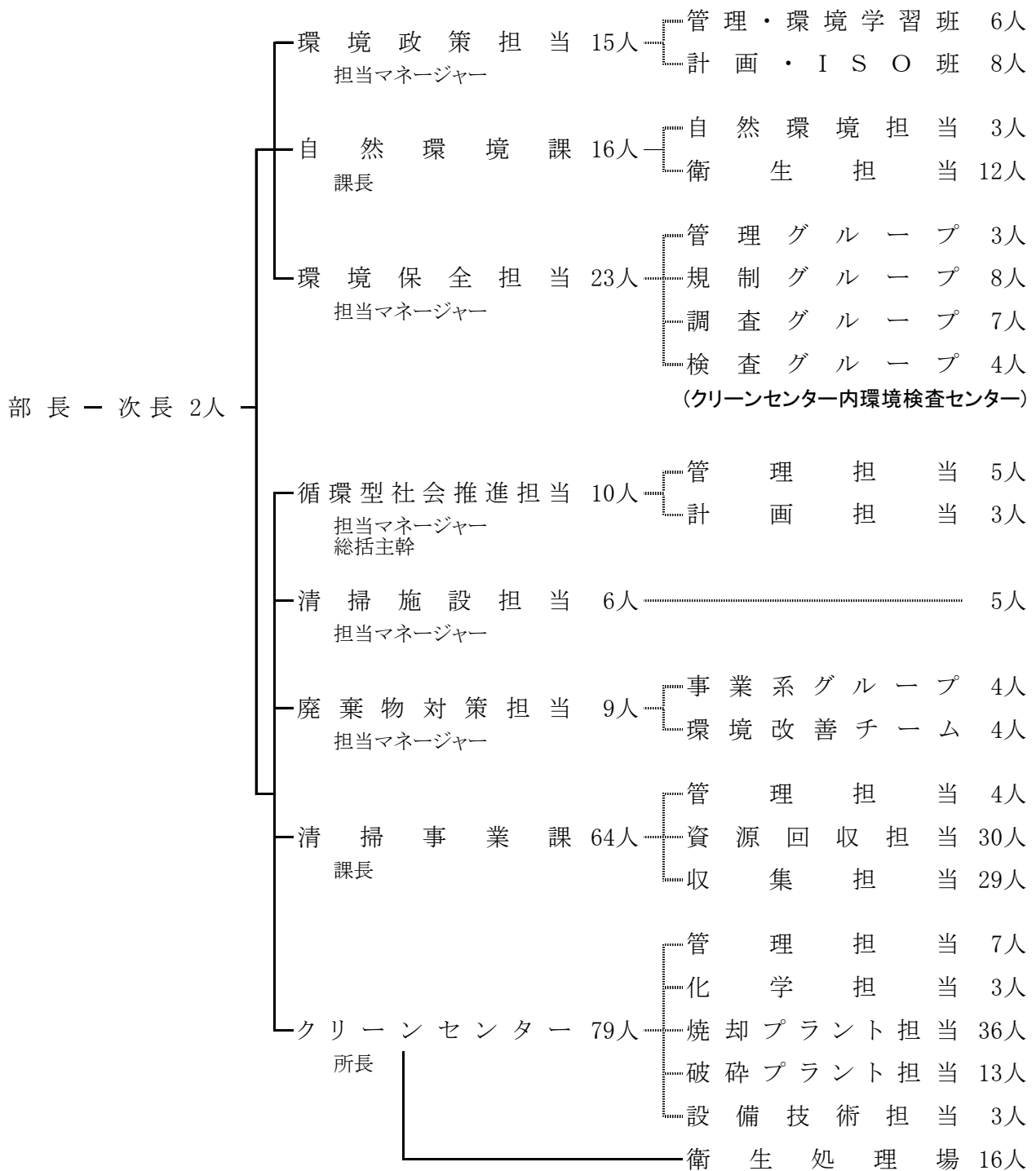
年 度	区 分	内 容
11年度	ごみ	・剪定枝葉のチップ化開始 (4月) ・「第2期市川市分別収集計画」策定 (6月) ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化実施 (10月) ・市川市リサイクルプラザ不用品有料販売開始。収益は福祉事業へ (11月)
	し尿	・単独処理浄化槽清掃料金補助金交付廃止 (4月) ・新衛生処理場試運転開始 (9月) ・新衛生処理場竣工 (3月)
	その他	・機構改革により、清掃部に政策調整担当を設置し、クリーン推進課をリサイクル推進課へ改称 (4月) ・市川市クリーンセンター「ISO14001認証取得に向けて」の宣言 (4月) ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」一部改正 (5月) ・市川市クリーンセンターISO14001の認証を取得 (2月)
12年度	ごみ	・電気式生ごみ処理機購入費補助制度を開始 (5月) ・市川市リサイクルプラザにリサイクルガラス工芸教室を開設 (6月) ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事着工 (9月) ・事業系ごみの減量と適正処理について啓発リーフレットを市内12,000の事業所へ送付 (11月)
	し尿	・新衛生処理場供用開始 (4月) ・「合併処理浄化槽清掃料金補助金」及び「合併処理浄化槽維持管理費補助金」交付廃止 (4月)
	その他	・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」完全施行 (4月) ・「循環型社会形成推進基本法」完全施行 (1月)。併せて、廃棄物処理法の改正等の個別法律も整備 (5～6月)
13年度	ごみ	・特定家庭用機器再商品化法対象品目（ブラウン管式テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン）の市受入廃止 (4月) ・市川市クリーンセンター灰固形化施設整備工事着工 (6月) ・「ごみ処理・リサイクルに関する市民意識調査」実施 (7月) ・廃棄物減量等推進員を公募。循環型社会へ対応すべく、呼称をクリーンパートナーからじゅんかんパートナーへ変更（市内14地区81名） ・一般廃棄物処理基本計画を市民参加で策定する「循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）」設置 (8月) ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事完成 (9月) ・プラスチック製容器包装類のモデル回収開始 (10月) ・買物袋持参運動をモデル地区で開始 (10月) ・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）ごみ処理編策定 (3月)
	し尿	市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）生活排水処理編策定 (3月)
	その他	・「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」施行 (4月) ・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」施行 (4月) ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」施行 (5月) ・市役所本庁舎ほか18施設でISO14001の認証を取得 (3月)

年 度	区 分	内 容
14年度	ごみ	・市川市クリーンセンター灰固形化施設整備工事完成 (4月) ・「第3期市川市分別収集計画」策定 (6月) ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦(市内14地区139名) (7月) ・市川市清掃公社「じゅんかん堆肥」(1袋40リットル型)を販売開始 (8月) ・焼却量の削減、資源化率の向上を目指した「資源物とごみの12分別収集」(集積所収集)を全市域で開始 (10月) ・市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業の実施方針を公表 (12月)
	その他	・機構改革。廃棄物処理を環境行政の一環として推進していくため「環境清掃部」として一元化。清掃管理課を環境衛生課として、衛生処理場を合併。清掃施設課をリサイクル推進課に統合 (4月) ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」施行(5月) ・市川市クリーンセンターISO14001更新審査 (2月)
15年度	ごみ	・リサイクルプラザの展示販売品をホームページ掲載 (4月) ・買物袋持参運動推進検討会発足 (7月) ・ひとり暮らしの高齢者、障害者等を対象に「大型ごみ」のサポート収集を開始(7月) ・循環型社会推進懇談会(じゅんかんプロジェクト)メンバーと協働で「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市民に配布 (11月) ・リサイクルショップ「あある」閉館 (3月)
	その他	・「資源有効利用促進法」に基づきメーカー等による家庭系使用済みパソコンの回収・リサイクル開始 (10月) ・「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施行条例規則」一部改正 (12月) ・「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」並びに「空地に係る環境衛生の保全に関する施行規則」一部改正 (12月)
16年度	ごみ	・特定家庭用機器再商品化法対象品目(冷蔵庫)の追加に伴い、市受入廃止(4月) ・最終処分(全量)の民間委託処分先を2業者に変更 (4月) ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦(市内14地区149名) (7月) ・市民、事業者等による「マイバック運動推進会」発足 (7月) ・市川市クリーンセンターに搬入される、燃やさないごみ及び大型ごみの手選別開始 (10月) ・じゅんかん堆肥の1袋15リットル型販売開始 (10月) ・従来の小・中学生用副読本を循環型社会の構築の視点から見直して、配布 (3月)
	し尿	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助事業を開始 (4月)
	その他	・機構改革により環境衛生課を廃止し、廃棄物対策課を新設 (4月) ・衛生処理場を市川市クリーンセンターに、環境検査センターを環境保全課に統合 (4月) ・二輪車リサイクルシステム(業界による自主的取り組み)開始 (10月) ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」完全施行 (1月) ・京都議定書発効 (2月)
17年度	ごみ	・第4期市川市分別収集計画策定 (6月) ・「ゼロエミッションフォーラム・イン・いちかわ2005」を開催 (8月) ・アスベスト含有家庭用品廃棄物の分別収集を開始 (10月) ・リサイクルプラザで販売家具等の有料配送を開始 (10月)
	その他	・市川市クリーンセンターISO14001第2回更新審査 (2月)

年 度	区 分	内 容
18年度	ごみ	・ パーソナルコンピュータ及び原付バイクの市受入廃止 (4月) ・ 市川市リサイクルプラザ内に資源じゅんかん政策課分室を設置 (4月) ・ 燃やさないごみ、有害ごみ収集車をアスベスト飛散対策車に変更 (6月) ・ 容器包装リサイクル法の改正 (6月) ・ 廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦(市内14地区259名) (7月) ・ 事業系ごみ(一般廃棄物)実態アンケート調査実施(市内6,000事業所) (2月)
19年度	ごみ	・ 学校給食残渣等を対象とした生ごみ資源化モデル事業の実施(4月) ・ 「第5期市川市分別収集計画」策定(6月) ・ 余熱利用施設(クリーンスパ市川)オープン(9月)
	その他	・ 循環型社会推進懇談会(じゅんかんプロジェクト)メンバーと協働で環境清掃部清掃ホームページ「ごみとリサイクル」を全面改訂し公開(4月) ・ 環境省が「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を策定(6月) ・ 環境省が第2次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画を策定(3月)

◆環境清掃部組織

○環境清掃部機構（225人） 平成 20 年 4 月 1 日現在



○事務分掌

環境政策担当

- (1) 担当の庶務に関する事。
- (2) 環境基本計画に関する事。
- (3) 環境審議会に関する事。
- (4) 環境調整会議に関する事。
- (5) 市の施設(クリーンセンターを除く。)に係るISO14001に関する事。
- (6) 環境学習の推進に関する事。
- (7) 新エネルギーに関する事。
- (8) 地球温暖化対策に関する事。
- (9) 生活排水対策推進計画に関する事。
- (10) 環境清掃部の所管に係る事務事業の連絡及び調整に関する事。
- (11) 部内他の担当の所掌に属しない事項に関する事。

自然環境課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 自然環境保全再生指針に関する事。
- (3) 自然環境の保全、創出及び再生の推進及び啓発に関する事。
- (4) 鳥獣飼養の登録票の交付及び販売禁止鳥獣等の販売の許可に関する事。
- (5) ラムサール条約に関する事。
- (6) 空地の雑草除去に関する事。
- (7) ねずみ族及び衛生害虫の駆除に関する事。

環境保全担当

- (1) 担当の庶務に関する事。
- (2) 環境の監視、測定、指導及び規制に関する事。
- (3) 環境保全協定の締結に関する事。
- (4) 公害防止に係る助成に関する事。
- (5) 公害に係る苦情の処理に関する事。
- (6) 公害に係る特定施設等の届出に関する事。
- (7) アスベスト対策に関する事。
- (8) 環境の調査及び研究に関する事。
- (9) 環境検査センターに関する事。

- (10) その他公害防止に関すること。

循環型社会推進担当

- (1) 担当の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理の施策に係る総合調整に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の計画及び総合調整に関すること。
- (5) ごみの資源化及び減量の推進に関すること。
- (6) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (7) 廃棄物減量等推進員に関すること。
- (8) ごみのない街づくりに関すること。
- (9) し尿の収集運搬に関すること。
- (10) 財団法人市川市清掃公社との連絡に関すること。

清掃施設担当

- (1) 担当の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設等の建設等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設建設等基金の管理(運用を除く。)及び処分に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の延命化に関すること。

廃棄物対策担当

- (1) 担当の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 事業系一般廃棄物の適正処理の指導に関すること。
- (4) 不法投棄の監視及び指導に関すること。
- (5) 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積事業の許可及び指導監督に関する
こと。
- (6) 産業廃棄物対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。

清掃事業課

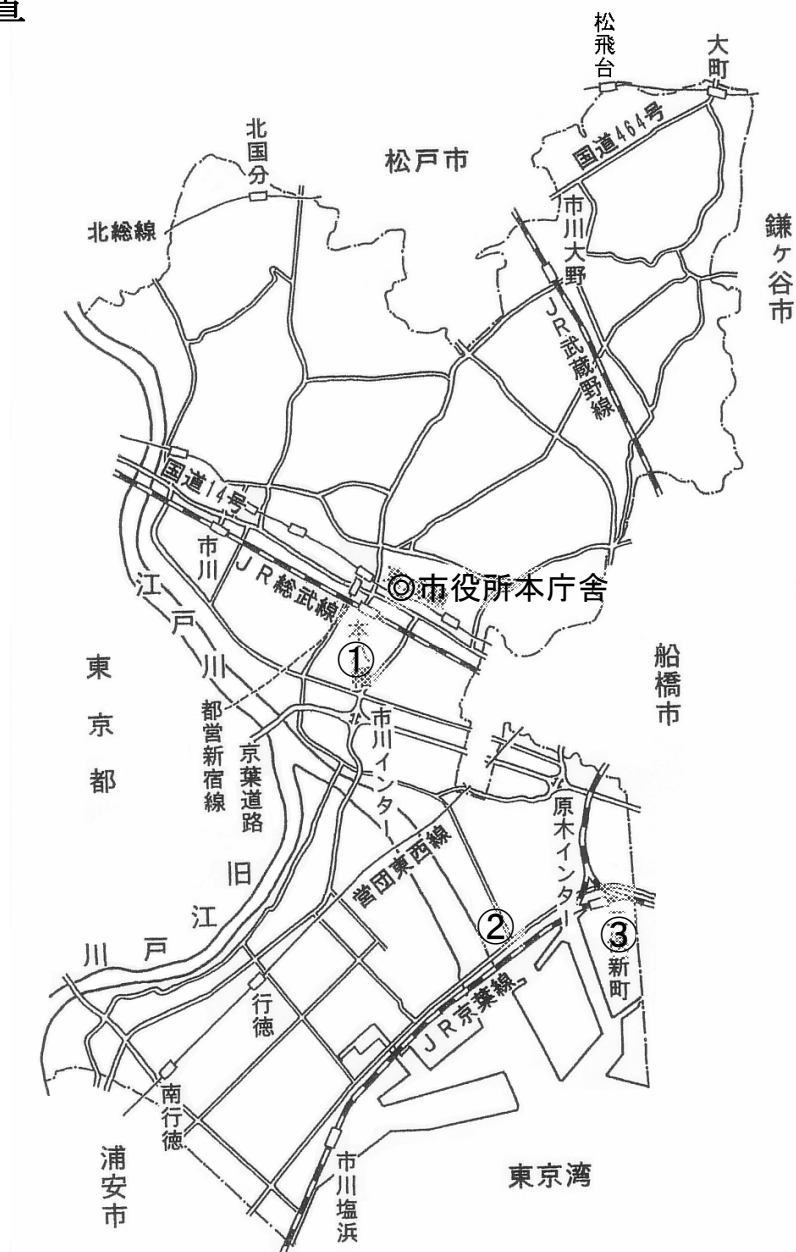
- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) ごみの収集運搬及び委託業者の指導監督に関すること。
- (3) 資源ごみの回収に関すること。
- (4) 不法投棄物の収集運搬に関すること。

- (5) 犬猫死体の収集運搬に関する事。

クリーンセンター

- (1) センターの庶務に関する事。
- (2) センターの見学者への広報啓発に関する事。
- (3) ごみの計量及び搬入調整に関する事。
- (4) 焼却炉、破砕機及び犬猫死体焼却炉の運転業務に関する事。
- (5) 発電及び電気の供給に関する事。
- (6) 電気、機械設備等の保守点検に関する事。
- (7) 焼却残渣等の処分に関する事。
- (8) センターにおけるISO14001の運用及び進行管理に関する事。
- (9) 衛生処理場に関する事。
- (10) センターの維持管理に関する事。
- (11) 余熱利用施設運営事業に関する事。

○施設配置



	課名、施設名	所 在 地	電 話
①	環 境 政 策 担 当	市川市南八幡2-18-9 (分庁舎B棟)	047(334)1111
	清 掃 事 業 課		
	自 然 環 境 課	同上 (分庁舎A棟)	
	環 境 保 全 担 当		
	循 環 型 社 会 推 進 担 当		
②	廃 棄 物 対 策 担 当		
	ク リ ー ン セ ン タ ー	市川市田尻1003番地	047(328)2326
	環 境 検 査 セ ン タ ー		047(327)9282
清 掃 施 設 担 当	047(328)5374		
③	衛 生 処 理 場	市川市二俣新町15番地	047(327)0288



キラリン・ピカリン

魔法のほうきで、困難なごみ処理問題を一扫したいとの願いを込めた市川市の清掃キャラクターです。

ごみ処理の「暗い」「汚い」といったマイナスのイメージを、「清潔」「明るい」「親しみやすい」ものに変えて、ごみ問題をより身近に感じてもらえるようにと、平成2年に作成しました。

〒272-0023 市川市南八幡2丁目18番9号
市川市分庁舎A棟

市川市 環境清掃部 循環型社会推進担当

TEL: 047(320)3971

FAX: 047(370)9160